湯梨浜町地域防災計画

【風水害対策編】

令和 02 年 02 月

湯梨浜町防災会議

湯梨浜町地域防災計画（風水害対策編）　目　次

第　１　章　　総　　則 ---------- 3
　第１節　通　　則 ---------- 3
　第２節　湯梨浜町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱 ---------- 4
　第３節　計画の基本的考え方（防災ビジョン） ---------- 7
　第４節　町民の責務 ---------- 9
　第５節　湯梨浜町の自然条件と災害 ---------- 10
　第６節　浸水地域・土砂災害警戒区域等---------- 13
第　２　章　　災害予防計画 ---------- 13
　第１節　通　　則 ---------- 13
　第２節　減災目標の整備 ---------- 13
　第３節　災害危険区域の設定 ---------- 13
　第４節　水害予防計画 ---------- 13
　第５節　土砂災害防止計画 ---------- 15
　第６節　風害予防計画 ---------- 17
　第７節　雪害予防計画 ---------- 18
　第８節　高潮、高波災害予防計画 ---------- 20
　第９節　農業災害予防計画 ---------- 20
　第 10 節　建造物災害予防計画 ---------- 21
　第 11 節　消防計画 ---------- 22
　第 12 節　文化財災害予防計画 ---------- 25
　第 13 節　避難所等整備計画 ---------- 26
　第 14 節　防災体制の整備計画 ---------- 259
　第 15 節　物資・資機材等整備計画 ---------- 329
　第 16 節　医療(助産)救護体制の整備計画---------- 33
　第 17 節　防災通信体制整備計画 ---------- 34
　第 18 節　防災拠点の整備計画 ---------- 34
　第 19 節　緊急輸送計画 ---------- 35
　第 20 節　広域応援体制・受入体制整備計画---------- 36
　第 21 節　防災訓練計画 ---------- 36
　第 22 節　避難行動要支援者対策の強化---------- 39
　第 23 節　自主防災組織の整備計画 ---------- 40
　第 24 節　地区防災計画 ---------- 25
　第 25 節　防災知識普及計画 ---------- 43
　第 26 節　ボランティア受入計画 ---------- 46
　第 27 節　海上災害予防計画 ---------- 48
　第 28 節　危険物等災害予防計画 ---------- 48
　第 29 節　被災者支援計画 ---------- 49
　第 30 節　帰宅困難者対策の強化 ---------- 50
　第 31 節　ため池・樋門の管理体制の強化---------- 51
　第 32 節　災害時の事業継続の取組みの促進---------- 52
　第 33 節　竜巻・突風対策計画 ---------- 52
第　３　章　　災害応急対策計画 ---------- 55
　第１節　湯梨浜町防災会議 ---------- 55

第２節　湯梨浜町災害警戒本部 ---------- 55
第３節　湯梨浜町災害対策本部 ---------- 56
第４節　配備及び動員計画 ---------- 64
第５節　気象情報等の伝達計画 ---------- 68
第６節　災害情報収集計画 ---------- 77
第７節　災害通信計画 ---------- 82
第８節　災害広報・広聴計画 ---------- 85
第９節　事前措置計画 ---------- 87
第 10 節　避難計画 ---------- 88
第 11 節　消防活動計画 ---------- 105
第 12 節　消防防災ヘリコプター活用計画---------- 106
第 13 節　広域応援計画 ---------- 107
第 14 節　自衛隊災害派遣要請計画 ---------- 108
第 15 節　海上保安庁への応援要請及び応援受入れ---------- 113
第 16 節　国道交通省への応援要請及び応援受入れ ----------113
第 17 節　労働力供給計画 ----------1133
第 18 節　水防計画 ---------- 116
第 19 節　機械資機材の調達計画 ---------- 121
第 20 節　災害救助法の適用 ---------- 122
第 21 節　食糧供給計画 ---------- 124
第 22 節　衣料生活必需物資供給計画 ---------- 126
第 23 節　給水計画 ---------- 129
第 24 節　入浴計画 ---------- 131
第 25 節　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画---------- 131
第 26 節　医療（助産）救護計画 ---------- 136
第 27 節　防疫計画 ---------- 139
第 28 節　清掃及び死亡獣畜処理計画 ---------- 141
第 29 節　トイレ対策計画 ---------- 143
第 30 節　救出計画 ---------- 146
第 31 節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画---------- 147
第 32 節　障害物の除去計画 ---------- 151
第 33 節　輸送計画 ---------- 152
第 34 節　交通確保対策計画 ---------- 155
第 35 節　文教対策計画 ---------- 157
第 36 節　民間団体、民間企業との協働計画---------- 161
第 37 節　ボランティア受入計画 ---------- 162
第 38 節　避難行動要支援者対策の強化---------- 163
第 39 節　義援金・義援物資の受入・配分計画---------- 164
第 40 節　交通施設災害応急対策計画 ---------- 165
第 41 節　水道施設応急対策計画 ---------- 167
第 42 節　下水道施設応急対策計画 ---------- 168
第 43 節　電力施設応急対策計画 ---------- 168
第 44 節　ＬＰガス災害応急対策計画 ---------- 169
第 45 節　電信電話施設 ---------- 169
第 46 節　携帯電話施設 ---------- 170
第 47 節　損害補償 ---------- 171

第 48 節　孤立発生時の応急対策計画 ---------- 172
第 49 節　動物の管理 ---------- 173
第 50 節　被害認定及び罹災証明の発行---------- 175
第 51 節　農林業災害応急対策 ---------- 176
第 52 節　ため池・樋門の応急対策 ---------- 177
第　4　章　　災害復旧計画 ---------- 180
第１節　災害復旧事業の実施 ---------- 180
第２節　激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置 ---------- 181
第３節　資金融資計画 ---------- 183
第４節　被災者生活再建支援法の適用 ---------- 187
第５節　災害復興計画 ---------- 188
第　5　章　　事故災害対策計画 ---------- 191
第１節　大規模事故対策計画 ---------- 191
第２節　道路災害対策計画 ---------- 194
第３節　鉄道災害対策計画 ---------- 196
第４節　海上災害対策計画 ---------- 200
第５節　危険物等災害対策計画 ---------- 205
第６節　大規模火事対策計画 ---------- 214
第７節　林野火災対策計画 ---------- 216
第８節　雪害対策計画 ---------- 217
第９節　放射性物質及び原子力災害対策---------- 220

第１編　風水害対策編

第　１　章　　総　　則

第１節　通　　則

１．計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。）第 42 条の規定に基づき、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害にかかる災害予防・災害対策及び災害復旧に関する事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的・計画的に推進する。町及び住民の生命・財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するために、必要な防災に関する基本的事項の中から災害対策上特に必要な事項を定めることを目的とする。なお、定めのない事項については、第２章「災害予防計画」、第３章「災害応急対策計画」の定めるところによる。

２．災害の軽減

災害の軽減には、災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、町、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していかなければならないものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、そのために積極的な対応を図るものとする。

第２節　湯梨浜町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱

町及び鳥取県をはじめ、町を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関並びに指定地方公共機関、町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて本町の防災に寄与するものとする。

これらの防災関係機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

１．国の機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	１．直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防 ２．災害に関する情報の収集及び伝達 ３．洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ４．災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置 ５．被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置
中国四国農政局 鳥取地域センター	１．海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 ２．農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 ３．農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 ４．営農資材及び生鮮食糧品等の供給指導、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 ５．農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 ６．被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資 ７．災害時における主要食糧の供給対策
ハローワーク倉吉	１．災害時における労働者のあっせんに関すること
倉吉税務署	１．災害時における国税の減免・納入期限の延長等特別措置に関すること
大阪管区気象台 （鳥取地方気象台）	１．気象、地象（地震にあっては地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知 ２．津波警報等の通知 ３．恒久的災害対策の気象資料の提供 ４．災害発生時の気象観測資料の提供 ５．その他防災に係る気象台の所掌事務
第八管区海上保安部 （境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地）	１．海難救助 ２．海洋汚染の防止 ３．海上における治安の維持 ４．海上における船舶交通の安全確保

２．県の機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取県	１．鳥取県防災会議に関する事務 ２．防災に関する組織の整備 ３．防災に関する訓練及び防災思想の普及 ４．防災に関する施設及び設備の整備 ５．防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 ６．災害情報等の収集及び伝達及び被害調査 ７．水防その他の応急措置 ８．被災者の救助及び救護措置 ９．災害時の文教対策

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
	10. 清掃、防疫その他の保健衛生対策 11. 施設及び設備の応急復旧 12. 交通規制及び災害警備 13. 緊急輸送の確保 14. 災害復旧の実施 15. 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
中部総合事務所 地域振興局	１．災害時における総合的な情報収集、県災害対策本部への報告及び関係機関との連絡調整に関すること
中部総合事務所 福祉保健局	１．災害救助法による救助の実施及び福祉施設の災害対策の指導、災害時における医療・防疫等保健衛生対策に関すること
中部総合事務所 生活環境局	１．災害時における住宅対策、環境衛生・廃棄物対策に関すること
中部県税事務所	１．災害時における県税の減免・納入期限の延長等特別措置に関すること
中部総合事務所 農林局	１．災害時における農林水産業の総合的な行政、技術指導及び農林水産業者に対する金融対策に関すること
中部総合事務所 県土整備局	１．水防及び公共土木施設の防災並びに被災施設の復旧に関する行政及び技術指導に関すること
倉吉警察署	１．災害時における治安・交通・通信等災害応急措置に関すること

３．湯梨浜町の機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
湯梨浜町	１．湯梨浜町防災会議に関する事務 ２．防災に関する組織の整備 ３．防災に関する訓練及び防災思想の普及 ４．防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 ５．防災に関する施設及び設備の整備 ６．災害情報の収集及び伝達並びに被害調査 ７．水防・消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置 ８．被災者の救難・救助その他の保護 ９．被災者の医療、助産の実施 10. 避難の勧告又は指示 11. 災害時の文教対策 12. 清掃、防疫その他の保健衛生対策 13. 施設及び設備の応急復旧 14. 緊急輸送の確保 15. 災害復旧の実施 16. 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

４．消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	１．災害時における消防、救急、救助、その他防災に関すること

５．指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 はわい郵便局 はわい長瀬郵便局 松崎郵便局 泊郵便局	１．災害時における郵便業務 ２．災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
西日本旅客鉄道株式会社 （ＪＲ西日本米子支社）	１．鉄道施設の災害予防 ２．災害時における救急物資及び人員の緊急輸送 ３．鉄道施設の応急対策及び災害復旧
西日本電信電話株式会社 （ＮＴＴ西日本鳥取支店）	１．通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 ２．通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
中国電力株式会社 倉吉営業所	１．電力施設の災害予防 ２．災害時における電力の供給対策 ３．電力施設の応急対策及び災害復旧
日本赤十字社 鳥取県支部	１．被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 ２．災害時の応援救護班及び民間奉仕者との連絡調整 ３．義援金の募集及び配分 ４．血液搬送 ５．アマチュア無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 ６．救援物資の配布 ７．赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

６．指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日ノ丸自動車株式会社倉吉営業所	１．災害時における自動車による人員の緊急輸送
日本交通株式会社倉吉営業所	

７．公共的団体

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
鳥取中央農業協同組合（町内支所）	１．災害時における食糧調達供給
鳥取県漁業協同組合泊支所	１．被災漁家への融資あっせん、生活生業資材の確保
湯梨浜町商工会	１．被災商工業者への融資あっせん、生活生業資材の確保
湯梨浜町社会福祉協議会	１．災害時における独居老人、障がい者への援護活動の実施

８．防衛省自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第８普通科連隊 （米子市） 海上自衛隊舞鶴地方総監部 （舞鶴市） 航空自衛隊第３輸送航空隊 （境港市） 自衛隊鳥取地方協力本部 （鳥取市）	１．災害派遣の準備 （１）防災関係資料の基礎調査 （２）災害派遣計画の作成 （３）防災に関する訓練の実施 ２．災害派遣の実施 （１）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救急又は応急復旧 （２）災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

第３節　計画の基本的考え方（防災ビジョン）

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：プレート境界型地震、マグニチュード9.0)」は、１都９県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

国においては、防災基本計画が平成29年４月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成30年６月に改正され、平成30年７月豪雨及び台風24号をはじめとした最近の土砂災害風水害の教訓を踏まえた対策の強化などが盛り込まれた。

県においては、平成30年７月豪雨等の課題を踏まえ、鳥取県地域防災計画の平成30年度内の見直しが進められており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組みを進めていくため、湯梨浜町地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、町民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取組むものとする。

１．「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していく。

２．自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

３．被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。

また、ハザードマップ、防災マップ、防災ガイドブック等の整備ならびに周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報エリアメールの「災害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

４．総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険個所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川のはん濫、高潮等風水害の被害を軽減するため、今後も河川、海岸施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、本町の山間部は急傾斜地崩壊等の土砂災害の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、冬期間の積雪や雪崩等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化や雪崩防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「避難行動要支援者」という。）の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の更新・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

５．事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（ＢＣＰ）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

６．避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の状況等を登載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を推進する。

７．その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、フェーン現象等による大規模な火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。特に、本県に隣接する島根県松江市鹿島町には、中国電力島根原子力発電所が位置しており、本町からの距離は、約 79ｋｍとなっている。

これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

第４節　町民の責務

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

町民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日ごろから自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあっては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

１．日頃の備え

（１）気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

（２）家族でする防災

ア　家の中や周辺地域で危険なところを確認しておく（家屋、家具等の安全対策もしておく）。

イ　緊急避難場所や安全な避難路を確認しておく。

ウ　災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。

エ　家族１人ひとりの役割を話し合っておく。

オ　３日分の食糧や水などの備蓄品、非常持ち出し品を準備しておく(ラジオも携帯する)。

（３）地域でする防災

ア　自主防災組織の設立・拡充や消防団等への加入する。

イ　防災訓練や研修会に参加する。

２．災害時の備え

（１）家族でする防災

ア　町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。

イ　災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。

ウ　危険な場所に近づかない。

エ　危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等により、又は自ら自主的に避難する。

オ　緊急避難場所等に避難する（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる）。

（２）地域でする防災

ア　初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や住民の避難誘導をする（特に要配慮者に配慮する）。

イ　異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

第５節　湯梨浜町の自然条件と災害

１．自然条件

面積77.95ｋ㎡の湯梨浜町は、北緯35°29’、東経133°52’にあり、鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海に面し、西は北栄町と倉吉市、南は三朝町、東は鳥取市に接する。

町域は東郷池畔から北西部にかけて平野部が形成され、南部及び南東部に山地丘陵地帯が広がっている。羽合平野を中心とする平野部は、年々宅地造成が進むと同時に、イチゴ、メロン、ブドウなどの果物栽培や稲作が行われている。

東郷池は面積4.08ｋ㎡の汽水湖である。緩勾配の橋津川により日本海に注いでいる。このため降水時が海の満潮時及び強い西風と重なった場合には、湖岸周辺への浸水害をたびたび起している。東郷池の周辺では、明治ごろより温泉開発が行われ、はわい温泉、東郷温泉が立地している。

日本海に面する海岸部には、磯釣りに好適な岩場やハワイ、宇野、石脇などの海水浴場、第２種漁港：泊漁港がある。南東部の丘陵地では、特産二十世紀梨が栽培され、広大な樹園地が広がっている。

○河川・湖沼

河川・湖沼名	種別	延長・周囲	川幅・（流域）面積
東　郷　池	２級	10,100m	4.08ｋ㎡
天　神　川	１級	3,100m	270m
橋　津　川	２級	2,100m	70m
東　郷　川	〃	3,500m	18.3ｋ㎡
舎　人　川	〃	3,500m	11.1ｋ㎡
羽衣石川	〃	3,000m	8.40ｋ㎡
埴　見　川	〃	1,900m	4.60ｋ㎡
川　上　川	〃	600m	2.90ｋ㎡
方　地　川	〃	1,720m	0.50ｋ㎡
小鹿谷川	〃	1,790m	1.20ｋ㎡
宇坪谷川	〃	1,400m	3.40ｋ㎡
園　　川	〃	1,000m	2.80ｋ㎡
原　　川	〃	900m	4.30ｋ㎡
石　脇　川	〃	350m	3.20ｋ㎡
宇　谷　川	〃	120m	2.50ｋ㎡

○山　　岳

山岳名	標　　高
馬　ノ　山	106m
田　後　山	88m
甲　亀　山	87m
御　冠　山	186m
米　　山	342m

山岳名	標　　高
鉢　伏　山	514m
羽 衣 石 山	376m
仙　津　山	269m

２．気　　象

鳥取県の気候は日本海型に属し、小気候区で分類すると平野部は山陰型気候区、山間部は中国山地気候区になる。

〇年降水量

年降水量は平野部・山間部とも約２，０００mmで、一部山間部では２，８００mmを超えるところもある。梅雨期や台風期のほかに冬期も降水量が多くなり、梅雨期は西部ほど、冬期は東部ほど多い傾向がある。

〇年積雪深

平野部では中・西部３０ｃm前後、東部５０ｃm前後、東部、中西部の山間部では１００ｃm前後、大山では１５０ｃmを超える。

〇年平均気温

年平均気温（平年値）は、平野部で１４～１５℃、山間部で１１～１３℃、また、１，０００mを超えるような高い山では１０℃を下回り、大山山頂付近では５℃程度となるなど、標高による差は大きいが、地域差はあまりない。

〇鳥取県の西側を通過する台風の特徴

・風向は時計回りに変化し、南寄りの強風の継続時間が長い。
・降水量は鳥取県内全般に少なく、山間部中心に降る傾向がある。
・停滞前線の影響があれば、大雨になる場合がある。

〇鳥取県内を通過する台風の特徴

・台風が通過していく時間が長いため、大雨、強風の影響する時間が長い。
・台風が通過するまでは南～東風の強風が吹き、通過後は風向が反転して、吹き返しによる北～西風の強風が吹く。

〇鳥取県の東側を通過する台風の特徴

・風向は反時計回りに変化し、北寄りの強風の継続時間が長い。
・降水量は鳥取県全般に多く、大雨をもたらす傾向がある。

３．人　　口

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は16,550人となっており、平成17年の17,669人と比べ、5.6%減少している。

世帯数は、平成27年が5,482世帯となっており、平成17年の5,063世帯に比べ、2.0%増加している。

１世帯当たりの人口は、平成27年は2.94人となっており、平成17年の3.26人に比較すると年々減少しており、核家族化の進行がうかがえる。

年齢階層人口は、平成27年は年少人口（０～14歳）2,326人（14.0%）、生産年齢人口（15～64歳）9,264人（56.0%）、高齢者人口（65歳以上）4,960人（30.0%）となっており、平成17年の年少人口2,605人（14.9%）、生産年齢人口10,393人（59.3%）、高齢者人口4,527人（25.8%）と比べ、年少人口が減少、生産年齢人口と高齢者人口の増加がうかがえる。

また、鳥取県と比較すると、年少人口が1.1ポイント(鳥取県平均12.9%)高齢者人口が0.3ポイント（鳥取県平均29.7%）高く、生産年齢人口は1.4ポイント（鳥取県平均57.4%）低くなっている。

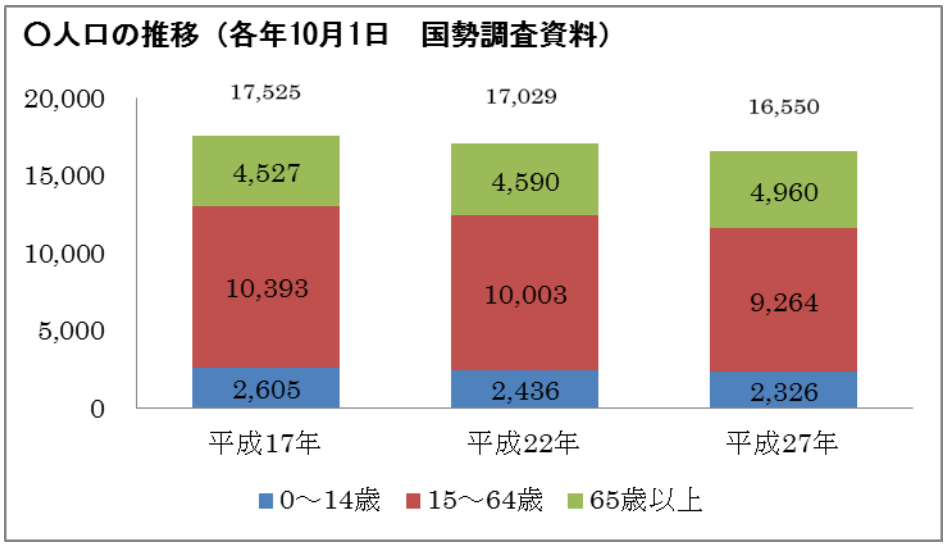

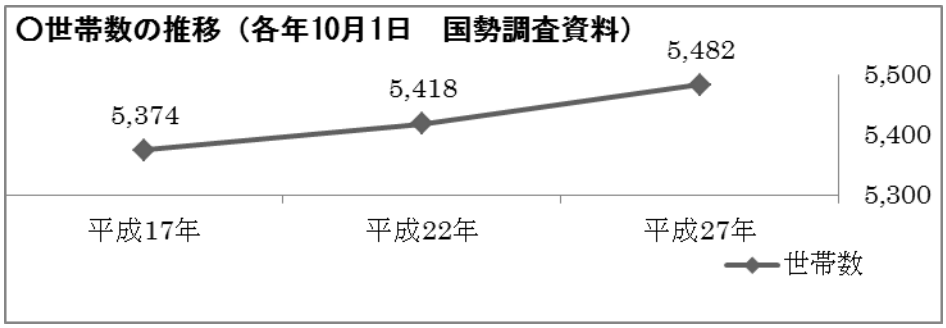

4．災　　害

本町で発生した災害のうち大火災は、明治年間における大火災（泊地区 12 年 64 戸焼失、26 年 130 戸焼失）と昭和 36 年４月の火災が大規模なものである。昭和 36 年の火災は、三朝町から別所奥山に移った火の手が、鳥取市青谷町絹見迄の 800ｈａの山林を一夜にして焼失したが、孤立した麻畑地区は軽微の損害で難をのがれた。

本町で起こった数々の災害は、そのほとんどが、洪水、暴風や大雨の自然現象によるものである。昭和年代の大災害を列記すると、昭和９年９月の室戸台風による風水害は、東郷池の大氾濫、河川の氾濫、床上浸水、道路・橋梁の流失、田畑の流失荒廃、特に地滑りによる家屋倒壊のため尊い生命が失われるなど、多大の被害を受けている。昭和 30 年９月の台風第 12 号、昭和 34 年９月の伊勢湾台風では、河川内の農業施設の流失、護岸、道路、橋梁などの流失、台風による橋津川の流砂閉塞により東郷池の氾濫を引き起こし、田畑、家屋などが浸水の被害を受けた。また、昭和 44 年 12 月、昭和 45 年１月の高波及び高潮の襲来によって海岸の浸食、港内の漁船が沈没するなどの被害をこうむっている。

震災は昭和 18 年９月には、鳥取市で震度６の鳥取大地震が発生し、山崩れ、落盤、家屋の倒壊、破損、梨の大半落果という被害を受けた。

また、最近では昭和 58 年 10 月の鳥取県中部地震では、壁のひび割れ、瓦の落下などの被害が起きた。平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震では、約 2,000 世帯の住家に半壊及び一部損壊の被害が発生した。

最近では、昭和 62 年の台風第 19 号、昭和 63 年９月の集中豪雨、平成２年の台風第 19 号及び平成 23 年の台風第 12 号による被害が記憶に新しい。

第６節　浸水地域・土砂災害警戒区域等

天神川及び東郷池・橋津川の浸水想定区域、本町全域の土砂災害警戒区域等を記載した湯梨浜町津波ハザードマップは資料編のとおりである。

第　２　章　　災害予防計画

第１節　通　　則

災害予防計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は災害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、防火思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第２節　減災目標の整備

町は、被害想定を実施することにより、それに基づく減災目標を策定し、国、県、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な災害対策の推進に努めるものとする。

第３節　災害危険区域の設定

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

豪雨、洪水、崩壊などの自然災害、大規模な火災などの人為的災害を想定した場合、町内においてもいくつかの災害発生が予想される。災害により予想される危険区域は、資料３～資料 12 のとおりである。

１．水害危険区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料３
２．急傾斜地崩壊危険箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料４
３．高潮、高波、津波危険区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料５
４．土石流危険渓流　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料６
５．崩壊土砂流出危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料７
６．山腹崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料８
７．雪崩危険箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料９
８．地震危険区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 10
９．火災危険区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 11
10．土砂災害警戒区域図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料 12

第４節　水害予防計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、各種の災害のなかでも特に毎年のようにくり返され、人的、物的にも多くの損害を生じさせている水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため、町の特殊事情をよく把握し、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

２．水害予防

（１）荒廃林又は水害防止林の造成に関する治山事業
（２）道路及び橋りょう、堤防等の維持補修
（３）ため池、樋門、その他水害予防施設の新設及び維持補修
（４）砂防事業
（５）河川関係事業
（６）農地防災事業等

３．水害危険区域

資料編資料３のとおりである。

４．水防用資機材の備蓄

（１）水防用資機材

増水時水防に使用するため、水防用資機材を水防倉庫に常時備蓄し、有事の際にはこれら資材を持って効果的に水防活動にあたるものとする。

（２）器具資材の確保と補充

ア　倉庫内の備蓄資材は定期的に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。
イ　災害時、資材の不足を生じた場合に備え、水防区域内の資材業者等との協定提携を進める。

５．治山・治水事業・保安林等の整備

国・県の保安林整備事業、造林事業、水源地域整備事業、治水事業等を積極的に活用し、森林資源の保存、培養に努めるものとする。

６．砂防事業による土砂災害予防

町は、国・県による砂防事業を活用し、災害の未然防止を図るものとする。

７．流木による被害の防止

急しゅんな森林の多い本町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材は、洪水等により流失のおそれがあるため、極力林地外へ搬出するよう行政指導を行うものとする。

８．道路及び橋りょうの整備による災害予防

道路、橋りょうの整備は、水害をはじめ各種災害における避難、救援等に対する輸送路の確保のため必要なものであり、これらの整備を図ることにより、災害対策の円滑な遂行に資するものである。

特に、橋りょうのうち老朽橋については、災害に際して破損しやすく、輸送計画の妨げとなり、また流水の阻害から災害の激化を招くおそれがあるため、その解消を目標に事業を行っている。

９．農地防災事業

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止し、又は農業用水の汚濁を防止し、若しくは地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資するために行う事業であり、災害が予想される地区の調査を事前に充分に行い、一般土地改良事業と併進させなが

ら、災害を未然に防止するよう計画を進めている。

（1）ため池等整備事業

洪水等からの安全を確保するため、早急に整備を要する農業用のため池、頭首工、水路等の用排水施設の改修等を行う事業である。かんがい用のため池はそのいずれも、築造後相当な年数を経過しており、何らかの対策を講じる必要のあるため池について緊急度の高いものから順次改修するものとする。

（2）農業用河川工作物応急対策事業

洪水、高潮等による災害を未然に防止するため、構造が不適当又は不充分な農業用河川工作物の整備補強を行う事業である。これらについて緊急度の高いものから順次改修を行う方針である。

10. 水害及び浸水常襲地帯

水害による住民への直接的被害は、堤防の決壊若しくは崩壊による浸水、又は排水機能の低下によるいっ水などによるものである。

これに対処するため、河川改修事業あるいは下水路を中心とした都市施設の整備に努めているが、地形的条件により、災害を出す地域がまだ数多くみられるのが現状である。

11. 浸水想定区域対策　※具体的な要配慮者利用施設の名称及び所在地は資料編に記載

町は、水防法第 15 条に基づく浸水想定区域について、洪水予報等の伝達方法、避難所等、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する地下街に設けられた施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

12. ハザードマップの作成

町は、国土交通省及び県土整備部で作成した浸水想定区域図や重要水防区域図等を活用して避難路等を検討することにより、ハザードマップを作成し、住民に対して配付し、危険箇所について、周知を図るものとする。

第５節　土砂災害防止計画

（建設対策部、産業対策部）

１．計画の方針

土砂災害（山崩れ、土石流、がけ崩れ、地すべり）は、毎年梅雨期及び台風期等の降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。

本町は、中国山脈から海岸線までの距離が非常に短く、平野部が少ないため山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在し、土砂災害により被害を受ける恐れのある地区が多く存在する。

町は、国、県からの情報提供を踏まえ、管内の土砂災害危険箇所等に係る土砂災害関係情報の把握と、住民への土砂災害危険箇所等の周知及び緊急時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。

２．地すべり対策事業（地すべり等防止法）

地すべり防止区域では、県を事業主体とする地すべりを防止するための対策工事を順次実施

するとともに、標柱及び標識板等を設置する。

３．山くずれ防止事業（治山事業）

町は、県の協力を得て、山腹崩壊等の荒廃の復旧はもちろんのこと、山地災害対策地区のうち緊急度の高い集落周辺山地の治山事業を積極的に実施するとともに、住民に対して山くずれの危険性を周知させることと併せて山くずれ危険予想地域等に標柱及び標識板等を設置する等、適切な方法で当該地域の危険性を広報し、山地災害の防止を図るものとする。

４．土石流対策砂防事業

町は、土石流危険渓流について、土石流対策砂防事業を積極的に実施し、危険の高いものから順次砂防指定地に編入して、砂防管理を強化し、人工的荒廃を抑制するとともに、土石流対策を計画的に実施し土石流による災害の未然防止を図るものとする。

５．急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律）

町及び県は、保全対象区域が大きく、かつ危険度の高いものから対策事業を実施し、災害の未然防止を図るものとする。

（１）急傾斜地崩壊危険箇所と崩壊危険区域の指定

町は、急傾斜地であって崩壊の危険性のある箇所を把握し、崩壊によって周辺の住家等に危険が生ずるおそれがある区域（崩壊危険区域）について、県に対し、指定を要請するものとする。

（２）崩壊危険箇所に対するパトロール

町、県、その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図り、崩壊危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて、危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導の徹底を図るものとする。

６．災害危険区域防災計画（建築基準法）

町は、県との協議により、急傾斜地の崩壊等による危険の著しい区域について、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域に関する条例による災害危険区域を指定するものとする。

また、災害危険区域においては、住民に対して警戒を促すとともに、原則として住宅等の建築は禁止し、災害の防止を図るものとする。

７．地盤の液状化防止事業の推進

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される区域について、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

（１）地盤状況の把握

（２）液状化の基礎知識等に関する住民への広報

（３）地盤改良又は建築基礎補強等の工法の実施

８．砂防事業・河川改修の推進

町は、砂防事業や河川改修が必要とされる河川について、国・県に対し事業の実施を要請する。

９．警戒・避難態勢等の整備

（１）土砂災害危険箇所等の把握

町は、県から土砂災害危険区域等に関する情報の提供を受け、これを町地域防災計画に掲

載し、円滑な防災活動に資する。

（2）住民等への土砂災害危険箇所等の事前周知

町は、県が指定した土砂災害危険区域及び箇所を活かし、ハザードマップの整備と配布を行い、土砂災害危険区域内の住民等に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

（3）緊急時警戒避難体制の整備

町は、土砂災害危険箇所に係る住民の安全確保のため、異変が発生した際の住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

10. 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

町は、指定された土砂災害警戒区域等において、土砂災害危険箇所等について行う住民の安全確保対策と同様の対策を講ずるよう努める。

町は、警戒区域ごとに情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表と伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な警戒避難の実施に必要な情報を住民に周知するよう努める。

11. 道路崩壊防止事業

町は、道路上における路側、法面などの崩壊を未然に防止し、交通の確保を図るため、町道について次のような災害防除事業を行うものとする。

（1）ずい道崩壊防止

（2）路側法面崩壊防止（崩落止擁壁・法面保護用壁・石積・モルタル吹付）

（3）浪害防止（浪返し擁壁）

（4）地すべり対策（山腹段状切付工・くい打ち工・地下水排水工）

なお、特に異常気象時において通行の危険が予想される箇所については、資料編のとおり「異常気象時における道路事故防止要領」を定め、交通の安全と円滑化を図るものとする。

第６節　風害予防計画

（建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。

２．台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、以下について普及啓発を図る。

（1）気象情報の確認

気象庁が発表する特別警報、警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

（2）身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

３．公共施設における風害防止対策

（1）学校及びこども園等や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

（2）家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

４．農作物等の風害防止対策

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

５．風害防止施設事業

飛砂、潮風による耕地、宅地、公共用施設の被害を防止するため、既存の防風林の保護育成を図る。

６．通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

（1）強風及び氷雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取替え及び補強を行う。

（2）通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

（3）その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第７節　雪害予防計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、更には孤立地区の発生など長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止するとともに、迅速かつ的確なる除雪作業の実施を図ることを目的とする。

なお、本町は昭和 38 年の豪雪を機会に、「豪雪地帯対策特別措置法」による豪雪地帯として指定されている。

２．雪害防止の支援体制の整備

（1）雪害防止の基本的な考え方

町は、災害時「支え愛」活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるもとする。

（2）地域の除雪体制の整備

町は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の支援、雪下ろしの助成制度を設ける等、個人住宅の雪下ろしが安全に行われる体制の整備及び地域の自発的な除雪活動を支援するため小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努める。

３．実施責任者

町管理の施設についての除雪は町長が行う。

実施に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

４．雪害防止事業（治山事業）

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため、県事業による植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を実施する。

５．道路交通網の確保

町内の国道及び主要な県道については、国・県・町その他関係機関からなる鳥取県除雪対策協議会の計画により除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

（１）町が行う除雪基準

除雪の基準は、路面上の積雪がバス路線ではおおむね 10ｃｍ以上、その他の路線についてはおおむね 15ｃｍ以上に達した時に除雪作業を行う。

ア　通勤・物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）

イ　通学路の確保

ウ　国・県道その他主要地方道から観光地に至る路線の確保

エ　その他緊急に必要とする路線

（２）国・県道について

町内の国道及び主要な県道の除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、町内の該当路線・区間等については資料編資料 29 のとおりである。

（３）除雪機械及び除雪要員

ア　除雪機械　（第３章第 18 節「機械資機材の調達計画」参照）

イ　除雪要員

除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第３章第 35 節「民間団体、民間企業との協働計画」により、その協力を得るほか、労働者の雇上げを行う場合については、第３章第 16 節「労働力供給計画」により実施するものとする。

（４）防雪及び凍雪害防止事業

積雪時の道路の突発的災害を未然に防止し、除雪事業を容易に行わせ、交通の確保を図るものである。

６．情報収集体制の整備

町は、積雪等による渋滞が発生したことを早期に知覚する情報収集体制の整備に努める。

７．立ち往生車両への救援体制の整備

町は、事前の備えとして、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の把握に努める。

８．孤立予想集落

積雪による交通路のと絶が長期にわたる場合、生活必需品・医薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多くの問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

町は、避難所の開設について、孤立予想集落外に避難させることをあらかじめ想定し、適当な避難所を考慮する。

なお、孤立が予想される集落は、資料編資料 30 のとおりである。

９．屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

（１）こまめな雪下ろしの励行

（2）雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
（3）雪下ろし中の転落による事故防止
（4）非常時における出入り口の確保
（5）火気の取締りの強化

10. 要配慮者への支援

町は、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定や連絡手段の確認を事前に行うとともに、区長や民生委員、町社会福祉協議会等と連携し、支え愛マップづくり等を通じて地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努める。

第８節　高潮、高波災害予防計画

（産業対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、風浪、潮流等による海岸侵食、流砂による河口等の閉そく、台風時における高波、高潮等による災害を防止するとともに、背後地の安定を図ることを目的とする。そのため、町はその危険区域の実態を把握し、被害防止に努めることを目的とする。

２．漁港等の整備

漁港の波浪に対する施設としては、外郭施設である防波堤がその主なものであるが、泊地の確保等も、船舶避難のため、又は入港停泊する船舶の安全を図る上から必須要件である。その現況は資料編資料 27 のとおりである。

入港停泊する船舶の安全等、また台風、季節風による波浪、浸水、侵食を防止するため、漁港施設、堤防、護岸等の整備を町及び県が行っている。

３．海岸保全

海岸の高潮及び侵食による被害防除を図るため、町及び県事業により人工リーフ、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤及び階段護岸等の工事を行っている。その海岸保全区域は資料編資料 28 のとおりである。

４．高潮、高波危険地域

資料編資料５のとおりである。

第９節　農業災害予防計画

（産業対策部）

１．目　　的

この計画は、農作物の防災基盤を確立するための各種防災指導について定めることを目的とする。

２．農業防災体制

気象長期予報又は警報等に基づき、農作物に著しい被害を及ぼすおそれがあるときは、鳥取県農業気象協議会、中部総合事務所農林局、農業改良普及所等県関係機関及び各農業関係機関・団体と協議又は協力を得て、農作物等の防災に関する耕種畜産技術対策の樹立と普及徹底に努めるとともに、必要に応じこれらの関係機関を構成員とする農業気象協議会を設置するものとする。

３．農作物の災害予防対策

（１）災害防止技術対策

災害別農作物の防災技術については、その都度、県農業気象協議会及び県からの指示あるいは独自の判断により、その対策を樹立するが、災害多発地帯については平素からパンフレットの配布等により指導の徹底を図るものとする。

（２）再作付対策

被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

ア　町は、県に対し「災害応急種子もみの買入れ及び売却要領」及び「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、種子もみ及び雑穀種子の申請を行う。

イ　町は、県に対し「園芸種子需給安定措置要綱」に基づく種子検査計画により確保されている野菜種子の申請を行う。

（３）台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

（４）災害予防応急対策

農作物等に災害が発生又は発生するおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議のうえ、応急対策機材や資材の確保、あっせん等を行い、被害防止に努める。

４．病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

（１）実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

（２）防除の指示及び実施

町は、県の指示により緊急防除班を編成して短期（３日間程度）防除を実施するものとする。

（３）防除機具の確保

町及び農協等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第 10 節　建造物災害予防計画

（建設対策部、各施設管理担当課）

１．目　　的

この計画は、風水害、火災等による建築物等の災害を防ぎょするため、防災都市計画及び防災建築物等の建設を促進し、もって建築物被害の減少を図ることを目的とする。

２．既存木造建築物に関する対策

町は、風水害による災害を防止し被害を最小限度にとどめるため、既存木造建築物について次の事項の普及周知に努めるものとする。なお、火災予防関係については、第 11 節「消防計画」を参照すること。

（１）建具類の完全固定。

（２）壁に筋違いを設け、土台、はり、けた、柱等をボルト類の金物等によって補強する。

（３）軽量の屋根にあっては、角材等で飛散を防ぎょする。

（4）特に老朽した建物にあっては、丸太・角材等で補強する。

3．公共用建築物の災害予防対策

町は、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に県有並びに町有の公共建築物にあっては、消防法第 17 条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

4．文教施設の災害予防対策

町は、町内のこども園、小・中学校について、耐震構造建物の早期整備を図るものとする。

5．社会福祉施設等の災害予防対策

町は、社会福祉施設の新設又は老朽施設の増改築に当たっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、今後とも計画的な整備を行う。入所対象者は、高齢者、幼児、障がい者等であり、災害に対する避難行動等についても相当の配慮を要するので、今後は施設職員の研修を充実する。

6．鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

7．応急仮設住宅の確保体制の整備

（1）民間賃貸住宅等の活用

町は、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅等を借り上げて対応することも可能であるため、民間空き家の利用計画をあらかじめ定める。

（2）建設資機材及び建設業者の把握

ア　町は、被災住宅の応急修理に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

イ　町は、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達方法及び建設業者を事前に把握しておくものとする。

第 11 節　消防計画

（総務対策部、町消防団）

1．目　　的

この計画は、火災予防思想の普及徹底を図るとともに消防機関の組織を活用して、住民の生命・身体、及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、併せて火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

2．組　　織

町における消防に関する組織は次のとおりである。なお、町消防団並びに協力団体の現況は、資料編資料 23 から資料 24 のとおりである。

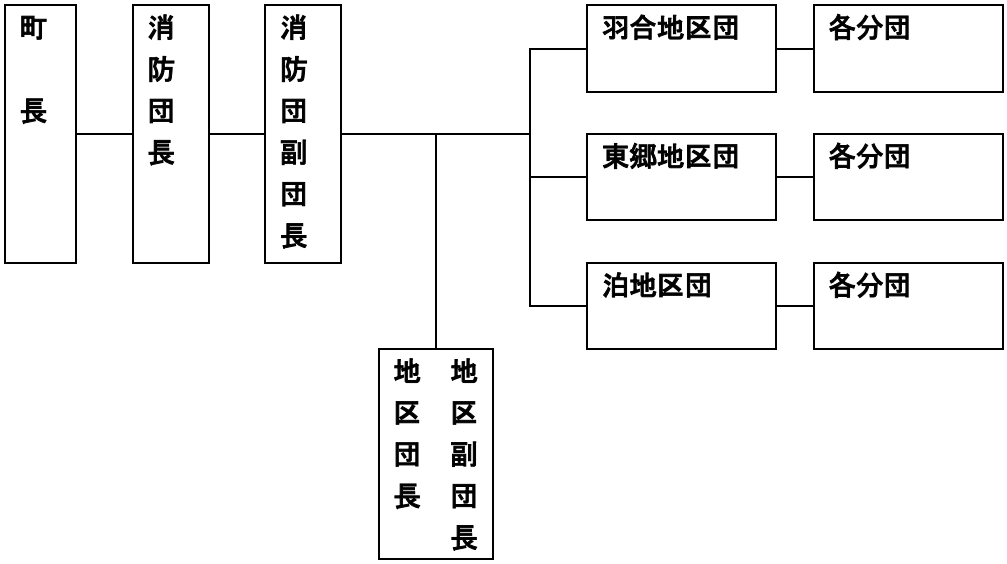

３．出動計画

（１）出動の基準

ア　平常出動

非常出動に至らない段階で、その災害の態様により消防団長の指示する方法によって消防活動を行う場合

イ　非常出動

災害の規模の拡大に伴い、強力なる対策を実施するため、団員全員によって消防活動を行う場合

（２）招集方法

団員は、団長の招集命令によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡に当たっては、防災行政無線、音声告知機、電話の利用、電子メール、サイレン、警鐘等、迅速かつ的確な方法をもって行う。連絡系統は次図によるものを原則とする。

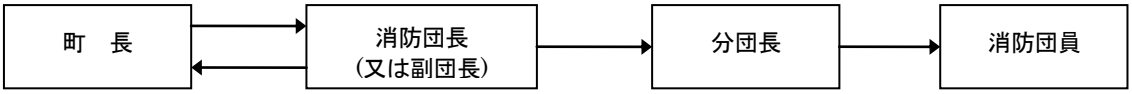

４．消防組織及び施設の整備充実対策

（１）消防組織

消防職団員の確保については、消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第１号。以下本節において「整備指針」という。)に基づき、町はその実情に応じて組織を整備するとともに、緊急時に消防職団員等が速やかに参集し災害応急活動がとれるよう次の計画を作成し、育成強化を図る。

ア　人員計画　　イ　組織分掌計画

（２）消防団の活性化

広報活動の充実等により、若者の消防団への加入を促すとともに、地域に密着した防災機関として、出火防止、初期消火、救急救助等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

（3）消防施設等の整備充実

町は、消防庁から示された「整備指針」等に基づき、引き続き整備を行うものとする。

また、消防局（署）の高度な技術・資機材を有する援助隊整備の推進に寄与する。

（4）自主防災組織・自衛消防組織の強化

火災の公共危険性にかんがみ、町は地域の自主防災組織や、職場自衛消防組織の強化を推進し、指導するものとする。

5．消防用施設の点検

火災発生の際、直ちに出動し、行動できるよう「消防訓練礼式の基準」により次の点検を行うものとする。

（1）通常点検

（2）特別点検

（3）現場点検

出動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うものとする。

6．火災警報の発令等

気象台が発表した火災気象通報を県を通じ受信、又は直接ラジオ・テレビ等により覚知したとき、あるいは連合長が発令した火災警報を受信した場合には、第3章第5節「気象情報等の伝達計画」に従い、一般住民及び関係機関等に周知するものとする。

	発　表　基　準
火災気象通報	1．実効湿度 60%以下、最低湿度 40%を下り、最大風速 7 mを超える見込みのとき 2．平均風速 10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき （ただし、降雨、降雪時の通報はしないこともある。）

注　火災警報の発令基準は、上記の基準のいずれかに該当し必要と認められるとき発令される。

7．火災予防

火災の発生及び被害の拡大を防止するため、特に必要と認める場合には、消防団はその管轄区域内の火災予防の徹底を行うものとする。

（1）一般住宅の火の元点検

火災予防運動期間等を通じ、火気を取扱う設備器具などを重点的に点検するとともに、火災予防のための指導も併せて行うものとする。

（2）火気使用制限

火災予防上危険であると認められる場合においては、防災行政無線及び音声告知機などを利用し、山林・原野等において火入れ、たき火等をしないことなどについて速やかに一般住民に周知するものとする。

8．防火教育・広報の推進

町は、防火教育・広報活動により防火思想の普及と防火意識の高揚を図ることとする。

9．危険物に対する防火対策

第 26 節「危険物等災害予防計画」を参照すること。

10．林野火災予防対策

（1）広域的、総合的消防防災体制の確立

町、その他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保と県土の保全を図ることとする。

（2）出火防止対策

町は、林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、失火防止に関する啓発広報の促進、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図るものとする。

11. 緊急消防援助隊に係る体制の整備

町は消防局と連携し、緊急消防援助隊の派遣・受入について「鳥取県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、応援及び受援体制を整えるものとする。

第 12 節　文化財災害予防計画

（文教対策部）

１．目　　的

この計画は、文化財を各種災害から保護することを目的とする。

２．保護管理責任者

指定文化財の保護管理は、国指定・県指定・町指定ともにその所有者、又は管理者の責任において行うものとする。

３．保護管理者の指導等

国の指定及び県の指定のものについては、必要に応じて文化財保護委員会あるいは県教育委員会から保護管理に必要な命令（国）・勧告・指示が行われるが、町においても絶えず文化財の保護措置について留意し、保護管理責任者と協議し消防訓練の実施等により災害予防体制を整えるとともに、破損・腐朽等により早急な修理を要する場合にあっては、その手続・方法等について適切な指導を行う。

４．災害予防対策

（1）対象物

防災上留意している文化財の種別は、建造物と美術工芸に属する工芸彫刻(主として仏像)及び考古資料等であり、これらの文化財はおおむね水利の不便な場所にある。

（2）対　　策

ア　施設整備

（ア）建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備・避雷針・貯水槽等の消防用設備の整備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。

（イ）美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的対策と考えられるので、適宜指導、補助を行う方針である。

（ウ）必要に応じて、水損の少ない消火設備の整備を図るとともに、耐震化の措置を図る。

イ　火災予防体制の指導

第 11 節「消防計画」を参照すること。

５．町における重要文化財

資料編資料 31 のとおりである。

６．その他の留意点

災害等によって埋没・水没した有形文化財等については、その歴史的な価値等に応じて可能な限り修復等を行い保存する必要があるので、安易に破棄することがないよう平時から周知を図るものとする。

また、これらの有形文化財等の浸水等による損失を防止するために、平時における適切な保管方法や、緊急的な移設の方法等について対策を講じておくよう、併せて周知を図るものとする。

第 13 節　指定避難所等整備計画

（総務対策部、民生対策部、商工対策部、各施設管理者）

１．目　　的

この計画は、風水害に伴う建物の損壊・浸水及び出火・延焼等の被害が生じたとき、住民を避難所に収容する事態が予想されるため、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、指定避難所等の整備等を推進することを目的とする。

２．指定避難所等の整備

（１）指定避難所等の整備

町は、地域の実態に即した避難所・避難路等の整備を推進するものとする（資料編資料 35、資料 36 参照）。

（２）指定避難所及び指定緊急避難場所の選定

指定緊急避難場所の中から避難所を指定する。

ア　災害に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所等内で人体の安全を確保するため、ある程度以上の広さの空地を有すること。また、土砂災害や浸水などの危険性がないこと。

イ　洪水、高潮に対する安全性

沿岸部及び河川の流域にあっては、高潮、洪水による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。

ウ　土砂災害に対する安全性

傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所であること。なお集落全体が土砂災害警戒区域内に含まれる地区については、同区域外の避難場所を指定し、早期の避難勧告等の発令に努めるものとする。

エ　公共性

指定避難所等は、いつでも容易に避難所等として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等を活用すること。

オ　生活必需品等の供給能力

指定避難所には長時間滞在することが予測されるので、食糧・飲料水・医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。

カ　アスベストに対する安全性

アスベストは地震等の影響により飛散する可能性があるため、アスベストが使用されていない施設であること（既に指定された避難所等についても、アスベストの使用の有無を確認するとともに、使用が確認された場合の処置工法が「除去」によらない施設については、指定の見直しを検討するものとする）。

（３）指定避難所以外の施設の活用

避難所として指定されていない公共施設や、協力が得られる民間施設等も積極的に活用し、

災害の態様に応じて十分な避難所が確保できるよう整備するものとする。特に自主的に開設予定の区公民館・集会所等の避難施設を町と地域で共有するものとする。また、地域の中で「垂直避難」で安全を確保できる施設を検討する。

（4）指定避難所の設備及び資機材の配備又は準備

町は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるように準備しておく。さらに空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。また、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

避難生活に必要な物資等は、なるべく指定避難所や、その近傍に地域完結型の備蓄施設を確保の上、備蓄することに努める（食糧、飲料水、常備薬、毛布、携帯トイレ、炊出し用具等）。この際、最低限の環境整備と段ボールベッド等の配備を促進する。

なお、浸水の可能性がある場所に堅牢な指定避難所を設置している場合は、なるべく施設の上階に保管する。

ア　通信機材
イ　放送設備
ウ　照明設備（非常用発電機を含む）
エ　炊き出しに必要な機材及び燃料
オ　給水用機材
カ　救護所及び医療資機材
キ　仮設の小屋又はテント
ク　防疫用資機材
ケ　工具類
コ　仮設（簡易）トイレ（付属消耗品を含む）
サ　段ボールベッド（簡易ベッド）

（5）避難路の確保・指定

町は、避難行動に当たって困難な事態が予想されるので、避難路を別に指定し、必要な施設等の整備に努めるものとする。

ア　避難路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場がないものとする。
イ　避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。
ウ　災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、県警察本部は関係道路について、駐車禁止等の交通規制を実施する。

（6）一時的な施設の借り上げ等の準備

町は、多数の住民避難により指定避難所が不足する場合及び避難が長期化した際の避難行動要支援者等の避難所として活用する場合を考慮し、民間賃貸住宅の借り上げや、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の事業者とあらかじめ協定を締結することによる一時的な施設の借上げ等多様な避難所の確保に努める。

（7）指定避難所等となる施設管理者との事前協議

町は、避難所等として指定した施設の管理者と使用方法、連絡体制について事前に協議し、災害対策が円滑に行われるようにしておくものとする。

（8）積雪・寒冷期における避難路、指定避難所等の確保

町は県と連携し、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、除雪施設の整備を行うことにより指定避難所等及び避難路の確保を図る。

また、指定避難所に小型除雪機械やテントの整備を検討するとともに、施設の耐雪構造化に努める。さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、指定避難所での寒冷対策に留意するものとする。

（9）観光地における指定避難所等の確保

町長が行う避難勧告等の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれるため、多数の人が集まる観光地等においては、旅行者等も避難人口に含んだ安全な指定避難所及び指定緊急避難場所を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努めるものとする。

３．避難計画の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難の計画を定めておくものとする。

（１）町

ア　避難勧告等を行う基準及び伝達方法

イ　指定避難所等の名称、所在地

ウ　指定避難所等への避難路及び誘導方法

エ　その他

（２）防災上重要な施設の管理者

学校等、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難の計画を定め、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

４．避難に関する広報

町は、的確な避難行動をとることができるようにするため、次の事項につき、平素から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

（１）情報の入手

夜間等に災害が起こる恐れがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとること

（２）指定避難所の所在等

ア　指定避難所の名称及び所在位置　　イ　指定避難所への避難路

（３）避難方法

ア　避難勧告等の伝達方法　　イ　避難収容後の心得

（４）避難要領

住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所､避難路及び災害発生が切迫している状況での応用行動(予測が可能な災害で、安全に避難ができる場合、できる限り早い段階で危険な場所からの立ち退き避難（水平避難）を行うことが重要だが、避難の立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると認められときは、次善策として２階以上の階で斜面等の危険個所から離れた部屋への屋内退避を行う等、屋内での退避（垂直避難）等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。

５．避難に関する住民意識の醸成

（１）住民が「自らの命は自らが守る」という意識を醸成し、自ら主体性をもって避難行動をとるという自助の取り組みを促進すること。

（２）自宅等に被害が発生しなかったとしても、それは幸運なことであったと理解することができる防災文化の創出を目指して、防災教育の充実に取り組むこと（空振りではなく、貴重な訓練、「素振り」である。）。

６．避難情報や防災気象情報等に関する住民理解の促進

避難情報や防災気象情報及び災害リスク情報の平時からの住民周知の徹底

（１）町は、県及び国と連携して住民に避難情報や防災気象情報の内容、入手・活用方法及び地域の災害リスク情報の内容ととるべき行動を分かりやすく説明すること。

（２）地域の防災リーダーが十分に情報を活用できることも重要であり、自主防災組織に対する研修等防災リーダー育成の取組の中でも十分周知すること。

第 14 節　防災体制の整備計画

（全庁、各関係機関）

１．目　　的

この計画は、あらかじめ防災関係機関の防災体制に関する整備を行い、災害予防対策及び災害応急対策活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

２．町の体制

町においては、町防災会議が設置され、防災に関する総合的な施策の決定等を行っている。

このほか、町地域防災計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

町においては、防災に関する以下の組織・体制を整えるものとする。

（１）平常時の防災組織（湯梨浜町防災会議）

災害対策基本法第 16 条に基づき設置され、平時においては、湯梨浜地域防災計画の修正及び同計画に定める諸施策の推進等を行うとともに、災害時においては、災害復旧に関し、防災関係機関間の連絡調整等を実施する。

詳細は、第３章第１節「湯梨浜町防災会議」のとおりである。また、湯梨浜町防災会議委員等については、資料編資料１に湯梨浜町防災会議条例を示す。

（２）災害発生時の防災組織

ア　湯梨浜町災害対策本部

災害対策基本法第 23 条の規定に基づき設置される。詳細は、風水害対策編第３編第３節「湯梨浜町災害対策本部」のとおりである。資料編資料２に湯梨浜町災害対策本部条例を示す。

イ　水防本部

風水害対策編第３章第 17 節「水防計画」のとおりである。

ウ　その他の組織・体制

（ア）災害対策本部室等（防災センター）の整備

本庁のほか、ハワイアロハホールを「防災センター」と称して整備を推進し、災害時における各種情報の迅速な収集及び共有化を図る。

（イ）夜間及び休日等の待機体制（24 時間体制）

夜間及び休日における災害発生や事件・事故等の緊急事態にも即応するため、連絡体制を整え、迅速かつ的確な情報収集・伝達等の初動対応を図る。

（ウ）災害対策要領（マニュアル）等の整備、周知

上記防災体制が円滑かつ有効に機能するよう、各種災害対策要領（マニュアル）を整備し、防災訓練、組織改編及び人事異動等を踏まえて随時見直しを行うものとする。また、完成したマニュアルは広く関係職員に周知し、その習熟を図るものとする。

（エ）専任の職員配置

災害情報の分析、最適な対応方針を検討立案する専任の職員の配置を検討する。

３．関係機関の体制

その他の防災関係機関においては、それぞれが持つ防災に関する計画等に基づき、災害時に即応すべき適切な体制を整備するものとする。

４．防災関係機関相互の連携体制

災害時のみならず、平時から防災関係機関相互の連携を図ることは重要であり、本町においては「防災関係機関情報交換会」をはじめ各種会合等に出席して防災に関する情報共有を図るとともに、災害時には相互応援協定等に基づく連携を行うものとする。

（１）関係機関の連携体制

災害時に防災関係機関相互が円滑に連携した対策を実施するため、平素から防災関係機関情報交換会や実務者会議等を通じて交流を図るとともに、相互の連携体制を整備し、防災に関する情報共有を図るものとする。

（２）関係機関の長等の連絡体制

災害時に迅速な連絡調整や協議が可能となるよう、町、県、消防署、消防団、警察等の間でホットラインを確保する等、各防災関係機関相互で、平時から各機関の長又は幹部同士の連絡ルートを確立しておくように努める。

（３）応援協定の充実化

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて行政機関や企業、~~職~~各種団体等とあらかじめ応援協定等を締結し、人的・物的な支援を求め、支援を行う体制を構築する。

ア　町が締結する応援協定等

町において締結している防災に関する主な協定等及び締結先は資料編資料 89 のとおり。

イ　応援協定の維持管理及び注意事項

（ア）応援協定等の維持管理

a　締結した応援協定については、主管課において応援内容、物資の調達能力、要請方法、連絡先等を定期的に確認するものとする。

b　災害発生を想定した支援要請訓練を定期的に実施し、災害時の連絡ルート及び活動体制を確認するなど、協定の実効性の確保に努めるとともに、災害発生時に事業活動を継続することができるよう、事業継続の取組みを推進するものとする。

c　協定の締結にあたっては主管課を定め、関係各課と随時必要な調整を図り情報共有するとともに、業務の分担をあらかじめ明確にしておくものとする。

d　応援協定に基づく物資輸送等に当たり、必要性が見込まれる場合には、あらかじめ緊急通行車両の事前登録を行うよう調整を図るものとする。

（イ）応援協定等の注意事項

a　応援協定等の締結は、原則として主管課が行うものとする。

b　災害発生時に必要となる物資等が、現在の備蓄物資や応援協定に基づく流通備蓄で充足するかを随時検討し、必要に応じて協定等の拡充を行うものとする。

c　協定等拡充の必要性については、応援要請から実際に応援が行われるまでに要する時間や、物資の供給能力等を協定の相手先ごとに勘案し、判断するものとする。

d　地理的な条件等を勘案し、災害に即応できる地元企業・業種団体等、多様なケースに対応できる体制を整備するものとする。

e　物資・食糧品の調達先については、発災後なるべく早い段階で、できるだけ地元企業との応援協定に基づいて調達を行う等、地元経済の復旧・復興にも配慮するよう努めるものとする。

５．町の防災拠点等の確保及び整備

（１）災害対策本部を設置する施設の整備

災害対策本部は、「町役場」に設置する。ただし、庁舎が被害により使用不能となった場合は、東郷支所又はハワイアロハホールに設置する。

活動拠点となる各施設について、対災害性(耐震化・浸水対策・停電対策など)を確保し、災害情報を入手した場合の職員等に周知するシステムの整備、職員対応マニュアルを作成する。

（2）防災拠点の整備

地域防災拠点としてハワイアロハホールを指定し、通信施設や必要とされる資機材の整備を図るなど、防災拠点としての機能の強化を図るものとする。

6．業務継続の取組みの推進

（1）業務継続の基本方針

町は、災害から住民の生命、身体、財産を保護する責務を有することから、災害発生時は応急対策業務に万全を尽くすものとする。また、優先度の高い通常業務についても、住民生活や経済活動への支障を最小限に止めるため、継続・早期再開を行うものとする。これらの非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源を確保するとともに、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

（2）業務継続計画の策定

ア　町は、優先的に継続すべき通常業務の継続体制を定める業務継続計画の策定に取組むものとする。

イ　業務継続計画策定後は、発動時に計画どおり実施できるよう、全職員への周知を徹底し、意識の向上に努めるとともに、定期的に訓練等を実施し、見直しを行うことにより、実効性を高めるものとする。

7．湯梨浜町職員初動マニュアルの整備・活用

職員初動マニュアルについて整備・活用するとともに、防災訓練を通して問題点等を洗い出し、随時修正を行うものとする。

8．平時から職員が講じておくべき対策

（1）災害時における役割の把握

町職員は、職員初動マニュアルにおける各自の役割を把握し、災害時における各自の行動に必要な対策を平時から講じておくものとする。

（2）家庭等で被災しないための対策

町職員は、それぞれが非常時優先業務を行うべき重要な責務を担っていることを理解し、災害時においても必要に応じて確実に登庁できる体制を整えるため、災害時に職員やその家族が被災しないよう次のような対策をあらかじめ講じておくものとする。

ア　住宅の耐震化

イ　家具等の転倒防止対策

ウ　家庭内での備蓄（非常用食糧、飲料水、非常用持ち出し袋、携帯トイレなど）

エ　その他、鳥取県防災危機管理局ホームページの「日頃の備え」に記載する取組み

（3）災害発生時の家族等との連絡方法の確認

町職員は、災害発生時に業務に専念できるよう、災害用伝言ダイヤル等の災害時の家族との安否確認の方法を平時から把握確認しておくものとする。

（4）登庁経路の危険度の把握

町職員は、登庁経路における危険度(土砂崩れ、ブロック塀倒壊、液状化など)を把握し、災害時の通行経路や登庁手段等を検討しておくものとする。

９．職員派遣要請等の整備

（１）県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制の整備

町が有する防災力だけでは対応しがたい応急対策を円滑に実施し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害時に備えて県及び他市町村等への職員派遣又は応援要請体制を構築する。

（２）他市町村、県からの派遣職員の受入れ体制の整備

災害時において、他市町村、県からの派遣職員を円滑に受入れ、災害応急対策を実施するため、防災訓練等を通じ、受入れ体制の整備・検討を行うものとする。

（３）災害時の他市町村への職員派遣体制の整備

ア　災害復旧に必要な技術等を有する職員の把握

町は、大規模かつ重大な災害が発生した場合に県又は被災市町村からの職員派遣要請に対応するため、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識、経験を有する職員等をあらかじめ把握しておく。

イ　資機材の整備

町は、被災市町村への派遣に際して必要となる衣服、作業資機材の整備に努めるものとする。

ウ　通信機器の整備

町は、被災市町村に派遣する職員が使用する通信手段として、衛星携帯電話及び情報収集端末等の通信機器を整備すると共に、使用方法について訓練等を通じて周知徹底するものとする。

第 15 節　物資・資機材等整備計画

（総務対策部、民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害に際して必要な物資・資機材の現況把握や緊急使用方法について定めておき、円滑な応急対策の実施に資することを目的とする。

町、県及び防災関係機関は、それぞれ防災物資・資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用できるよう準備しておくものとする。

２．防災資機材等の整備

（１）防災資機材の整備

町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図るとともに、県との連携により必要とされる資機材の整備に努めるものとする。

また、消防団に必要な応急活動用資機材の整備充実を図る。

（２）水防用資機材の整備

町は、水防上必要な資機材の整備充実を図る。

（３）備蓄倉庫の整備

町は、備蓄倉庫の整備を図る（資料編資料 40 参照）。

３．食糧、生活物資の確保

（１）食　　糧

町は、地域住民の応急食糧の備蓄を行うとともに、地域住民に食糧備蓄を奨励するものとする。

（2）生活物資

町は、あらかじめ生活物資の備蓄に努めるとともに、販売業者と物資調達に関する協定を締結する。

第 16 節　医療(助産)救護体制の整備計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害のため医療機構が混乱し、被災地の住民が医療（助産）の途を失うことが充分予想されることから、町、県、その他関係医療機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保し、被害の軽減を図るようあらかじめ医療（助産）救護体制を整備することを目的とする。

２．医療（助産）救護体制の確立

町は、災害に備え、次のとおり医療（助産）救護活動体制を確立するものとする。

（1）負傷者の搬送体制を整備する。

（2）救護所の指定及び整備をするとともに、住民への周知を図る。

（3）医療機関の被害、患者の収容状況等に関する情報収集体制を整備する。

（4）自主防災組織の活用方法を検討する。

（5）町内開業医、医師会等との協議により災害時の医療（助産）体制の整備を図る。

３．災害拠点病院

県においては、災害時の拠点病院として地域災害拠点病院と基幹災害拠点病院を整備している。

（1）地域災害拠点病院（東・中・西の２次医療圏ごとに１か所）

広域搬送への対応、災害派遣医療チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出しを行う。

東　　部	鳥取赤十字病院
中　　部	鳥取県立厚生病院
西　　部	鳥取大学医学部附属病院

（2）基幹災害医療拠点病院（県下に１か所）

被災地への医療支援等（重症患者の救命医療、広域搬送への対応、災害派遣医療チームの派遣、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し）を行うとともに、地域災害拠点病院の後方支援病院として、災害時における県下の中心的役割を担う。

基幹災害拠点病院	鳥取県立中央病院

４．医薬品等の備蓄体制

災害のため、医薬品等が不足することが予想されることから、町は、救護所及び後方医療機関として必要な医薬品等の備蓄に努める。

５．ＤＭＡＴの要請

町は、鳥取ＤＭＡＴ運営要綱に基づき、ＤＭＡＴの要請方法について習熟に努める。

第 17 節　防災通信体制整備計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、防災通信網を所管する機関が、災害に強い通信網の整備に努め、災害時の通信を確保できるようにしておくことを目的とする。

２．防災通信体制整備

町は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、次の点に留意して、国の補助制度等を活用して、防災行政無線、衛星通信ネットワーク等の防災通信体制の整備拡充を図るものとする。

（１）安全性の確保

情報通信施設について、風水害等に対する安全性の確保に努める。

（２）伝送路の強化

災害に強い伝送路を構築するため、伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。

（３）装置、資機材の充実

停電時に備えて、予備電源を確保する等の資機材の整備充実に努める。

（４）定期点検の実施

平常時より、災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施する。

（５）防災訓練の実施

通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制（災害時優先回線モードへの切り替え）や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的な通信訓練を定期的に実施する。

（６）孤立予想集落対策

災害時に孤立が予想される集落に対し、緊急時の通信体制の整備を進める。

３．携帯電話メールの活用

携帯電話によるメールは、比較的支障なく使用できるといわれている。災害時に携帯電話メールを活用するため、平素から次の措置をとり、体制を整えておくものとする。

町職員や消防団、自治会長等の携帯電話メールアドレスをあらかじめ把握しておく。

第 18 節　防災拠点の整備計画

（総務対策部）

１．目　　的

大規模な災害が発生した場合、建物の倒壊・浸水及び焼失等によるり災者が数多く発生し、また、道路、ライフライン等においても大きな被害を被るおそれがある。

町は、災害時にこれらり災者に対し迅速かつ的確な災害応急活動を行うための防災拠点の整備を図り、災害応急活動体制の確立を図るものとする。

２．防災拠点の整備

町は、災害発生時に地域の災害情報の収集・伝達、救援・救護活動及び災害復旧等の災害応急活動を行う前線拠点として、ハワイアロハホールを地域防災拠点として指定し、通信施設や

必要とされる資機材の整備を図るなど、防災拠点としての機能の強化を図るものとする。県広域防災拠点（広域応援受入拠点）に東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺（旧健康増進センター、羽合野球場及びトレーニングセンター）が指定されている。

また、災害時における地域住民の避難所及び防災活動の拠点として、町内の小中学校及び東郷支所、泊支所をコミュニティ防災拠点として位置づける。

防災拠点の主な機能は、次のとおりである。

（1）情報の収集・伝達（道路規制情報、被災情報の提供等）
（2）災害時の避難所としての提供
（3）災害時のトイレの提供（断水時使用可能）
（4）災害時の非常電源の確保（非常用電源装置）
（5）救援物資の集積配分（防災倉庫、支援物資集積場等の機能活用）
（6）医療及び防疫
（7）応急給水活動の支援
（8）被災施設の応急復旧

第 19 節　緊急輸送計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

1．目　　的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2．緊急輸送計画

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、県指定の防災幹線道路と連携する物資の集積所及びヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

3．緊急輸送道路等の整備

（1）交通施設の整備・耐震化

県緊急輸送道路について、災害の発生による施設の破損を防ぐため、道路、交通安全施設などの整備、耐震化を県に要請するとともに、町緊急輸送道路についての整備、耐震化に努める。

（2）代替経路の確保

町は、県等の関係機関と連携し、「鳥取県地震防災調査研究報告書」（平成 17 年３月）における幹線道路の寸断の可能性の指摘などを踏まえ、主要幹線道路寸断時の代替経路の確保に努める。

4．輸送体制の推進

（1）輸送に係る情報収集、連絡調整体制の整備

町は、災害時、緊急輸送道路・交通施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報収集、提供及び応急復旧を実施することができるよう、平素から体制を整備するものとする。

（2）輸送体制の確保

町は、災害時における輸送体制の確保のため、町内運送業者等とあらかじめ協議を図り、応援協定を締結する等、平時から連携を図るものとする。

（3）輸送の支援体制

輸送拠点となる物資の集積場において物資在庫管理等を効率的に行うため、荷下ろし・荷さばき等の人員を確保するよう物流関係の業種団体等に対して協力を要請できる体制の確保に努めるものとする。

第 20 節　広域応援体制・受入体制整備計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、町、県、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関間における広域的な連携体制について整備し、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

２．広域応援体制について

県においては、広域的な応援体制が整備されている。想定する広域応援の体制は、次のとおりである。

このうち災害時の相互応援協定は、県及び県内全市町村の間で協定が結ばれている。

（１）県外市町村との相互応援協定の締結推進

被災地外からの人的・物的応援が有効であることから、できるだけ多くの県外市町村との災害時応援協定の締結に努める。特に、大規模災害等で相互応援協力を結んだ地方公共団体との同時被災を避けるため、遠方の地方公共団体との協定締結に努めるものとする。

なお、協定を締結した場合は、下記に留意する。

ア　発災時に受入側の窓口が早期に立ち上げることができる体制整備

イ　平素から実践的な訓練の実施（相互に物資輸送の方法・ルートの確認等）

（２）訓練や会合等を通じた防災情報の共有化

災害時における円滑な連携を期するため、町は、県及び関係機関との間で、平時から防災訓練や「防災関係機関情報交換会」をはじめとする各種会合等を通じて、防災関係機関間の情報共有化や災害時の協力体制・手順の確認に努める。

（３）応援体制の整備

町は、他市町村からの応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備しておくものとする。

（４）受入体制の整備

町は、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の市町村、県、関係機関等から応援を受けることができるよう、災害対策本部に受援班又は受援担当者の設置を検討し、受入計画に基づく応援・受入に関する連絡・要請手順、応援機関の活動拠点等について事前に準備しておくものとする。

第 21 節　防災訓練計画

（総務対策部、全庁）

１．目　　的

この計画は、町及びその他防災関係機関が単独又は共同して防災訓練を平素から充分に実施し、災害時に当たって災害応急対策の迅速かつ的確な遂行を期することを目的とする。

町民は、県や町、防災関係機関の実施する訓練に積極的に参加し、災害への対応策を体得するものとする。

２．訓練の種別

実施する訓練は総合防災訓練、災害警戒本部・災害対策本部運営訓練、水防訓練、消防訓練、避難救助訓練、非常通信連絡訓練、非常招集訓練、救急訓練その他防災に関する訓練とし、それぞれ図上訓練・実動訓練等の方法により適宜行うものとする。

３．訓練計画

訓練の企画立案並びに実施に当たっては、地域の特性や季節的な要因等を考慮するとともに、国・県・隣接市町・その他関係機関と共同又は町単独で実施するが、いずれの場合についても、これらの関係機関と緊密な連携をとるとともに、地域住民等の参加を得て、より実践的なものとなるよう努めるものとする。

各種計画の要旨は次のとおりである。

（１）総合防災訓練

町及び県は、災害の発生を想定し、防災計画に定める各種災害対策の遂行に万全を期するため、防災関係機関と住民、その他関係団体の協力を得てその緊密な連携のもとに、本部運営、火災、避難・救助、非常通信、非常招集、救急、応急復旧等の個別訓練を基礎とする総合的な訓練を実施し、災害応急対策活動についての習熟、関係機関相互の協力体制の緊密化及び住民の防災思想の普及・高揚を図るものとする。訓練の実施に当たっては、災害の想定、実施場所、日時、実施種目等を示した「総合防災訓練実施要領」を策定するものとする。

（２）災害警戒本部、災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、情報収集・分析等本部の運営を適切に行うため、災害警戒本部、災害対策本部運営訓練を実施する。

（３）水防訓練

住民の防災知識の高揚と、出水時における警戒、予防等水防体制の万全を期するため、水防計画に定められている訓練項目について、各関係機関、住民の協力を得て年１回実施するものとする。

（４）消防訓練

火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、その他の消防団体についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町消防機関も協力するものとする。

なお、訓練は消防機関とその他の消防団体が行うものとに区分する。

ア　消防機関が行うもの

（ア）ポンプ操法訓練　（イ）放水訓練　（ウ）礼式規律訓練
（エ）火災防御訓練　（オ）警備・救助活動

イ　その他の消防団体が行うもの

（ア）通常訓練　（イ）消火訓練　（ウ）避難訓練

（５）避難救助訓練

町・消防機関及びその他の防災関係機関は、それぞれの計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難救助訓練を水防、消防等の防災訓練及びその他の災害防ぎょ活動と併せて、又は単独で実施するものとする。図上訓練の実施に当たっては、避難所、避難路の確認、誘導方法等の訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業場、旅館等不特定多数の者が出入りする施設にあっては、収容者等の人命保護のため特に避難についての設備を整備し、消防計画に基づき訓練を実施する。訓練に当たっては、必要に応じ警察・消防等関係機関の協力を得て行うものとする。

（６）非常通信訓練

町及びその他防災関係機関は、災害発生による有線通信の途絶、電力線の故障等の場合を想定し、非常通報を迅速、確実に伝送することに習熟するため、非常通信協議会において非常通信訓練を年１回以上実施する。訓練時期は、台風、雪害等の発生が予想される前に実施するものとするが、中央、地方協議会において実施される非常通信訓練との調整を図って実施するものとする。

また、各種防災訓練の場を通じて、情報伝達訓練を実施し、通信設備や機器の習熟に努めるものとする。

（７）非常招集訓練

町、県及びその他防災関係機関は、災害対策活動の従事者が有事に際し、短時間に参集できるよう、各機関の責任者においてそれぞれ実施するものとし、訓練の実施方法はおおむね次の項目により行うものとするが、災害の想定及び実施の細目は、各実施責任者においてその都度定めるものとする。

ア　非常招集措置の平常時における整備

平常時に整備しておくべき項目、非常招集措置の平常時における整備

（ア）招集対象者の住所、居所及び連絡方法等

（イ）招集の基準及び区分

（ウ）招集命令伝達、示達要領

（エ）非常招集の命令簿、非常招集訓練簿

（オ）非常招集の業務負担、配置要領

（カ）待機命令の基準

（キ）その他非常招集のために必要とする事務処理

イ　非常招集命令の伝達示達

伝達、示達の方法は、その緊急性からもっとも早く到達する手段を選択すべきである。

携帯電話等及び口頭による伝達のいずれにあっても、迅速かつ正確を期するよう留意して実施するものとする。

ウ　集合の方法

集合の方法は、第一義的にもっとも迅速な方法によるべきことはいうまでもないが、災害発生後に予想される交通渋滞、公共交通機関の停止、並びに道路網の寸断を考慮した手段によることが望ましい。

エ　点　　検

（ア）伝達方法、内容の確認点検

（イ）受令時間の確認点検

（ウ）受令地から集合地までの距離、所要時間の確認点検

（エ）集合人員の確認点検

（オ）その他対策準備体制に関する点検

オ　訓練後の措置

訓練後は実施効果の検討を行い、非常招集の的確な実施のため改善是正を行うよう努め、訓練記録を記載しておくものとする。

（８）救急医療訓練

救急医療訓練が広域的に実施される場合は、積極的に参加するものとする。

（９）簡易型災害図上訓練（ＤＩＧ）

町は、地域（自主防災組織、自衛消防団、区等）、職域（学校、病院、事業所等）に対して、防災意識の高揚及び地域防災力向上のために、災害発生時を想定して対応・対策等を考える簡易型の災害図上訓練を推進し実施するものとする。

(10) 避難所運営訓練

町は、災害時の指定避難所の円滑な開設、運営を図るため、関係機関や地域住民等の協力

を得て避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）及び避難所運営訓練を実施するものとする。

(11) 訓練後の評価

町及びその他防災関係機関は、各訓練の実施結果について評価を行い、課題等を明らかにし、今後の防災体制の改善に反映させるものとする。

第 22 節　避難行動要支援者対策の強化

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、町「避難行動要支援者避難支援計画」(平成 20 年 11 月策定) に基づき、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

２．地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切な介護ケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合い（支え愛）を基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健医療福祉サービスの連携・供給拠点を整備するよう努めるものとする。

３．避難行動要支援者に対する支援

（１）避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々をいい、町「避難行動要支援者避難支援計画」における、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者、難病患者等を対象とする。

対象要件は次のとおりとする。

ア　高齢者（６５歳以上）のみの世帯。

イ　身体障害者手帳１級、２級及び一部の３級の身体障がい者、療育手帳Ａの知的障害者並びに精神障害者保健福祉手帳１級の精神障がい者

ウ　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に定める要介護認定要介護状態区分３以上の要介護者

エ　障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）による難病患者

オ　アからエまでに掲げる者のほか、町長が認める者（妊産婦、乳幼児、５歳未満の幼児、日本語に不慣れな外国人及び日中一人居り高齢者等）

（２）避難行動要支援者の状況把握・共有化等

町は、町「避難行動要支援者避難支援計画」の「情報の収集・共有・提供に係る方針」に基づき、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）把握を平時から実施する。また、町障がい者地域自立支援協議会等と連携して、情報の把握方法を決定し、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

（３）避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第４９条１０項）

町は、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には、支援組織等（消防、警察、民生児童委員、自治会、社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供することができる。

４．要配慮者利用施設における体制整備

（１）町は、平時から、社会福祉施設などの主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）での災害時の受入・支援体制を整備するものとする。

ア　災害時の応援協定の締結

イ　福祉避難所としての指定

ウ　災害時の連絡経路及び支援体制の確立

エ　施設利用方法等を確認

オ　あらかじめ施設利用対象者を把握（把握後は避難方法を定める）

（２）町は県及び施設管理者と連携して、要配慮者利用施設の防災設備・資機材の整備、施設職員の防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実を図るものとする。

（３）施設管理者は、県が作成した「要配慮者利用施設避難対策指針」を参考に、町と連携して水防法や土砂災害防止法に基づく各要配慮者利用施設の避難確保計画を作成するものとする。更にこの計画に基づく避難訓練の実施を促進するとともに､町はこれを支援するものとする。

５．避難行動要支援者の把握と情報伝達体制の整備

（１）避難行動要支援者の日常的把握

町は、民生児童委員、訪問介護員（ホームヘルパー）、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通し、高齢者、障がい者等の要配慮者の状況を把握するよう努めるものとする。また、地域における「支え愛マップ」づくりや見守り活動を支援して、状況の把握を促進する。

（２）障がい者・外国人への情報伝達方法の確立

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者・外国人に対し、ＦＡＸやインターネットによる情報提供及び手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の派遣・協力体制の整備に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者への防災知識の普及啓発に努めるものとする。

６．避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を確保することが大前提であることから、町は、避難支援等関係者が、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分配慮する。また、その旨を避難支援等関係者及び名簿掲載避難行動要支援者へ周知するよう努める。

７．福祉避難所の開設・運営の準備

町は、福祉避難所の速やかな開設・運営に必要な資機材整備の検討を行うとともに、災害時福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の受入準備を行うものとする。

第 23 節　自主防災組織の整備計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、自主防災組織の整備充実や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制を整備することを目的とする。

２．自主防災組織の整備

（１）自主防災組織は、地域住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に基づき自主結成され、災害発生時にその被害を防止し、軽減するため実際に防災活動を行う組織であり、町民は自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めるものとする。

また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等は自主防災組織の活動に期待するところが大きいため、町民は、訓練、研修、その他あらゆる活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めるものとする。

消防団、社会福祉協議会、事業所、学校、ボランティア団体等様々な地域の団体と連携することにより、自主防災組織等の活動が継続・発展するよう努めるものとする。

（２）自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、区等を基盤として自主防災組織を確立するものとする。また、町は地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図るものとする。

（３）日本防災士会鳥取県支部との連携及び防災士の養成・研修の支援

町は、地域の自主防災組織の組織率の向上や活動の活性化を図るため、日本防災士会鳥取県支部と連携して地域防災力の向上に努めるものとする。また、町民の防災士養成及び防災リーダースキルアップ研修を支援する。

（４）地域の防災意識をけん引する防災リーダーの育成

町は、防災士など防災関係資格を有する者を地域の「防災リーダー」として、スキルアップ研修等への参加を促進するものとする。

地域における「防災リーダー」は、災害時に個別の声かけによって避難を促進し、地域で要配慮者の避難行動を支援するなど地域の防災力向上の牽引者であり、また、町と住民をつなぎ、自助・共助・公助が一体となった防災体制の要となる者である。

３．自主防災組織の編成

（１）自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられる。ただし、具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めるものとする。

ア　情報伝達班　　イ　救出班　　ウ　消火班

エ　避難誘導班　　オ　救護班　　カ　給食・給水班

（２）組織の編成に当たっては、次の点に留意することが必要である。

ア　活動班員については、特定の範囲の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例えば、消防経験者は救出班、消火班、アマチュア無線資格者は情報伝達班、医者・看護師は救護班等）組織の活動に実効性を持たせるものとする。特に、設立後に継続して活動することが重要なので、消防防災経験者（消防吏員、警察官、自衛官、自治体の防災担当部局経験者等）、防災意識の高い者（防災士、防災ボランティア等）、コミュニティ活動を活発にしている者（区役員、民生児童委員、ＰＴＡ役員、ボランティア活動者等）を活動の中心に据えることが望ましい。

イ　昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるので、各種状況を想定した組織編成に努めるものとする。

ウ　地域の防災や消防の活動に、女性の参画が進むよう配慮するとともに、既に女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組むことに努めるものとする。

４．自主防災組織の活動内容

（１）平常時の活動

ア　防災に関する知識の習得、向上、住民への防災意識の啓発
イ　地域における危険箇所の把握及び広報（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
ウ　地域における避難路・避難体制や消防防災施設等の把握及び広報
エ　避難行動要支援者の把握と支援体制
オ　地域における情報収集・伝達体制の確認
カ　避難所・医療救護施設の確認
キ　簡易型災害図上訓練や防災訓練（情報の伝達、要救助者の救出、避難行動要支援者の避難誘導、初期消火訓練を含む）の実施
ク　防災関係機関、地域団体、隣接の自主防災組織等との連携体制の確立
ケ　防災資機材の整備・点検、及び使用方法の確認

（2）消防機関の協力

活動に当たっては、その実効性を高めるため、消防機関の協力を求めるものとする。

（3）災害発生時の活動

ア　要救助者の救出
イ　出火防止と初期消火
ウ　地域住民の安否の確認
エ　情報の収集・伝達
オ　避難誘導及び指定避難所の開設・運営の支援
カ　給食・給水

第 24 節　地区防災計画

（総務対策部、民生対策部）

この計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、区の特性等に応じた自発的な防災活動を地域住民等が実施することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

１．地区防災計画の実施主体

この計画は、中央公民館及び分館単位の地域を基本とするが、地区等の単位の地域で策定することも可能とする。

２．役割分担

この計画は、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」という観点から、地域住民等と町、消防局（署）及び消防団が連携して次のようなことを実施する。

（1）地域の役割

ア　自主防災組織の体制確立
イ　定期的かつ実践的な訓練の実施
ウ　防災マップ等（土砂災害警戒区域毎に緊急避難場所及び避難路を関係住民の合意を得て記載等）の作成による地域の危険個所・設備等の状況把握
エ　避難行動要支援者支援制度の取組による「支え愛」体制の構築
オ　食料・防災資機材等の備蓄
カ　防災教育啓発活動の実施

（2）町の役割

ア　防災知識の啓発
イ　地域内の防災委員（リーダー）等の育成支援
ウ　備蓄品・防災資機材等の整備に対する支援
エ　防災訓練の実施支援

（3）消防局（署）及び消防団の役割

消火訓練を含む各種訓練の実施に当たっての必要な指導・助言

第 25 節　防災知識普及計画

（総務対策部、文教対策部、民生対策部）

1．目　　的

この計画は、町、県及びその他防災関係機関等が、その職員及び住民に対し、災害の予防又は災害応急措置等防災知識・技術の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施を図ることを目的とする。

普及に当たっては、①防災に関心をもち、②防災上の課題を解決できる知識・技術を学び、③具体的な行動ができるよう段階的に資質向上を図るものとする。

また、住民が「自助」「共助」の考え方に基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組みを実施するとともに、児童及び生徒等（この節において以下「児童等」という。）が、自然災害等の危機について正しく理解し、自らの判断のもとで防災・減災に繋がる行動がとれるよう、学校における防災教育の取組みを積極的に推進することを目的とする。

2．防災及び危機管理の基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、住民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うことが基本であり、住民もその役割を果すことが被害の軽減に繋がる。

（1）自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。）の取組みを総合的に推進すること。

（2）災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという（減災）目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組みを積み重ねていくこと。

（3）災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

3．普及の方法

（1）実施責任者

町は、災害予防及び応急対策に万全を期するため、それぞれ必要な防災知識・技術の普及を図るものとする。

（2）防災関係職員に対する教育

町は、災害時の応急対策に万全を期するため、職員に研修会、講演会等により必要な防災教育を実施する。また、職員の知識・技術に応じて段階的に研修するものとする。

また、災害発生時の初動対応についてのマニュアル等を作成し、職員が迅速かつ的確に行動できるよう努めるものとする。

（3）学校等における防災教育

町は、児童・生徒や園児を対象として、自らの身の安全を守る行動や地域の安全に役立つ行動についての学習、防災や自然災害等について知識・理解を深める学習等を実施するものとする。

（4）防災研修会、防災講習会等の開催

町は県及び防災関係機関と連携して、防災研修会や防災講演会等を開催し、防災知識の普

及啓発及び防災意識の高揚に努める。

（５）住民に対する防災知識の提供

町は、町ホームページ、広報紙、ＣＡＴＶ等を活用して住民に対して効果的な広報等を行い、防災に関する知識の提供を行うとともに、防災意識の高揚を図るものとする。

（６）体験型施設の活用

町は、災害体験型施設を活用して住民等に自然災害（地震や台風など）の怖さ、備え方などを効果的に伝え、防災意識の高揚を図るものとする。

ア　県内の体験型施設

（ア）県保有起震車（愛称「グラットくん」）

a　震度１から震度７まで９つの震度階の揺れを再現可能

b　関東大震災等の過去の大地震の再現に加え、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震等を想定した揺れを再現可能

（イ）近県の体験型施設

a　人と防災未来センター（兵庫県）

b　山崎防災センター（兵庫県）

c　徳島県立防災センター（徳島県）　など

（７）消防団及び自主防災組織との連携

町は、消防団及び自主防災組織が自ら開催する防災研修会・訓練等の機会をとらえて防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るとともに、消防団及び自主防災組織に防災研修会・訓練等の開催を積極的に働きかける。

（８）避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

町は、避難行動要支援者に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚については、それぞれに適した方法により行うものとする。

ア　視覚障がい者点字パンフレット、音声読み上げ機能に配慮したホームページ作成、音声教材等

イ　外国人用外国語版パンフレット等

（９）男女共同参画の視点を入れた普及啓発

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した普及啓発に努めるものとする。

(10) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

５．防災教育の実施

（１）ねらい・効果

防災教育は、児童等一人ひとりが次に掲げる能力を身に付け、「生きる力」を涵養し、能動的に防災に取組むことができる人材を育成するために行うものである。

ア　自然災害などの危機から自らの身を守るための行動ができる能力

イ　生命を尊重し、進んで周囲の人々や地域の安全に貢献する能力

ウ　自然災害発生のメカニズムをはじめ、それぞれが暮らす地域の自然環境、災害や防災について理解する能力

（２）基本方向

ア　学校等における児童等に対する防災教育の充実

児童等が防災対応能力を培うことを目的として、学校等の教育や保育活動全体を通じて、総合的、体系的に防災教育を推進する。更に、大地震を経験した鳥取県として、地震に関する体系的な防災教育の普及、身近な防災教育として、土砂災害、風水害に関する防災教育の普及も進めていく。

イ　防災対応能力を有する教職員や保育士等の養成

学校における防災・危機管理を担い、児童等への防災教育に対して指導的役割を果たすことができる教職員や保育士等を養成する。

ウ　家庭・地域社会との連携

学校等における防災教育に家庭や地域社会の参加・協力を得ることと合わせ、家族や地域社会の一員であることの自覚を持った人材を育成するため、さまざまな場面を通じて家庭や地域社会との連携を図る。

（3）推進方策

ア　児童等を対象とした施策

（ア）児童等の発達段階に応じた形で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動における教育内容、あるいは保育活動に防災や危機管理の視点を取り入れ、学校等における教育・保育活動の全体を通じて防災教育を総合的かつ体系的に推進する。

（イ）県土整備部が実施している土砂災害、風水害についての学習メニュー教材等を各小学校や保育所等に普及させていく。

（ウ）児童等が実践的な災害対応能力を身に付けられるよう、専門家の指導・助言を受けるなどして、学校等の防災訓練の充実化を図る。

（エ）学校の授業やこども園等の保育活動に、地域の災害史や危険箇所マップづくり、地域防災活動の実践者や被災者による講話などを取り入れることにより地域社会との連携を深める。また家族で災害発生時の対応を話し合うことや地域の防災訓練へ参加することなどを促進する。

イ　教員等を対象とした施策

（ア）教員等を対象とした防災研修会や、その他関係機関が実施する研修等の機会を活用し、防災教育の実施について具体的な手法を提示するとともに、災害発生時の指示や誘導、初期消火、応急手当等が的確に行われるよう、専門的な知識・技能の習得及び向上を図る。

（イ）防災教育に活用できる教材や資料を配布し、各学校の教育目的と児童等の発達段階に応じた、教職員や保育士等による防災教育の実施を促進する。

６．住民に対する防災知識・技術の普及

町は、住民を対象として、災害時等の措置について次により防災知識・技術の普及を図る。

このとき、普及対象の知識・技術に応じて最も効果的な手段・内容となるよう計画するものとする。

また、点字や朗読、手話通訳等を用いて、障がいのある方などに対しても充分に知識を普及できるように配慮するとともに、自主防災組織や町内会、各種団体等を通じて、１人暮らしのお年寄りの世帯などについても日頃から防災知識の普及に努めるものとする。

防災知識の普及は、次の媒体を利用して行うものとする。

（1）ラジオ、テレビ、防災行政無線、音声告知機等の放送施設、ＦＡＸ及びインターネットの活用

（2）新聞・雑誌等の活用

（3）広報誌・印刷物（パンフレット・ポスター等）の配布

（4）映画・スライドの製作利用

（５）広報車の巡回
（６）講習会・研修会・展覧会・ワークショップ・図上訓練等の開催
（７）見学・視察・現地調査・体験学習
（８）その他

７．普及を要する事項

（１）湯梨浜町地域防災計画の概要
（２）災害予防措置
　ア　風水害等災害予防の知識と心得
　イ　台風襲来時の家屋の保全方法と器具、備品等の整備
　ウ　農作物の災害予防のための事前措置
　エ　食糧等、必要な物資の最低量の備蓄
　オ　がけ崩れや土石流、洪水などの災害危険箇所
　カ　火災予防の知識と心得
　キ　その他
（３）災害応急措置
　ア　災害対策の組織、編成、分掌事務
　イ　災害の調査及び報告の要領、連絡方法
　ウ　防疫の心得、医薬品の整備、消毒方法、清潔方法等の要領
　エ　災害等の心得
　（ア）火災等に巻き込まれたときの避難方法
　（イ）適切な避難所等、避難路及び携帯品
　（ウ）被災世帯の心得
　（エ）避難所における生活の留意事項
（４）災害復旧措置
　ア　被災農作物に対する応急措置
　イ　その他
（５）その他の必要な事項

８．普及の時期

普及の内容により、イベントは過去に大きな風水害等が発生した日や各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで行うものとする。例えば、春・秋の火災予防運動の期間においては、防火思想の普及を図り、台風シーズンの前には台風に関する防災知識の普及等に努めるものとする。

また、内容に応じて、年間を通して計画的に実施するものとする。

第 26 節　ボランティア受入計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時のボランティアの受入体制の整備を図ることを目的とする。

２．防災ボランティアの育成

大規模な災害が発生した場合、看護業務、避難所等における炊き出し、食糧及び生活必需品の供給補助、アマチュア無線通信等の業務にボランティアの協力が不可欠なものとなる。

したがって、町においては、町社会福祉協議会及び日赤県支部等と連携をとりながら、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

３．ボランティアの受入れ体制の整備

町は、町社会福祉協議会と連携して、必要とされる資機材等の備蓄・整備を行うものとする。（資料編資料 83、84）

（１）災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること、並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、ボランティアコーディネーターとの連携強化に努める。

（２）ニーズの把握に当たっては、老若男女の視点による意見が反映されるよう、情報の収集体制の整備に配慮する必要がある。

（３）町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの受入体制や、災害時にボランティアが互いに連携した活動を実施出来る体制の整備に努めるものとする。

（４）町社会福祉協議会によるボランティア受入体制の整備

ア　町内のボランティアコーディネーターの養成及び組織化

イ　「災害救助ボランティア活動マニュアル」の作成

ウ　町ボランティアセンターの立ち上げ方法等についての研修

エ　災害時ボランティアコーディネーターの養成及び事前登録

オ　「災害ボランティアバンク」による災害ボランティアの事前登録体制の整備

カ　災害ボランティアの活動促進及び災害時の支援体制について関係機関で検討協議する場の設置

４．医療救護関係ボランティア

被災者の人命救助や負傷者の手当ては、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定される。

災害時には、この分野での日赤の活躍が大きく、本町の体制においても日赤の活動を根幹とし、補完的な観点から町独自のボランティア体制整備を図ることとする。

（１）ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

県内外の医師、看護師、保健師、助産師等医療関係者

（２）活動内容

医療救護関係ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

ア　救命措置

イ　応急手当

ウ　巡回診療

エ　健康相談等の実施

（３）活動体制の整備

町は、医師会、福祉保健局等からあらかじめ管内及び県内等からの派遣可能人員の把握に努め、災害発生時における医療不足の防止に努める。

５．生活支援ボランティア

災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものであるが、活動内容が多岐にわたり膨大であること並びにニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備並びに活動を効率的に進めるうえでのコーディネーターや組織化が必要である。

（１）ボランティアの構成員

ボランティアの構成員はおおむね次のとおりである。

ア　ボランティア活動団体、青年団体、女性団体、土木建築関係団体、商工団体（町商工会等）、農林水産団体（農業協同組合町内各支所等）等

イ　民生児童委員（民生児童委員協議会）、自治会、町内会等

ウ　防災ボランティアとして登録された個人、災害時に駆けつけたボランティア

（2）活動内容

ア　避難所設置以前

指定避難所設置、被災者の安否確認、被災者のニーズの把握等の支援を行う。

イ　避難所設置以後

（ア）指定避難所においては、給水、炊き出し、救援物資の仕分け、避難所運営の世話等の支援を行う。

（イ）在宅者については、高齢者、障がい者等の安否確認等、食事・飲料水の提供、移送サービス、建物のビニールシート掛け、貴重品探しの手伝い、生活情報の提供等被災者の支援要請に応じて適宜実施する。

（3）活動体制の整備

町は、町社会福祉協議会の「災害救助ボランティア活動マニュアル」作成にあたり積極的に協力するとともに、災害時における町ボランティアセンターと町災害対策本部との連携体制について、平素より協議を図るものとする。

第 27 節　海上災害予防計画

（産業対策部）

1．目　　的

この計画は、町沿岸海域・水域における船舶の衝突及び大規模な油流出等により沿岸住民や船舶、水産資源等に影響を及ぼす海上災害を防止することを目的とする。

2．海上事故等の予防

漁業団体をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

（1）海上交通の安全のための情報の充実（情報提供）　（2）船舶の安全な運航

（3）船舶の安全性の確保　（4）海上交通環境の整備

（5）海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

3．海上等流出油災害予防

大規模な流出油による海上災害に備え、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備するとともに、相互に緊密な協力体制を確立し、被害想定に基づいた訓練を実施するものとする。

第 28 節　危険物等災害予防計画

（総務対策部、商工対策部）

1．目　　的

この計画は、危険物・高圧ガス・爆発物・毒物・劇物等による人命及び建造物の災害を予防するため、施設の整備並びに危険物等の安全確保を図ることを目的とする。

２．危険物施設の把握

町内における危険物施設等は、資料編資料 25 のとおりである。

３．劇物取扱所の安全確保

劇物取扱所においては、災害時において、管理者等と充分に協力し、その管理体制の整備を図るものとする。

４．危険物等の安全確保

取扱業者等は、特に次の事項等を整備し、安全確保に努める。

（１）貯蔵及び取り扱いの保安監督
（２）消火・警報設備の維持及び点検
（３）施設・設備の維持及び点検
（４）地震・火災等に対する防火対策
（５）毒物劇物取り扱い管理体制の整備

第 29 節　被災者支援計画

（総務対策部、建設対策部、民生対策部）

１．目　　的

災害により被災した町民の支援体制の整備について定めることを目的とする。

２．被災者支援体制の整備

（１）私人の間における紛争の防止及び調整体制の整備

ア　土地建物専門家等の要請・斡旋体制の整備

大規模災害発生後、災害復興時においては、共同住宅の再建、土地境界の移動等、土地・建物に係る私人間の又は自治体と私人間の紛争が多く発生することが想定される。

町は、これらの紛争について原則介入しないものとするが、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等の法律及び土地建物の専門家による調停及び支援が円滑に行われるよう、あらかじめ、これらの専門家等の団体への調整の要請及び斡旋等を行うことができる体制の整備に努めるものとする。

イ　地籍調査の推進

町は、災害発生時の境界の元の位置の確認による迅速な復旧及び紛争の軽減のため、地籍調査の実施を推進するものとする。

（ア）地震、土砂崩れ、水害等で土地の形状が変化した場合における、元の土地の境界に関する正確な記録がないことによる復旧の遅れ等を防止する。

（イ）地籍調査で、個々の土地境界の位置を地球上の座標値と結びつけ、成果を数値的に管理することにより、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することを可能とする。

（２）被災児童等の援護体制の整備

町は県総合事務所・中部教育局と連携して、メンタルケアや保育所の入所枠の拡大等、大規模災害により保護者を失った孤児の保護及び父子家庭・母子家庭になった児童世帯等の支援体制の整備に努める。

（３）被災者台帳

町は、一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に努める。台帳作成に当たりマイナンバーの取得・利用を検討する。

第 30 節　帰宅困難者対策の強化

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、災害等により交通機能が停止した際に、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達の発生による混乱の防止を図ることを目的とする。

２．帰宅困難者対策の推進

町は、駅等で発生が予想される帰宅困難者に対して、必要な対策を推進するものとする。

（１）帰宅困難者の定義

「通勤、通学、買い物等の目的で周辺地域から流入、滞在している者のうち、公共交通網が被災した場合に帰宅が困難になる者」を帰宅困難者と定義する。

（参考：帰宅困難者の設定例）

ア　自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下の人は、全員の徒歩帰宅が可能

イ　自宅までの帰宅距離が 10～20ｋｍの人は、帰宅距離が１ｋｍ増えるごとに 10%ずつ帰宅者を逓減

ウ　自宅までの帰宅距離が 20ｋｍ以上の人は、徒歩帰宅は困難

エ　妊婦、幼児、障がい者等は、自宅までの帰宅距離が 10ｋｍ以下であっても徒歩帰宅は困難

（２）帰宅困難者に対する基本的な対策

ア　帰宅困難者を発生させないための対策

町は、住民が帰宅困難者とならないよう、及び帰宅困難者となったときに混乱しないよう、以下の対策を講ずるものとする。

（ア）災害発生時には「むやみに行動を開始しない」という基本原則を、住民に対して周知徹底する。

（イ）住民に対して、日ごろから次のような取組みを行うよう啓発する。

ａ　正確な情報収集をするためのラジオの携帯

ｂ　地図、懐中電灯の準備

ｃ　簡易食糧（ビスケット、キャラメルなど）、飲料水、スニーカー等の準備

ｄ　家族との連絡手段・集合場所についての話し合い

ｅ　安否確認方法（災害用伝言ダイヤルなど）の確認

ｆ　歩いて帰る訓練の実施

ｇ　季節に応じた冷暖準備（雨具、防寒服、手袋など）

イ　事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等においては、従業員や生徒の一時保護施設の整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進するとともに、帰宅困難者が発生した場合の安否確認体制や、ＪＲ西日本の駅等への職員派遣体制を整備するものとする。

（３）帰宅困難者を支援する対策

ア　情報収集・提供の体制整備

町はＪＲ西日本・日ノ丸自動車・日本交通と協力し、帰宅困難者が発生すると予想される松崎駅、泊駅における情報収集・提供体制を整備し、帰宅困難者が必要とする情報の迅速な収集・提供に努めるものとする。

イ　帰宅支援の協力体制の整備

町は、県が帰宅困難者支援協定を締結しているコンビニエンスストア及び外食事業者の協力店舗である「災害時帰宅支援ステーション」の位置を住民に周知する。また、町内の

店舗業者と帰宅困難者に対する飲料水やトイレ、交通情報の提供などを行うための協定締結に努める。

ウ　妊婦、幼児、障がい者等の収容体制の整備

町は、妊婦、幼児、障がい者等の距離を問わず帰宅が困難な者の健康面等を考慮し、一時的受入可能施設、支援内容等の情報の優先的な提供体制の整備を推進するものとする。

第 31 節　ため池・樋門の管理体制の強化

（産業対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

２．実施主体

（１）ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するものとする。

（２）樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

３．ため池の管理体制の強化

（１）ため池の状況把握

町は、町内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

（２）ため池の管理体制の強化

ア　町は県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

イ　町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

ウ　町、県、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ　町は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

（３）ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、町は県と連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

第 32 節　災害時の事業継続の取組みの促進

（総務対策部、商工対策部）

１．目　　的

この計画がその役割を果すため、災害により被害を受けても重要業務を中断させず、あるいは、中断しても可能な限り短い期間で再開するよう、事業活動の中断が及ぼす影響をあらかじめ把握し、継続すべき重要業務や中断した際の復旧時間等の目標を設定し、「事業継続」の達成に向けた取組みを推進することを目的とする。

２．事業継続に向けての取組みの支援

（１）町は県と連携して、事業継続計画の作成が競争力を高め、取引先の信頼を勝ち取り、社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことに繋がって、企業等の価値を向上させることから、事業継続計画を作成するうえで必要な知識を習得する機会の提供やアドバイスの実施、どのような災害リスクを選ぶかの判断材料となる被害予測の提供等、企業等の事業継続に向けた取組みを積極的に支援するものとする。

（２）町は県と連携して、事業継続マネジメントシステムの国際規格化の動向等も踏まえながら、契約等の締結に当たって相手方に事業継続計画の作成を求めるなど、事業継続の取組の普及を図るものとする。

第 33 節　竜巻・突風対策計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

２．台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

（１）気象情報の確認

気象庁が発表する特別警報、警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内　　容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～１日程度前に「大雨と雷及び突風に関する○○県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

気象情報	内　　容
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報であり、発表から１時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

（2）身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア　竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

（ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

（イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

（ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

（エ）大粒の雨やひょうが降りだす。

イ　発生時に屋内にいる場合

（ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。

（イ）雨戸・シャッターを閉める。

（ウ）１階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

（エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ　発生時に屋外にいる場合

（ア）車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。

（イ）橋や陸橋の下に行かない。

（ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

（エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険

３．農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害対策を推進する。

（1）風害の恒久的対策

ア　防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の５までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

イ　防風垣の設置

（ア）果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。

なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

（イ）幅員及び高さ

一列植とし１～1.5m幅で高さは一定しないが３～９m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

ウ　多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第　３　章　　災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎょし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止することを目的とする。

第１節　湯梨浜町防災会議

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、湯梨浜町防災会議が置かれている。

その組織及び所掌事務等は、次のとおりである。

１．組　　織

（１）会　　長　　湯梨浜町長

（２）委　　員

ア　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

イ　鳥取県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

ウ　町を所轄する警察署長

エ　町長がその部内の職員のうちから指名する者

オ　教育長

カ　消防団長

キ　鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

ク　指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

ケ　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

２．所掌事務

（１）湯梨浜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（３）町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、町並びに関係指定地方行政機関・県・関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

（４）非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

（５）そのほか法律又はこれに基づく命令により、その権限に属する事務。

３．湯梨浜町防災会議委員等の状況

湯梨浜町防災会議を構成する委員及び関係機関の状況は資料編資料１「湯梨浜町防災会議条例」のとおりである。

第２節　湯梨浜町災害警戒本部

１．湯梨浜町災害警戒本部の設置

町の地域において災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、総務課長は湯梨浜町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

２．警戒本部の組織

本部に警戒本部長を置くほか、警戒本部会議及び対策部をもって組織する。

なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

（１）警戒本部長

ア　警戒本部長は、総務課長がその任務に当たる。

イ　警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ　警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第１位　企画課長　　第２位　その場の最高責任者

（２）警戒副本部長

ア　警戒副本部長は、企画課長がその任務に当たる。

イ　警戒副本部長は警戒本部長を補佐する。

ウ　警戒副本部長が不在等の非常時には、その場の最高責任者がその任務を代理する。

（３）本部員

本部員は、総務課長が指名する者を充てる。

３．設置及び廃止

（１）警戒本部の設置

風雨、大雨、洪水、強風、波浪、津波、大雪等の注意報又は警報が発表され、災害が発生、又は発生するおそれのある場合は、災害警戒本部を設置する。

警戒本部の設置の基準は、本章第４節「配備及び動員計画」に定める第２配備（警戒体制）のとおりとする。

（２）廃止の基準

警戒本部は、おおむね次の基準により総務課長が廃止する。

ア　町内各地域における危険がなくなったと認めるとき。

イ　当該災害により被害が確認され、第３配備（非常体制）へ移行した場合

（３）設置及び廃止の公表

災害警戒本部を設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

４．警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

（１）気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達

（２）町ホームページ等による情報提供や注意喚起

（３）第３配備（非常体制）への移行を視野に入れた災害への警戒・監視

第３節　湯梨浜町災害対策本部

１．湯梨浜町災害対策本部の設置

町の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、町長は湯梨浜町災害対策本部条例に基づき、湯梨浜町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。なお、本部未設置の場合においても、町長は必要があると認めるとき、本部設置に準じて災害対策を行うものとする。

２．災害対策本部の組織

本部に本部長を置くほか、本部会議及び対策部をもって組織する。

なお、総務対策部のなかに事務局を置く。

（1）本部長

ア　本部長は、町長がその任務に当たる。

イ　本部長は町本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ　本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第１位　副町長　　第２位　総務課長　　第３位　企画課長

（2）副本部長

ア　副本部長は、副町長がその任務に当たる。

イ　副本部長は本部長を補佐する。

ウ　副本部長が不在等の非常時には、総務課長がその任務を代理する。

（3）本部員

本部員は、各対策部の部長がその任務に当たり、町長が指名する者を充てる。

３．設置及び廃止

（1）設置の基準

町本部の設置の基準は次のとおりである。

本部の設置の基準は、本章第４節「配備及び動員計画」に定める第３配備（非常体制）のとおりとする。

（2）廃止の基準

町本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

ア　町内各地域における危険がなくなったと認めるとき。

イ　当該災害に係わる災害予防対策及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

（3）設置及び廃止の公表

本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、防災行政無線・音声告知機・電話・その他的確迅速な方法で周知するものとする。

公　表　先	方　　法	担　　当
町職員	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール	総務課
県危機管理局	電話、県防災行政無線、災害情報システム、情報連絡員（リエゾン）	総務課
倉吉警察署	電話、口頭	総務課
鳥取中部ふるさと広域連合消防局	電話、口頭	総務課
防災会議構成機関	電話、口頭	総務課
隣接市町	電話、県防災行政無線	総務課
消防団	電話、町防災行政無線（移動系）	総務課
一般住民	電話、情報連絡員、町防災行政無線（同報系）、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）	総務課
報道機関	電話、ＦＡＸ、口頭	総務課
湯梨浜町の関係機関	電話、ＦＡＸ、口頭、情報連絡員（リエゾン）	総務課

○災害対策本部組織図

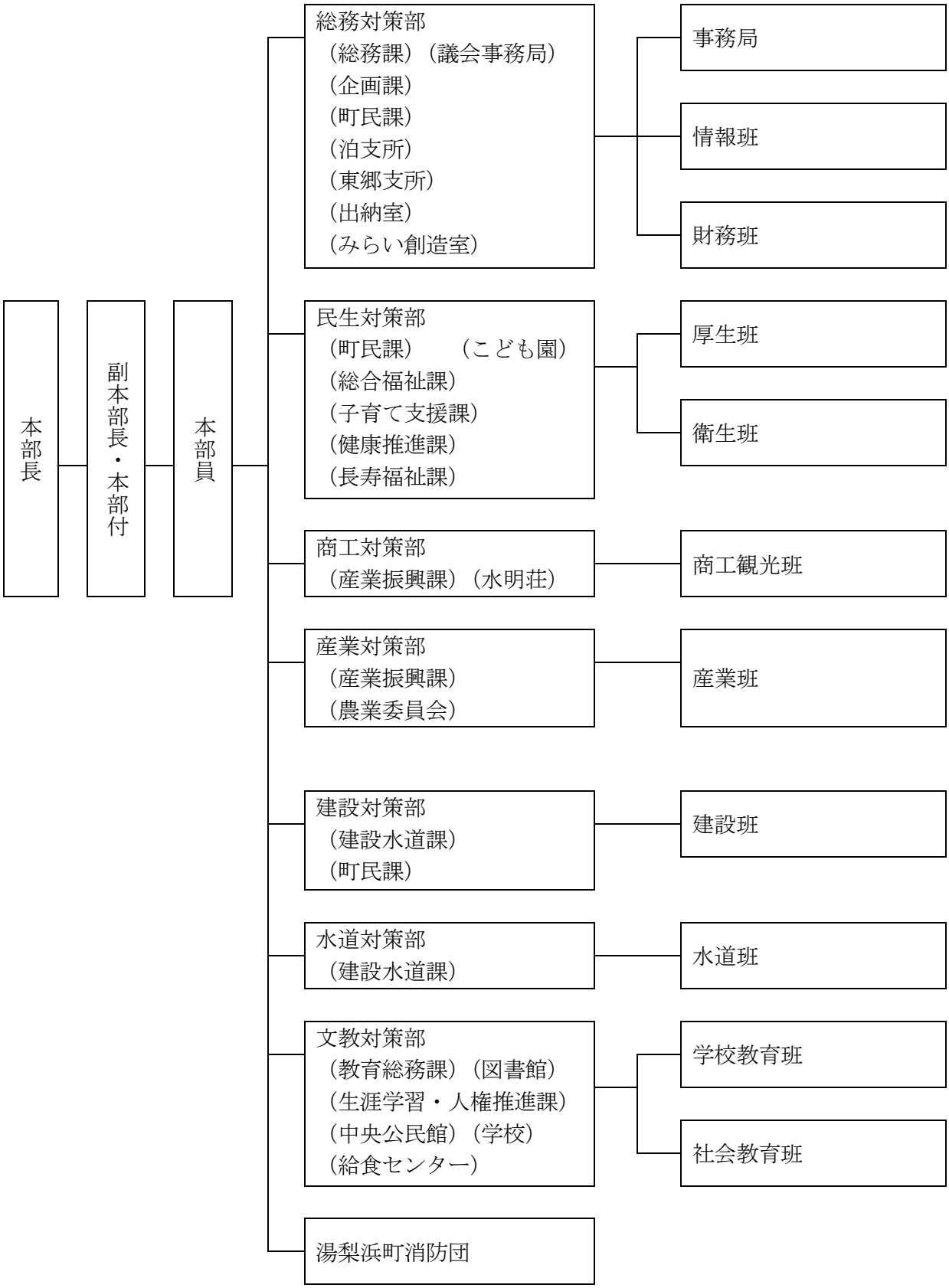
本部長
副本部長・本部付
本部員
総務対策部
（総務課）（議会事務局）
（企画課）
（町民課）
（泊支所）
（東郷支所）
（出納室）
（みらい創造室）
事務局
情報班
財務班
民生対策部
（町民課）　（こども園）
（総合福祉課）
（子育て支援課）
（健康推進課）
（長寿福祉課）
厚生班
衛生班
商工対策部
（産業振興課）（水明荘）
商工観光班
産業対策部
（産業振興課）
（農業委員会）
産業班
建設対策部
（建設水道課）
（町民課）
建設班
水道対策部
（建設水道課）
水道班
文教対策部
（教育総務課）（図書館）
（生涯学習・人権推進課）
（中央公民館）（学校）
（給食センター）
学校教育班
社会教育班
湯梨浜町消防団

○災害対策本部分掌事務

部　　名	班　　名	所管担当部署名	所　　掌　　事　　務
総務対策部	事務局	総務課 （防災対策係）	１．災害対策本部の事務局に関すること ２．災害対策活動の総括及び調整に関すること ３．本部会議（本部員）に関すること ４．各部との連絡調整に関すること ５．県・警察・消防機関・防災関係機関・自主防災会等との連携に関すること ６．自衛隊派遣等の要請に関すること ７．気象情報等の受領及び報告に関すること ８．防災行政無線及び防災放送に関すること ９．職員の非常招集及び解除に関すること 10．職員の動員及び配備・調整に関すること 11．職員の安否確認に関すること 12．緊急輸送用車両の確保及び配車に関すること 13．災害救助用自動車の借上げに関すること 14．被災職員の公務災害補償及び福利厚生に関すること 15．災害対策資機材の保管、調達に関すること 16．災害救助法による救助計画及び実施に関すること 17．激甚災害の指定に関すること 18．他部の所管に属しないこと 19．その他被災地における民生安定に関すること
	情報班	総務課 （総務係） 企画課 みらい創造室 議会事務局 泊支所 東郷支所	１．被害情報の収集及び集計に関すること ２．インターネット、ホームページ等による災害情報の収集・連絡に関すること ３．災害写真等記録の整備に関すること ４．各部（班)、防災関係機関との情報収集・伝達に関すること ５．住民に対する指示・要請及び情報等の伝達に関すること ６．通信の確保に関すること ７．報道対応、本部来訪者に関すること ８．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
	財務班	総務課 （財務管財係・人事給与係） 出納室 町民課 （住民戸籍係・賦課徴収係・評価係）	１．応急物資の調達に関すること ２．職員及び対策活動協力者への給食に関すること ３．公有財産の被害調査及び応急対策に関すること ４．来庁者の避難誘導、庁内負傷者の応急救護に関すること ５．被災調査及び罹災証明に関すること ６．災害による税の減免及び納期延長に関すること ７．災害対策の予算措置に関すること ８．罹災者の被害状況のとりまとめに関すること ９．被災者の被害状況調査に関すること

部　　名	班　　名	所管担当部署名	所　　掌　　事　　務
			10．被災者名簿の作成に関すること 11．仮設住宅への入居者選考に関すること 12．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
民生対策部	厚生班	総合福祉課 子育て支援課 長寿福祉課 こども園	１．被災者の救出に関すること ２．指定避難所の確保・設置及び運営に関すること ３．地区内の情報収集及び本部への伝達に関すること ４．避難者の把握及び避難者名簿の作成に関すること ５．障がい者･高齢者世帯等の援護対策に関すること ６．避難行動要支援者の支援に関すること ７．被災者への食糧以外の生活必需物資の確保及び配分に関すること ８．自主防災会等による災害活動〈救護・炊事〉促進に関すること ９．社会福祉施設、児童福祉施設の被災調査及び応急対策に関すること 10．町社会福祉協議会及び関係機関との連絡調整に関すること 11．日赤県支部との連絡調整に関すること 12．ボランティア団体との連携に関すること 13．ボランティアセンターとの連携・協力に関すること 14．義援物資の受付、管理、義援金の取扱いに関すること 15．災害救助法の適用に係る事務の総括に関すること 16．災害救助法に関すること 17．罹災者の生活相談の受付に関すること 18．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
	衛生班	町民課 （住宅／環境廃棄物対策係） 健康推進課	１．保健衛生施設及び医療機関の被害調査及び応急対策に関すること ２．救護所の設置及び応急救護、医療、助産等に関すること ３．医薬品・衛生資器材の調達に関すること ４．医療機関との連絡調整に関すること ５．廃棄物処理施設の被災調査及び応急対策に関すること ６．一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関すること ７．し尿処理業者との連絡調整に関すること ８．防疫に関すること ９．感染症の調査、報告及び応急対策に関すること 10．被災者の保健指導に関すること 11．汚染地域の消毒に関すること

部　　名	班　　名	所管担当部署名	所　　掌　　事　　務
			12．遺体の捜索・処理・埋葬の実施に関すること 13．死亡獣畜の処理に関すること 14．その他応急衛生対策に関すること 15．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
商工対策部	商工観光班	産業振興課 （商工観光係） 水明荘	１．生活必需品等の価格安定に関すること ２．労働力の確保に関すること ３．観光客の避難、救助等安全対策に関すること ４．観光施設の被災調査及び応急対策に関すること ５．商工業の被害調査及び応急対策に関すること ６．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
産業対策部	産業班	産業振興課 （農林水産係・果物大国／梨振興係） 農業委員会	１．被災者への食糧の確保及び配分に関すること ２．農地、農作物及び農道、農業施設の被災調査及び応急対策に関すること ３．被災農林業者の被害調査及び災害資金融資に関すること ４．飼料、種苗、肥料の調達に関すること ５．家畜及び家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること ６．農林災害復旧事業の総括、資材の確保等に関すること ７．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
建設対策部	建設班	建設水道課 （建設係） 町民課 （住宅／環境廃棄物対策係）	１．道路、橋架、河川等の被害調査、警戒及び監視に関すること ２．土砂災害対策に関すること ３．河川の水量、水位情報、降雨量等の資料収集・報告に関すること ４．防災ヘリポート、緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること ５．仮設道路、交通規制等の応急交通対策に関すること ６．災害で発生した障害物･がれき等の除去処理に関すること ７．土木災害復旧事業の総括、資材の確保等に関すること ８．被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること ９．応急仮設住宅の設置に関すること 10．公営住宅の応急修理に関すること 11．建設業者との連絡調整に関すること 12．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
水道対策部	水道班	建設水道課 （上水道係・下水道係）	１．管路・配水池の被災調査及び応急復旧に関すること ２．飲料水・生活用水の確保、応急給水に関すること ３．水質検査に関すること

部　　名	班　　名	所管担当部署名	所　　掌　　事　　務
			４．下水道処理施設等の被災調査及び応急復旧に関すること ５．仮設トイレの設置等に関すること ６．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
文教対策部	学校教育班	教育総務課 給食センター 学　校	１．学校教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること ２．児童生徒の避難誘導に関すること ３．教科書・学用品の調達あっせんに関すること ４．応急教育の実施に関すること ５．給食に関すること ６．教職員の動員及び確保に関すること ７．指定避難所等施設の供与に関すること ８．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
	社会教育班	生涯学習・人権推進課 中央公民館 図書館	１．社会教育施設等の被災調査及び応急対策に関すること ２．災害活動に協力する社会教育関係団体の連絡に関すること ３．指定避難所等施設の供与に関すること ４．災害時の文化財保護に関すること ５．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること
消防団	ー	ー	１．消防、水防に関すること ２．町内の巡回・警戒に関すること ３．救助、救出等救急業務及び人命救助に関すること ４．避難者、避難行動要支援者等の避難誘導に関すること ５．その他本部長が指示する災害応急対策に関すること

注１）その他災害対策本部の指示すること。

注２）災害対策本部設置後は、出納室及び議会事務局は総務対策部に、こども園は民生対策部に、農業委員会は産業対策部に、公民館・図書館は、文教対策部にそれぞれ編入する。編入後は、各対策部長の指示により、各対策班に別れて災害応急対策を実施する。

４．町本部の任務

（１）本部は災害対策の推進にあたり、関係組織を一元化し、その円滑なる運用を図り、災害予防及び災害応急対策を実施するものとし、全て本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

ア　災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整

イ　災害に係る各種情報収集

ウ　緊急輸送路確保のための連絡調整

エ　関係機関への応援要請（要請手続等については、本章第４節「配備及び動員計画」による）

オ　県（現地対策本部）との連絡調整

カ　生活物資等の調達、輸送に係る調整

キ　円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

ク　住民の安心安全情報の提供

（2）災害対策本部の所掌事務

ア　災害対策本部の所掌事務は、前記「3．設置及び廃止」内「○災害対策本部分掌事務」のとおりとする。

イ　災害対策本部が設置されていないときであっても、各課（支所・室）は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

ウ　なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

5．本部室の設置

（1）本部に本部室を置き、本部室は湯梨浜町役場内に置く。

ただし、特別の事情があるときは、本部長が定めるところに置くことができる。

また、庁舎が使用不可能な場合は、ハワイアロハホール又はその他状況に応じて適切な公共施設に設置する。

（2）本部室には、本部の所在を明確にするため「湯梨浜町災害対策本部」の標識を掲げる。

（3）本部室には事務局を置き、事務局長には総務課長をもって充てる。

6．本部会議

（1）本部会議の構成

ア　本部会議は、本部長・副本部長及び本部員（各対策部長）をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

イ　本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

（2）本部会議の開催

ア　本部長は本部の運営並びに災害対策の推進に関し必要と認めるときは、本部会議を招集するものとする。

イ　本部員は本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長へ申し出るものとする。

（3）本部会議の協議事項

ア　本部の配備体制に関すること。

イ　災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本的方針に関すること。

ウ　県、その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

エ　その他災害対策に関する重要事項。

（4）協議事項の実施

本部会議の決定事項については、担当対策部長は他の関係対策部長と緊密な連携のもとに迅速なる実施を図るものとする。

（5）複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

7．災害対策本部設置前の措置

災害対策本部を設置する前に次の措置を講ずるものとする。

（1）緊急突発的な大災害が発生した場合において、出動した職員により体制づくりを行い、本部設置に伴う諸準備を行う。

（2）まず町内の情報収集が必要であり、出動した職員をもって情報収集班を組織し、情報収集

に当たる。
（3）電話が不通となった場合は各地域に職員を派遣し、情報を収集する。
（4）住民の人身の安定を図るため、防災行政無線・音声告知機・広報車などにより、災害情報、避難所、連絡方法等を繰り返し広報する。

8．現地災害対策本部

本部長は、災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、現地対策本部を設置することができるものとする。現地災害対策本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第４節　配備及び動員計画

（全　庁）

1．目　　的

この計画は、災害を防ぎょし、又はその拡大を防止するため、防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

2．配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、防災活動を推進するため取るべき体制は次の基準によるものとする。

段階	配備基準	配備内容
第１配備（注意体制）	１．風雪、大雨、洪水、強風、波浪、高潮、大雪等の注意報が発表され、災害の発生が予想されると町長が認めたとき。 ２．暴風、暴風雪、大雨、洪水、波浪、高潮、大雪等の気象警報が発表されたとき。 ３．その他町長が必要と認めたとき。	１．関係各課においては、気象情報等の収集、連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 ２．関係各課においては、第２配備に対する準備を行うものとする。
第２配備（警戒体制）	１．暴風、暴風雪、大雨、洪水、波浪、高潮、大雪等の警報が発表され、又は発表の前提に至るような状況の場合で、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めたとき。 ２．次の気象情報の１以上が発表されたとき。 （１）土砂災害警戒情報 （２）記録的短時間大雨情報 ３．次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 （１）台風の暴風域が本町を通過することが見込まれるとき。 （２）大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合。 ４．その他町長が必要と認めたとき。	１．災害応急対策の実施に関係する各課においては、情報連絡を密にし、応急対策等を協議のうえ、防災活動に従事するものとする。 ２．関係各課においては、第３配備に対する準備を行うものとする。
第３配備（非常体制）	１．次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 （１）上記２項の気象情報が発表され災害発生が最大危険度に達した場合 （２）特別警報が発表された場合 （３）町全域にわたる風水害等が発生した場合。 （４）大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生した場合。 （５）その他大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合。	職員は、全職員をもって防災活動に従事するものとする。

（備考）上記の基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、町長が必要と認めたとき適用す

る。

３．動員計画

（１）職員の動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次表の動員計画により動員を行うものとする。

課　　名	動　員　数			備　　考
	第１配備	第２配備	第３配備	
総務課　防災担当	2	3	全　員	
総務担当		1		
財政担当		1		
町民課　税務担当		1		
東郷支所	1	2		
泊支所	1	1		
町民生活担当	1	1		
企画課　広報・情報担当	1	3		
みらい創造室		1		
総合福祉課　福祉担当	1	2		
子育て支援課		1		
健康推進課		1		
長寿福祉課	1	2		
議会事務局				
出納室				
産業振興課　農林水産担当	1	3		
商工観光担当		1		
水明荘				
農業委員会				
建設水道課　建設担当	1	3		
上下水道担当	1	3		
教育総務課		1		
生涯学習・人権推進課		1		
公民館（分館）		1		
図書館				

※　第２配備の動員をした時は、議会事務局及び出納室へ通知して第３配備への対応を連絡する。

ア　動員数の増減

各課長は、必要と認める範囲内において、総務課長と協議のうえ動員数を適宜増減することができる。

イ　防災連絡責任者の任命及び責務

（ア）各課ごとに防災業務連絡の責任者を定めるものとする。

（イ）防災連絡責任者の責務は、災害情報・被害状況の調査・把握及び各種災害関係情報・

指示等の発受に関する連絡とする。

（ウ）防災連絡責任者に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を総務課長まで連絡するものとする。

（２）消防団の動員計画

消防団員の動員については、消防団長独自の判断で行うことを原則とする。

ただし、災害の態様、災害応急対策の状況等に応じて、本部長は消防団長に消防団員の動員を命令することがある。

なお、出動の基準、招集方法等は第２章第 11 節「消防計画」による。

（３）動員指示の伝達系統及び方法

職員の動員は、次の系統により伝達するものとするが、各防災連絡責任者は、平素から関係者に対する連絡方法等を充分に考慮しておくものとする。

ア　勤務時間中

（ア）県防災行政無線、ＦＡＸ等により配備計画に定める気象情報等の通知を受けた場合、総務課長は関係各課（支所・室）に伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

（イ）各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ　勤務時間外、休日

（ア）本庁舎当直者は、配備計画に定める気象情報等が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話、電子メール等により総務課長（不在のときは企画課長）に連絡するものとする（水防に関する警報（大雨洪水警報等）の場合は、建設水道課長にも連絡すること）。

（イ）総務課長は、当直者から連絡を受けた場合は、町長に連絡するとともに、警戒体制への移行、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

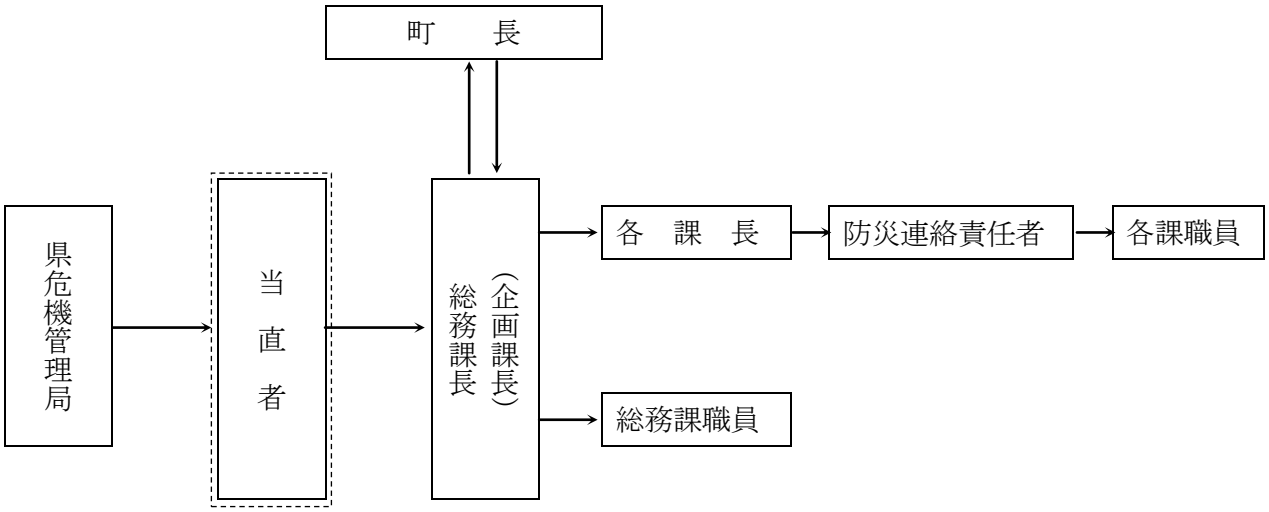

（注）　　は勤務時間外、休日

（４）被害状況の調査動員計画（災害対策本部設置前）

ア　基本は本節「３．動員計画」のとおりとし、各課が管理する施設、区分等により速やかに総務課長に報告する。

イ　上記アにより増員が必要な場合において、行動範囲が広い範囲にわたると予想される建設担当課、農林水産担当課については次のとおりを原則とする（パトロールを含む）。

（ア）建設担当課長及び農林水産担当課長は上記の必要があると判断した場合は、総務課長に必要人員について申し入れを行う。

（イ）総務課長は、申し入れを受けた場合は、速やかに申し入れ人員の確保を行うため申し入れ課長と協議を行う。

（ウ）建設・農林水産担当課長は申し入れし、各支所区分ごとにパトロール又は、被害状況の把握をする場合は、職員を派遣し、動員された職員の指揮を行うものとする。

（５）職員の登庁・待機

職員は常に気象情報等に注意し、その状況に応じ防災連絡責任者からの連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がけるものとする。

職員は常に気象警報等に注意し、災害が発生すると思われるとき（第２配備以上の配備体制が必要と判断されるとき）は、防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機するよう心掛けるものとする。

特に、庁舎付近在住の職員は積極的に早期の登庁に心掛ける。

登庁の基準、場所、留意事項等は「湯梨浜町職員初動マニュアル」に従うものとする。

（６）標　　識

ア　腕　　章

災害時において、防災活動に従事する職員は、規則等において別段の定めがある場合を除くほかは、次のような腕章を帯用するものとする。

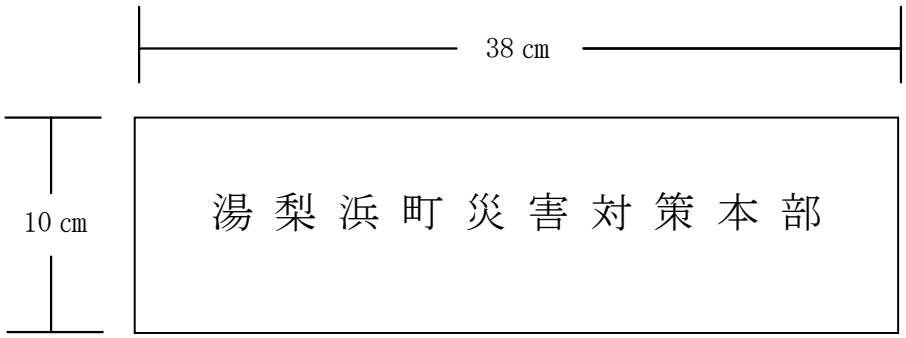

（備考）　地色は白、文字は赤とする。

イ　標　　旗

災害時において、使用する本部の車両には、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の標旗を付けるものとする。

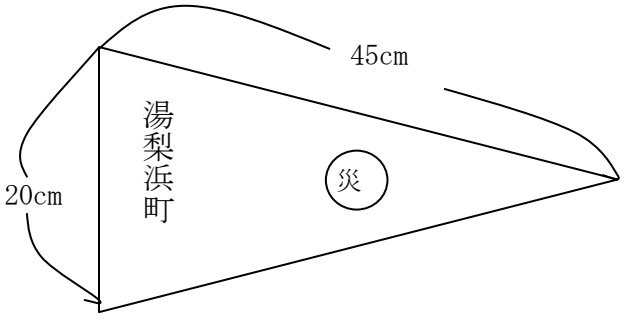

（備考）　地色は黄、文字は黒、◯は直径５㎝の赤とする。

（７）災害対応が長期にわたる場合の動員計画

第３配備（非常体制）の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各対策部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。

また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

４．職員の派遣要請

町は、職員の状況を把握し、自らの職員の確保が困難場合は、県中部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。

（１）要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（２）派遣（応援）が決定・実行された場合、本部長（町長）、派遣（応援）職員の受入体制を整備する。

（３）職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

５．県内市町村への応援

町長は、県内他市町村より直接応援要請を受けた場合、もしくは知事より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、町が実施する応急措置との調整を図りながら、最大限協力するものとする。

第５節　気象情報等の伝達計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減及び防止を図ることを目的とする。

２．気象情報等の伝達

（１）警戒レベル相当の５段階

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報
警戒レベル５	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	**災害発生情報** 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
警戒レベル４	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の	**避難勧告** **避難指示（緊急）** 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令

	緊急の避難をする。	
警戒レベル３	避難の時間のかかる高齢者等のよう配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に非難する。	**避難準備・高齢者等避難開始**
警戒レベル２	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報
警戒レベル１	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性 令和元年度出水期から「早期注意情報」と名称変更

（２）注意報・警報・特別警報の種類及び気象情報の種類及び基準等

ア　注意報・警報・特別警報

（ア）特別警報発表基準

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合

（イ）大雨注意報・警報発表基準

大雨警報		大雨注意報	
表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
12	118	7	100

※　大雨警報は、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。

（ウ）洪水注意報・警報発表基準

洪水警報				洪水注意報		
表面雨量指数基準		流域雨量指数基準	複合基準	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準
天神川	－	－	－	－	－	－
橋津川	12	11.8	9,10.6	7	9.4	6,7.5
東郷川	―	10.1	―	―	8	―

※　洪水注意報における流域雨量指数基準の対象河川は、洪水警報の流域雨量指数基準の対象河川と同様である。天神川は、指定河川洪水予報による基準により発表される。

（エ）（ア）（イ）（ウ）以外の注意報・警報・特別警報発表基準

警報名		発表基準	警報名		発表基準	注意報名		発表基準
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/ｓ以上、海上で25m/ｓ以上と予想される場合	気象注意報	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/ｓ以上、海上で15m/ｓ以上と予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で20m/ｓ以上、海上で25m/ｓ以上と予想される場合（雪を伴う）		風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速が陸上で12m/ｓ以上、海上で15m/ｓ以上と予想される場合（雪を伴う）
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (50年に一度の積雪深) 倉吉　76cm		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で40ｃｍ以上、山地で80ｃｍ以上と予想される場合		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが平地で20ｃｍ以上、山地で40ｃｍ以上と予想される場合
							雪崩注意報	雪崩によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 積雪が30ｃｍ以上あり、降雪の深さが40ｃｍ以上になると予想される場合又は山沿の積雪が60ｃｍ以上あり、次のいずれかになると予想される場合 １.日最高気温８℃以上（鳥取地方気象台の値） ２.かなりの降雨

警報名		発表基準	警報名		発表基準	注意報名		発表基準
気象特別警報			気象警報			気象注意報	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがある場合 視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合
							雷注意報	落雷等により災害が起こるおそれがあると予想される場合
							乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 最小湿度が40%以下で実効湿度が65%以下になると予想される場合
							着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温－１℃～＋２℃の条件下で24時間降雪の深さ30ｃｍ以上が予想される場合
							霜注意報	10月31日までの早霜及び４月１日以降報の晩霜等により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合 最低気温３℃以下が予想される場合
							低温注意報	低温によって農作物または、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される（最低気温）場合 －４℃以下、ただし、山間部で－６℃以下になると予想される場合

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 湯梨浜町の最高潮位が 1.3m以上と予想される場合	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 湯梨浜町の最高潮位が 0.9m以上と予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が６m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が３m以上と予想される場合
				融雪注意報	融雪により災害が発生する恐れがあると予想された場合
				着氷注意報	

イ　気象情報

気象情報は、注意報・警報・特別警報と組み合わせて有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の２つの機能に大別される。

（ア）アラーム的機能

注意報・警報・特別警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報・特別警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

（イ）補完的機能

注意報・警報・特別警報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは注意報・警報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

ウ　記録的短時間大雨情報

大雨警報を発表して警戒を呼びかけている最中に、数年に一度しか現れないような１時間雨量が観測されたとき、重大な災害に結びつく場合が多いことから、「ある地域で記録的な大雨が降っている」という趣旨で発表され、より一層の警戒を喚起するものである。

（ア）発表官署鳥取地方気象台

（イ）発表基準１時間雨量 90㎜ 以上

エ　指定河川洪水予報

「湯梨浜町水防計画」に定めるところによるものとする。

オ　土砂災害警戒情報

（ア）鳥取地方気象台及び県は、大雨警報中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、町は、住民への情報の伝達について特に留意する。

（イ）また県は、土砂災害警戒情報を補足する危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと
発　　表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60 分積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする
解　　除	実況雨量が発表基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第２タンク貯留量が降下状況にあるとき

カ　竜巻注意情報

鳥取地方気象台は、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況にあるとき、雷注意報を補足する情報として、竜巻注意情報を発表する。

発表官署	鳥取地方気象台
発表単位	鳥取県
発表条件	観測結果及び指標による総合判断で、竜巻、ダウンバースト等の激しい突風をもたらすような発達した積乱雲が存在しうる気象状況と判断したとき
情報の有効期間	発表時刻から約１時間後（継続が必要な場合は、改めて情報を発表）

（３）注意報・警報・特別警報の発表・解除及び気象情報の発表

ア　注意報・警報・特別警報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う。ただし、鳥取地方気象台が甚大な災害等により機能しない場合は、広島地方気象台が代行する。なお、気象情報のうち土砂災害警戒情報については、県（県土整備部）と鳥取地方気象台が共同して発表する。

イ　二種以上の注意報・警報・特別警報を行った後において、これらのうちの一部の注意報事項、警報事項又は特別警報事項を継続する必要がある場合は、その注意報、警報、特別警報を新たに行って切り替えるものとする。

ウ　一種又は二種以上の注意報、警報、特別警報を行った後において、これらの全部若しくは一部の注意報事項､警報事項又は特別警報事項を継続するとともに、新たに注意報事項、警報事項又は特別警報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとをあわせて、二種以上の注意報、警報、特別警報を新たに行って切り替えるものとする。

（４）注意報・警報・特別警報及び気象情報の地域細分

注意報・警報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「府県予報」「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報・特別警報は全県を対象として発表する。

本町は、一時細分区域は「中・西部」、市町村等をまとめた地域は「倉吉地区」、二次細分区域は「湯梨浜町」となる。

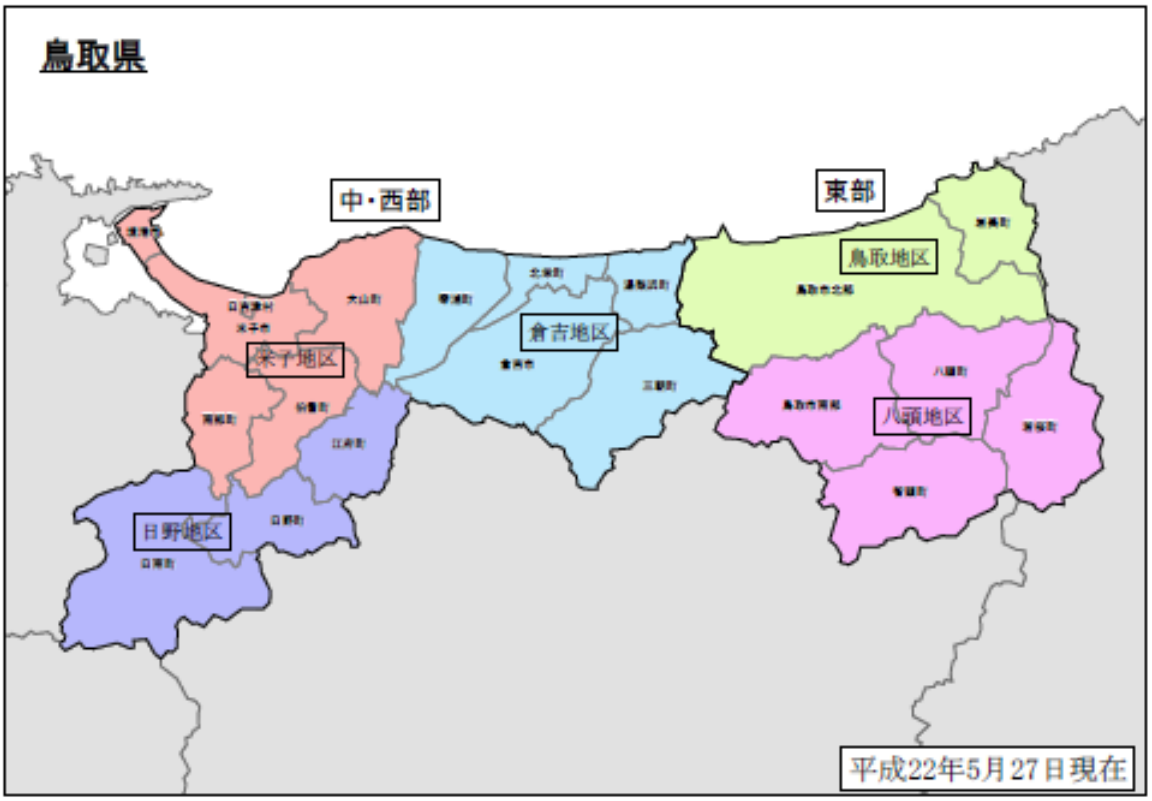

（平成22年度現在）

府　県	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
鳥取県	東　　部	鳥取地区	鳥取市北部（鳥取市南部の区域を除く区域）、岩美町
		八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
	中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
		米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
		日野地区	日南町、日野町、江府町

（５）関係機関への伝達

町長は関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、あらかじめ計画された組織を通じ、迅速かつ的確な方法によって町内の防災関係機関・住民等に周知するとともに、防災体制確立のため必要な措置を講ずるものとする。

（６）町における気象警報等の取扱い

ア　気象警報等は、勤務時間中は総務課で受信し、別表の伝達系統により関係機関に伝達するとともに、庁内放送等によって職員全員に伝達し、関係課はこれに伴う必要な措置を講ずるものとする。

イ　勤務時間外における通報は当直職員が受信し、これを総務課長又はあらかじめ指名され

た職員に連絡するものとする。

ウ　当直職員から連絡を受けた者はその状況を町長に連絡するとともに、関係職員の動員等必要な措置を講ずるものとする。

（7）気象警報等の伝達及び方法

鳥取地方気象台から発表された気象警報等の伝達は、次の伝達系統及び方法により行うものとする。

〇一般の気象警報・気象注意報の伝達経路

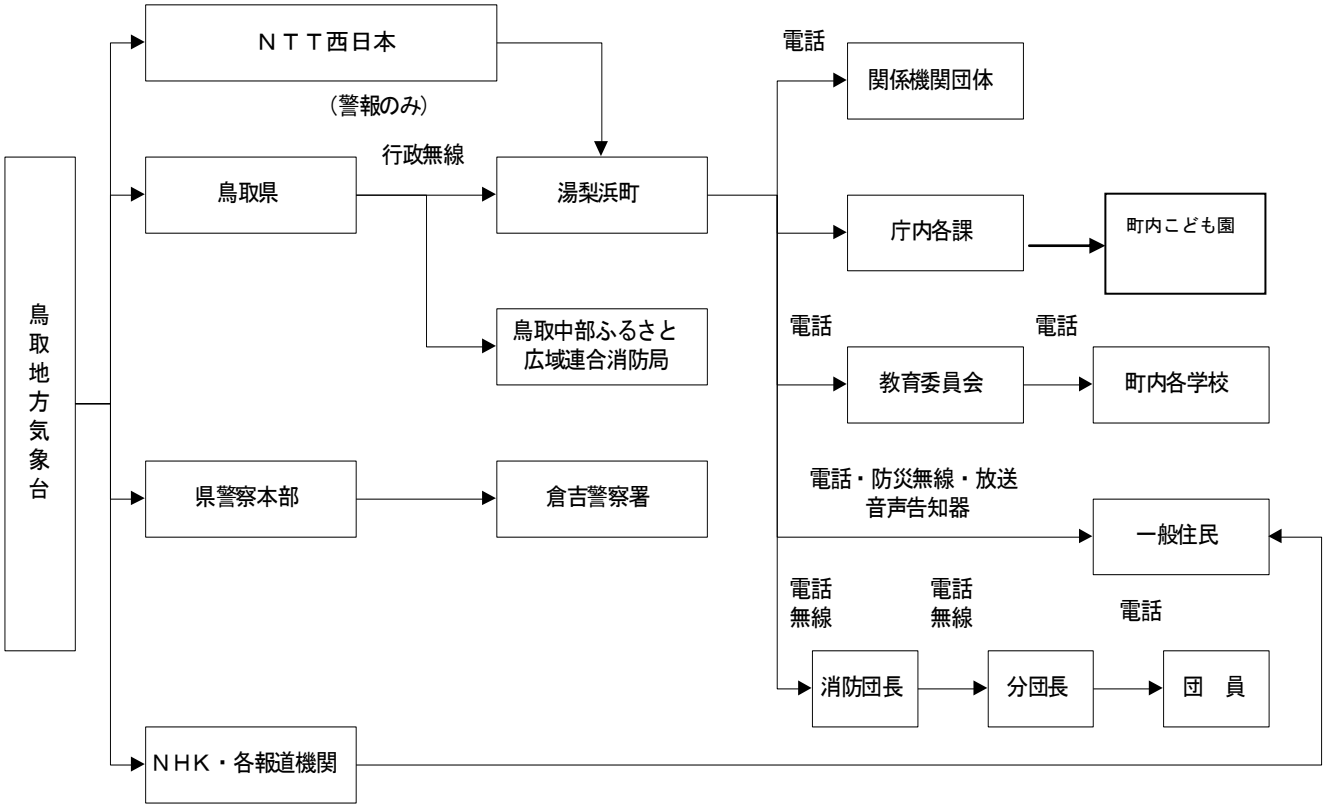

なお、注意報についての一般住民への伝達は、特に必要な場合を除き行わない。

３．土砂災害発生の危険性に関する情報の伝達

（1）町は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。

（2）町又は中部総合事務所に情報が入った場合は、町及び県で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。

（3）町は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

４．異常現象発見時における措置等

（1）異常現象の種別

種　　別	内　　容
た　つ　巻	農作物・建造物に被害をあたえる程度以上のもの。
強い降ひょう	農作物等に被害をあたえる程度以上のもの。
異常潮位	天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの。
異常波浪	海岸等に被害をあたえる程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況か

	ら判断して異常に大きいと認められるもの。
雪　　崩	建造物又は交通等に災害をあたえる程度以上のもの。
その他異常なもの	地すべり、山くずれ、火災等。

（2）発見者の通報手続

ア　異常現象を発見した者は速やかに町長・警察官又は海上保安官へ通報しなければならない。

イ　通報を受けた警察官又は海上保安官は、速やかに町長・警察署長に通報するものとする。

ウ　ア又はイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報するとともに、関係地域の住民に周知する等、必要な措置をとるものとする。

（ア）鳥取地方気象台

（イ）管轄する県の地方機関（中部総合事務所県土整備局・中部総合事務所農林局）

（ウ）その他必要と認める関係機関

（エ）当該災害に関係ある隣接市町

５．火災気象通報・火災警報及び水防警報等

（1）火災気象通報の伝達

鳥取県地域における火災気象通報は、鳥取地方気象台が県（危機管理局）に通報する。

県は、鳥取地方気象台からの通報を受けたときは、直ちにこれを各消防局及び各市町村に対し通報する。

○火災気象通報の通報基準（気象官署予報業務規則第 60 条）

種　　類	発　　表　　基　　準
火災気象通報	気象官署において、実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%を下がり、最大風速が 7 m/ｓを超える見込みのとき。 平均風速 10m/ｓ以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのとき。 （ただし、降雨、降雪時は通報しないこともある）

（2）火災警報の発令

町長又は鳥取中部ふるさと広域連合長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災警報の発令は、自ら又は町の防災行政無線等を通じて周知する。

（3）火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。

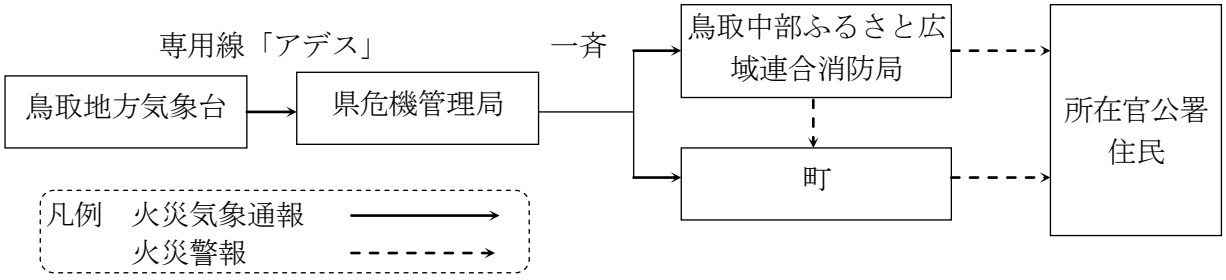

（4）火災警報発令中の火の使用の制限

火災警報の発令中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり火の使用を制限される。

ア　山林、原野等において火入れをしないこと。

イ　煙火を消費しないこと。

ウ　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ　残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

カ　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

（5）水防警報、洪水予報等の取扱い

「湯梨浜町水防計画」に定めるところによるものとする。

６．雨量・水位等の収集計画

雨量・水位等の情報については、国・県及びその出先機関・気象台あるいは隣接市町の協力を得て観測記録の収集に努め、関係ある河川の状況を把握するほか、災害が予想される地区においては、必要に応じて簡易な雨量計及び水位計等を設置し、積極的な情報収集源の養成に努めるものとする。

第６節　災害情報収集計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害関係情報を迅速かつ的確に収集し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

２．被害状況等の収集

（1）一般被害等の調査及び収集

一般被害等の把握及び災害応急対策の実施状況等の調査・収集にあっては、各対策部が直接収集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は総務対策部長を通じ、消防団長に依頼できるものとする。収集した情報の取りまとめは総務対策部情報班が行う。

なお、この計画では総括的報告の処理について定め、各課から総務課への被害報告は資料編 32 の様式による。

〇一般被害等

・人的被害　・住家被害　・非住家被害　・火災の状況　・罹災世帯数　・罹災者数
・避難準備（要配慮者避難）情報、避難勧告・指示発令の状況　・避難所の設置状況
・消防団員出動状況　・災害対策（警戒）本部設置状況　・避難者の状況（自主避難を含む）
・緊急要請があるときの被害状況及び要請内容等　・孤立集落関係
・その他、応急措置を行うにあたり県等の支援が必要となる状況（各種被災地ニーズ）

（2）対策部被害の情報収集

ア　災害が発生したときは、各対策部は所掌事務に関する被害の状況及び応急措置の概要を調査し、直ちに当該部の対策部長に報告するとともに、その後の状況についても、逐次報告を行うものとする。

イ　各部長は、総務対策部情報班に報告を行い、総務対策部情報班は報告を受けた被害の状況等をとりまとめ、本部長（町長）に報告するとともに、その写しを各対策部に配付する

ものとする。

（3）情報伝達・共有にあたっての留意事項

ア　情報の伝達・共有にあたっては、スピードを最優先としてその手段を選択するものとする。

イ　情報の伝達は、電話、電子メール、ＦＡＸ、町防災行政無線、町ホームページ等により行う。

ウ　災害現場の写真を可能な限り撮影し、情報の伝達、共有に活用するものとする。

エ　避難情報等の住民の身体の安全確保に係る情報の伝達に当たっては、人員の訪問による伝達等、確実かつ情報の重要性が伝わる伝達方法を選択するものとする。

３．災害情報の報告

（1）被害状況等の報告

ア　災害等が発生した場合、災害対策基本法第 53 条第１項の規定に基づき、被害状況及び応急措置状況等について、速やかに県に報告するものとする（県に報告ができない場合は、直接、消防庁に報告)。報告に当たっては、災害報告取扱要領(昭和 45 年４月消防庁通知)及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月消防庁長官通知）による報告と一体的に行うものとする（要領及び様式については、資料編参照）。

イ　一般被害等の報告については、総務対策部事務局が鳥取県災害情報システムにより中部総合事務所関係各課に行うものとする。

（ア）即　　報

「火災・災害等即報要領」に掲げる基準に該当する災害が発生したとき、又は発生後の状況について、被害の状況及びこれに対する措置の概要を判明次第直ちに、電子メール又はＦＡＸ等により県本部事務局（未設置の場合は県危機管理局）及び管轄する県地方支部（支部未設置の場合は中部総合事務所（地域振興局))に報告するものとする。

（イ）中間報告

被害状況及びこれに対する措置の概要を、概ね３時間ごとに報告するものとする。なお、報告の間隔等については、県と協議のうえ災害の状況に応じ変更することができる。

（ウ）確定報告

当該災害にかかる被害等の最終調査を終了したときは、速やかに文書をもって報告するものとする。

（2）火災・災害等速報要領に基づく報告

ア　町、鳥取中部ふるさと広域連合消防局から県（国）への報告

（ア）町は、火災・災害等即報要領に基づき、当該要領に掲げる基準に該当する火災・災害等について、第一報を原則として覚知後 30 分以内に、県（本部事務局又は危機管理局）及び中部支部（中部総合事務所）に報告するものとする。この際、詳細について不明な場合は、分かる範囲で報告し、できるだけ早く報告するよう努める（県に報告できない場合は、直接消防庁に報告）。

なお、基準に該当しない場合であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。

（イ）火災・災害等即報要領において定める特に消防庁に直接報告すべき事故等については、消防庁に直接報告するものとする（(ア）により、併せて県に対して報告）。

〇火災・災害等即報要領の報告基準

種　　類 （報告者）	即報基準	直接即報基準 （消防庁へ直接報告する事故等）※
災　　害 （町）	（１）災害救助法の適用基準に合致するもの （２）県対策本部又は町対策本部を設置したもの （３）災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの （４）地震（県内で震度４以上） （５）風水害（崖崩れ、地すべり、土石流、河川の溢水、堤防の決壊、高潮、強風、竜巻などの突風等により人的被害・住家被害を生じたもの） （６）雪害（雪崩等により人的被害・住家被害を生じたもの、道路の凍結・雪崩等により孤立集落を生じたもの） （７）その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの	（１）地震（県内で震度５強以上） （２）左記（５）のうち、死者又は行方不明者が生じたもの

※　直接即報については、鳥取中部ふるさと広域連合消防局が報告

（３）報告（通報）系統

火災・災害等即報の報告（通報）系統は、次のとおりである。

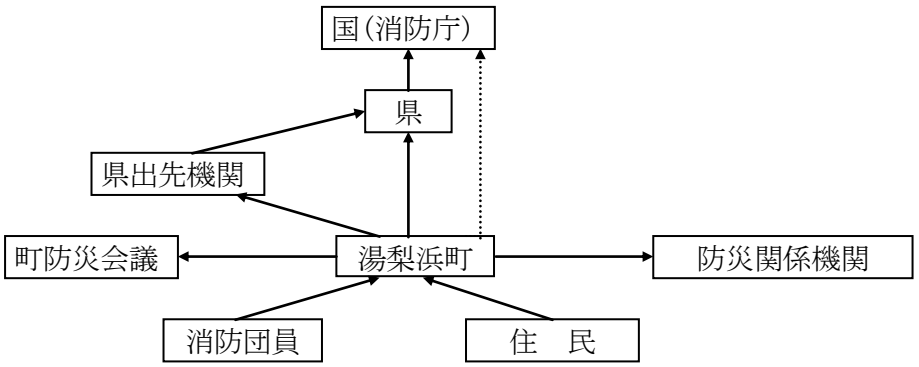

○（参考）　国（総務省消防庁）への連絡先一覧

	ＮＴＴ回線		防災無線		
平　　日（９：30～18：15） 総務省消防庁 応急対策室	電話番号	03-5253-7527	電話番号	18-6-8090-5017	中央防災無線
				18-7-9049013	消防防災無線
				17-5-048-500-9049013	地域衛星電話
	ＦＡＸ	03-5253-7537	ＦＡＸ	18-6-8090-5043	中央防災無線
				18-7-9049033	消防防災無線
				17-5-048-500-9049033	地域衛星電話
上記以外	電話番号	03-5253-7777	電話番号	18-6-8090-5010	中央防災無線

	ＮＴＴ回線		防災無線		
総務省消防庁 宿直室				18-7-9049102	消防防災無線
				17-5-048-500-9049102	地域衛星電話
	ＦＡＸ	03-5253-7553	ＦＡＸ	18-6-8090-5041, 5045	中央防災無線
				18-7-9049036	消防防災無線
				17-5-048-500-9049036	地域衛星電話

４．個人情報の取扱い

（１）安否情報の収集及び提供に係る方針

ア　大規模事故等の多数の被災者が発生した場合、被災者本人による安否情報の家族等への伝達が困難であること、被災者の家族等が被災者の生命身体の安全を保護するために必要であるが、家族等へ早急の個別連絡は困難であること等の理由により、事故の規模が大規模である場合においては被災者の安否情報等の提供・公開の意義は大きい。

イ　町は、被災者本人の同意を得ることが困難であることを踏まえ、事故に応じて個別具体的に、事故の規模が大きく安否情報を公開することが公益に適合すると判断した場合、湯梨浜町個人情報保護条例第８条第４号（個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき）に該当するものとして、安否情報の提供の求め・収集・公表について防災関係機関と検討する。

ウ　なお、検討に当たっては、初期段階（氏名・性別・負傷の状況等の最低限の情報）・関係者からの照会に対する情報提供・病院等における家族等への詳細な情報提供の区分に留意する。

エ　安否情報収集に当たっては、個人情報保護の観点から、情報収集機関自ら情報収集要員を医療機関等に派遣して情報収集することを検討する。

オ　また、公表を行う場合であっても、個人情報保護法等の趣旨に反することがないよう個人情報を適切に取り扱い、最低限の情報の公表に止めるものとする。また、死者に関する情報については、遺族の感情等に十分に配慮して取り扱うことに努める。

（２）町の災害時における個人情報の取扱方針

町は、災害時における個人情報の取扱いについて、当面以下のとおり運用するものとする。

なお、今後運用を行う中で問題点を明らかにしながら、適宜見直しを行っていくものとする。

ア　収　　集

（ア）原則個人が特定される情報は収集しない。

（イ）災害対策基本法に基づき、町が救援活動の調整を行う必要がある場合には、活動に必要な情報のみを収集する。

イ　提　　供

（ア）原則個人が特定される情報は提供しない。

（イ）報道及び第三者に対しては、町が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲のみで提供する。

（ウ）大規模災害においては、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分に配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

（個人情報の保護よりも公益が上回る例）

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、

身体及び財産の保護に資する場合

ウ　上記の方針に基づいた、災害時の収集提供の具体的項目は次のとおりである。

（○：全部収集・提供、△：一部収集・提供、×：収集・提供しない）

（ア）人的被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
住所等	収集	△	住所及び発生場所（大字まで）	○	住所及び発生場所	○	住所及び発生場所
	提供	△	〃	△	住所及び発生場所（大字まで）	△	住所及び発生場所（大字まで）
性別	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
年齢	収集	△	年代まで	○		○	
	提供	△	〃	△	年代まで	△	年代まで
氏名	収集	△	死亡の場合に限る	○		○	
	提供	△	〃	△	死亡の場合に限る	△	死亡の場合に限る
被災状況	収集	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）	○	死亡・行方不明・重症・軽傷の別（症状等を含む）
	提供	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで	△	死亡・行方不明・重症・軽傷の別まで
発生原因	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
搬送先病院	収集	×		○		○	
	提供	×		○ ×		○	
その他	収集	×		×		○	被災者について説明する内容（持ち物や服装、身体的特徴など）
	提供	×		×		○	〃

（イ）住家被害

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
発生日時	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
発生場所	収集	△	大字まで	○		○	
	提供	△	〃	△	大字まで	△	大字まで
所有者名	収集	×		○		○	

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
	提供	×		×		×	
破損状況	収集	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損	○	全壊・半壊・一部破損
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
浸水	収集	○	床上・床下	○	床上・床下	○	床上・床下
	提供	○	〃	○	〃	○	〃
被害概要	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

（ウ）避難状況

災害の規模		小規模災害・中規模災害				大規模災害	
町の災害応急への関与		不要（A）		要（B）		要（C）	
避難地域	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
世帯数	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
人数（総数及び要配慮者区分別人数）	収集	△	総数に限る	○		○	
	提供	△	総数に限る	○		○	
避難所（場所、施設名）	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	
避難時刻	収集	○		○		○	
	提供	○		○		○	

第７節　災害通信計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、被災状況等に応じた適切な通信手段を選択し、災害時における各種通信を迅速確実に行うことを目的とする。

２．災害時の通信

（１）災害時における通信の方法

災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行うものとする。

種類	使用不能となる場合・特徴等

防災行政無線（地上系）	・停電時には非常用電源で機能。
防災行政無線（衛星系）	・停電時には非常用電源で機能。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＮＴＴ加入電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。 ・回線の切断時や停電時は不通。
携帯電話（一般）	・輻輳時には通話制限がかかる可能性がある。（メール通信は比較的有効。） ・中継局の設備破損や停電時は不通。（数時間は予備バッテリー）
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
ＮＴＴ加入電話（災害時優先） 携帯電話（災害時優先）	・指定電話のみ使用可。 ・一般回線輻輳時に通話制限がかけられにくい。

（２）通信手段の確保

町が行う予報、警報及び情報の伝達若しくは被害の状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は防災行政無線、加入電話等により速やかに行うものとする。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合には、西日本電信電話株式会社は「災害用伝言ダイヤル」を提供するので、町は平素からその利用方法等について周知に努めるものとする。

ア　電話の利用

非常通話、緊急通話を利用するものとする。

（ア）災害時優先電話の利用

町は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ災害時優先電話として登録している電話を利用する。

（イ）非常通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次の（ａ）～（ｈ）に掲げる事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される上記の災害時優先電話を使用し、通信を行う。

（ａ）気象、水象、地象又は地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

（ｂ）洪水等が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報又はその警戒、予防に関する通話であって水防機関相互に行うもの

（ｃ）災害の予防又は救援に関する通話であって、消防機関又は災害救助機関相互に行うもの

（ｄ）交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関する通話であって、輸送に直接関係ある機関相互に行うもの

（ｅ）通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関する通話であって、通信の確保に直接関係ある機関相互に行うもの

（ｆ）電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関する通話であって、電力の供給に直接関係がある機関相互に行うもの

（ｇ）秩序の維持に関する通話であって、警察機関相互に行うもの

（ｈ）災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関等）に対し行うもの

（ウ）緊急通話

緊急通話は、次に掲げる内容の通話については、一般通話に優先して接続される災害時優先電話を使用し通信を行う。

ａ　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者が、その予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うもの

ｂ　天災事変その他の災害に際し、新聞社、通信社又は放送事業者の相互間で行う通話であって、その災害状況を報道するもの

イ　電報の利用

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ　防災行政無線の利用

次の通信優先順位により防災行政無線を利用する。

（ア）災害対策本部指令及び指示

（イ）被害状況報告

（ウ）その他災害に関する連絡

（３）通信途絶時における措置

ア　非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

運用要領は、以下のとおりである。

（ア）非常通信の内容

ａ　人命の救助に関すること。

ｂ　天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。

ｃ　緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。

ｄ　電波法第 74 条実施の指令及びその他の指令に関すること。

ｅ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

ｆ　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

ｇ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

ｈ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

ｉ　鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。

ｊ　災害対策基本法第 57 条の規定により、知事又は町長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。

ｋ　災害対策基本法第 79 条の規定により指定地方行政機関の長、都道府県知事又は町長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。

ｌ　防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。

ｍ　災害救助法第 24 条及び第 71 条第１項の規定により、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ｎ　民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

（イ）非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

ａ　あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する）

ｂ　本文（字数は、１通 200 字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること）

ｃ　発信者の住所、氏名（電話番号を付記する）

（４）衛星携帯電話・無線電話等の活用

ア　情報孤立の解消

災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話の配備等により、情報の孤立の解消に努める。

イ　災害対策用移動通信機器等及び移動電源車の借受等

町は必要に応じ、移動無線機、移動電源車、携帯電話の借受け申請を総務省（中国総合通信局経由）に対して行い、貸与を受けるものとする。

なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりである。

機関名	種　　類	貸与条件等	台　　数	備　　考
中国総合通信局	移動無線機	機器貸与：無償 新規加入料:不要 基本料・通話料：不要	約 1,300 台	・中国総合通信局を経由し貸出要請を行い、全国にある備蓄基地から搬入
	移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：要	中型電源車１台 (発電容量 100kVA)	・他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。
KDDI 中国総支社	携帯電話		20 台	・申請書（郵送又はＦＡＸ）による要請で調達可能 ・広島市からの発送
NTT ドコモ中国支社	携帯電話		100 台	・電話による要請で調達可能 ・広島市からの発送
	衛星携帯電話		20 台	

（５）放送機関に対する放送要請

町長は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その通信のため特別の必要があるときは、知事を通じ放送機関に対し放送を行うことを要請するものとする。

第８節　災害広報・広聴計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、災害応急対策の実施に当たって得られた各種情報をいち早く共有することにより、住民の不安を解消するとともに、防災関係機関の災害対策実施を促進し更なる被害の拡大防止を図るため、的確かつ迅速な広報活動並びに適切な広聴活動を行うことを目的とする。

２．実施責任者

情報班は、各対策部から報告のあった被害状況等を中心に、広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体及び施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対して広報活動を行うものとする。

３．広報実施計画

（１）基本方針

町は、町内の被害情報、各機関の応急対策状況等を集約・整理し、一元的な広報を実施する。また、広報活動に関しては、広報を担当する情報班と他の対策部班との緊密な連絡のもとに、統制の取れた、しかも迅速な情報の発表を行うものとする。

ア　庁内各部

災害情報及び被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡するものとする。

イ　各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体及び重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

ウ　一般住民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめて防災行政無線、町ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報メール（エリアメール）等の伝達方法を用いて広報する。

エ　報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては報道する事項について本部会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）あるいは総務課長又は本部長から特に指名された者が発表するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

対象機関	広報手段
庁内各課	電話、電子メール、庁内放送、町防災行政無線
各関係機関	電話、電子メール、広報車、町ホームページ、町防災行政無線、ＣＡＴＶ、災害情報システム
一般住民、被災者	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、メール配信システム（あんしんトリピーメール)、緊急速報メール（エリアメール）
報道機関	電話、電子メール、ＦＡＸ、ＶＴＲテープ、災害情報システム（Ｌアラート）

（２）広報資料の収集

ア　災害資料

通常は、本章第６節「災害情報収集計画」によるが、必要により被災現地に調査員を派遣し収集に努めるほか、各関係機関等においても積極的に協力するものとする。

イ　災害写真

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、住民の撮影した写真にも留意する。

ウ　県への要請

必要に応じ、報道機関への資料提供等について県災害対策本部事務局（本部未設置の場合は県危機管理局）に要請するものとする。

（３）広報事項

各機関に発表する事項は、次のとおりである。

ア　災害対策本部の設置又は廃止。

イ　気象の状況に関すること。

ウ　災害の状況に関すること。

（ア）災害の種別

（イ）災害の発生日時

（ウ）災害発生の場所

（エ）全般的概況

（オ）災害の規模

エ　避難に関すること。

（ア）避難勧告等に関すること。
（イ）避難所等に関すること。
オ　応急対策活動の状況に関すること。
（ア）救護所の開設に関すること。
（イ）交通機関、道路の復旧に関すること。
（ウ）電気、水道等の復旧に関すること。
（エ）電話の利用と復旧に関すること。
カ　その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む）。
（ア）給水、給食に関すること。
（イ）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
（ウ）防疫に関すること。
（エ）臨時災害相談所の開設に関すること。
（オ）医療に関する情報
（カ）安否情報
（キ）風評被害防止のための安心・安全情報

（４）災害発生前の広報

災害が発生するおそれがある場合、災害の規模、程度、動向等を予測、検討し、事前にこれに対処するため、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、各種伝達方法を用いて住民及び関係機関に周知するものとする。

なお、一人暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯及び聴覚障がい者等への広報については自主防災組織の訪問等により行うものとする。

４．広聴実施計画

災害時には、被災状況や被災者の安否の確認をはじめ、ライフラインの復旧状況、生活必需品や住居の確保、生活支援制度等に関する多様な問い合わせ、相談、要望、苦情が寄せられる。これに速やかに対応するため、町は、次により広聴活動を実施する。

（１）被災者相談窓口の設置

ア　町は、必要に応じ被災者のための相談窓口を設け、質問・要望事項や苦情を聴取・把握し、その解決を図るものとする。

イ　また、指定避難所開設時には、避難所における広聴活動に努めるものとする。

ウ　特別総合行政相談所の開設要請

町（民生対策部厚生班）は、各種行政手続き等に対するニーズが高い場合、鳥取行政評価事務所行政相談課に対して行政機関等が一堂に会し、ワンストップで相談を受け付ける「特別総合行政相談所」を開設することを要請する。特別総合行政相談所を開設する場合には、町（民生対策部厚生班）は、当該相談所を開設できる場所を確保する。

（２）十分な情報がないもの及び他機関の対応が求められるものについては、必要に応じ関係機関に連絡し、即時対応に努めるものとする。

（３）問合せを受けた内容については、記録、類型化し、情報の共有に努めるとともに、被災者のニーズ把握に努めるものとする。

（４）個人情報の取扱い

災害時の安否情報等、個人情報の提供・公開については、本章第６節「災害情報収集計画」による。

第９節　事前措置計画

（総務対策部、産業対策部、各施設管理担当課）

１．目　　的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合について、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件等について、必要な限度において事前に予防措置を指示し、又は必要な対策を施すことにより災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

２．指 示 者

設備又は物件の占有者・所有者又は管理者に対し、事前措置の指示は町長が行う。

なお、町長の要求に基づいて、警察署長並びに海上保安部長はこの事前措置の指示ができる。

３．事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備・物件は次のとおりである。

（１）設　　備　　危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物、がけ崩れのおそれのある土地、農業用ため池、その他不動産的なもの

（２）物　　件　　材木、石油、ガス等の危険物、その他設備以外の動産的なもの

４．事前措置の内容

災害の拡大を防止するため、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、補強及び保安、その他必要な措置を行ものとする。

（１）設　　備　　補強、補修、移転、除去、使用の停止等

（２）物　　件　　処理、整理、移動、撤去等

５．事前措置の指示基準

（１）時　　期

事前措置の指示を行う時期は、予警報が発表されたとき、警告をしたとき、警戒水位に達したとき等で具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

なお、事前措置の指示を行う場合、平素からその実態を把握し、対象の設備、物件の所有者等に対してあらかじめ予告又は警告を行うなどして注意を喚起しておき、災害に際して自主的に措置を行えるよう事前の指導を行うものとする。

（２）実施方法

原則として資料編資料 34 の通知書をもってあらかじめ指示の予告をしておくものとするが、緊急やむを得ないときは、口頭による指示も行うことができる。

なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

第 10 節　避難計画

（総務対策部、民生対策部、文教対策部、商工対策部、町消防団）

１．目　　的

この計画は、災害時において町長等の避難指示権者が行う避難勧告等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民を適切に避難させ、人的被害の軽減を図ることを目的とする。

２．実施責任者

災害による避難勧告等は、それぞれの法律に基づき行うが、災害応急対策の第１次的責任者である町長を中心として相互に連携を取り、住民・滞在者の避難措置を実施するものとする。

発令の権限委譲順位は、以下のとおりとする。

第１位　副町長　第２位　総務課長　第３位　企画課長

なお、学校等における児童・生徒の集団避難は、町長等の避難勧告等によるほか、町立学校においては、町教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の避難措置により、学校長が実施するものとする。ただし、緊急を要する場合、学校長は、町長・教育長の避難措置を待つことなく実施するものとする。また、湯梨浜学園においては、設置者が避難措置を行う。

３．避難勧告等の発令及び伝達方法

（１）避難勧告等の類型

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が高まった状況。	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 これ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
警戒レベル４ 避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階。人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された指定避難所等への避難行動を開始。
同　上 避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況。 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。

（２）避難勧告等の実施責任者及び根拠法令

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
勧　告	町　　長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の勧告 （知事に報告）
指　示	町　　長	災害対策基本法第 60 条	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命又は身体を保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があり、急を要すると認めたとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示 （知事に報告）

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	上記の場合において町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（事務の代行）。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（公示し、町長に事務を引き継ぐとともに、事務代行終了を町長に通知）
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般	1　同上において町長が指示できないと認めたとき。 2　同上において町長から要求があったとき。	避難のための立ち退き、立ち退き先の指示（町長に通知）
	知事（その命を受けた県職員、水防管理者（町長））	水防法（昭和24年法律第139号）第29条	洪水、高潮	洪水、津波又は高潮により危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを指示（水防管理者（町長）のときは、当該区域を所轄する警察署長に通知）
	知事（その命を受けた職員）	地すべり等防止法第25条	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき。	同上（当該区域を所轄する警察署長に通知）
	警察官	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発し、引き留め、避難させ、又は危害防止のための措置を命ずる（公安委員会に報告）
	自衛官	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	災害全般について	同上の場合において警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命ぜられた自衛官について警察官職務執行法第4条の規定が準用されるとき。	同上（公安委員会に報告）

（3）避難行動要支援者対策

町は、「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難行動要支援者の安否を確認し、避難支援を迅速・的確に実施する。また、土砂災害警戒区域等の危険箇所にある要配慮者施設について、あらかじめ施設の避難確保計画に定めた避難支援方法に応じて、施設と連携しながら避難支援を行う。

（4）避難準備・高齢者等避難開始の発令

町は、避難が必要となるおそれがある場合は、要配慮者の避難に要する時間を考慮し、早めのタイミングで要配慮者及び支援者並びに危険箇所にある要配慮者施設などに対して避難を呼びかけるとともに必要な対策を実施する。

（5）避難勧告等の発令

ア　河川の氾濫等に係る避難勧告等の発令

（ア）避難勧告等の発令

町は、河川の氾濫等について、水位等の情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等

の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

（イ）発令の目安となる情報

発令の目安となる水位情報等については、以下の国土交通省や県がホームページ等で提供している洪水予報河川、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位等によるものとするほか、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

（ウ）避難勧告等発令基準の策定

土砂災害警戒情報､降雨量や河川の水位などの具体的なかつ客観的な数値基準を用い、対象地域を細分化して、危険度が高い地域や場所などを明確にした実効性の高い判断基準を作成する。

イ　避難勧告等発令の参考となる水位（河川等の氾濫）

（ア）水位周知河川（水位情報周知河川）

本町域には、水位周知河川として橋津川水系東郷池が指定されている（県知事が水位周知）。なお、東郷池は同じく水防警報河川（県知事が水防警報を行う）にも指定されている。

水系名	河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位
橋津川	東郷池	松崎	湯梨浜町野花	0.6m	0.7m	0.8m	1.0m

河川名	東郷池（水位周知河川）
観測所名	松崎観測所（氾濫危険水位：1.0m）
対象地区	（東郷池浸水想定区域内） （東郷地域：方地・野方・藤津・松崎１、２、３、５区・旭区・引地・長和田・尾長・門田） （羽合地域：はわい温泉・上浅津・下浅津・南谷）
警戒レベル３ 避難準備･高齢者等避難開始	【水位】 ・氾濫注意水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき［基準：0.7m］
警戒レベル４ 避難勧告	【水位】 ・避難判断水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき［基準：0.8m］ 【巡視】 ・堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき［発見・知覚］
同　上 避難指示（緊急）	【水位】 ・氾濫危険水位を超え、なおも水位の上昇が見込まれるとき［基準：1.0m］ 【巡視】 ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき［発見・知覚］ 【災害の発生】 ・堤防が決壊したとき［知覚］
避難勧告等の解除	解除については、関係する河川の水防警報、洪水予報が全て解除となり、河川の水位がピークを過ぎ氾濫注意水位を下回り、気象情報などから水位が再上昇するおそれがなくなった場合に河川状況の現地調査を行い安全を確認した上で総合的に判断する。
伝達手段	防災行政無線、消防団３・４・７・８・９・10団 （避難行動要支援者に対しては、要配慮者ごとの支援者）

※　避難判断水位（特別警戒水位）は、一般的に避難に要する時間をおおよそ１時間として、既往の水位上昇量等を勘案し、氾濫危険水位に到達する１時間前の水位として設定している。

（イ）洪水予報河川及びその他の河川

洪水予報河川及び水位周知河川以外の中小河川、内水等では、浸水等の現地状況や河川、気象状況等を参考に避難勧告等の発令を判断するものとする。

気象状況等	発令の目安となる避難情報
近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い（洪水警報発表）	警戒レベル３避難準備・高齢者等避難開始
近隣で浸水が拡大、排水先の河川の水位が高くなり排水ポンプの運転停止水位に到達する見込み	警戒レベル４避難勧告
近隣で床上浸水、排水先の河川の水位が高くなり内水（河川に排水できずに氾濫した水）ポンプの運転停止や水門閉鎖	同　上避難指示（緊急）

（エ）発令の範囲

ａ　避難準備・高齢者等避難開始については、避難行動要支援者名簿に定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち浸水想定区域等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者

ｂ　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた水位等に応じた地域にある者

ｃ　避難勧告等の発令基準等を定めていない場合にあっては、破堤・溢水等により被害が及ぶおそれがある地域の浸水想定区域にある住家等のある地域にある者

ｄ　発令に当たっては、浸水想定区域の住家に限らず集落・地域単位での発令を行う

ウ　土砂災害に係る避難勧告等の参考情報

（ア）避難勧告等の発令

町は、土砂災害について、県土整備部と鳥取地方気象台が共同発表する土砂災害警戒情報に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

（イ）発令の目安となる情報

発令の目安となる情報については、県のホームページ等で提供している土砂災害警戒情報等によるものとするほか、渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。

（ウ）大雨警報及び土砂災害警戒情報による判定の目安

大雨警報及び土砂災害警戒情報における市町村長の避難勧告等発令の目安は下表のとおりである。

また、避難勧告等の解除に当たっては、大雨警報の土砂災害・洪水・浸水のピーク時間を参考として、現地の安全性を確認の上、解除する。

なお、土砂災害警戒情報は、比較的規模の大きい土砂災害の発生のおそれを示すものであり、発表前もしくは解除後であっても土砂災害が発生するおそれがあることを、情報利用者は十分認識する必要がある。

区　　分		
大雨注意報	注意	大雨注意報の基準を超過
大雨警報	レベル１	大雨警報の基準を超過
土砂災害警戒情報	レベル２	土砂災害警戒情報の基準を超過
	レベル３	土砂災害警戒情報の基準を実況で超過

区　　分	発令の命安となる判断基準	その対応
警戒レベル３ 避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度所法で大雨警報の土壌雨量指数基準を超越したとき。	土砂災害危険度情報で危険度が高まっている区域の土砂災害警戒区域にある者及び地区
警戒レベル４ 避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の予測値が土砂災害警戒情報の基準値を超越し（レベル２）さらに降雨が継続する見込みであるとき。	
同　上 避難指示（緊急）	・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の実況値が土砂災害警戒情報の基準値を超過（レベル３）した	
避難勧告等の解除	解除については、土砂災害警戒情報の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。	
注意事項	・避難勧告等の発令にあたっては、町内雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ・土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する必要がある。 ・本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ・上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。	

（エ）発令の範囲

a　避難準備・高齢者等避難開始については、避難行動要支援者名簿に定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の危険な地域にあるため早急の避難準備が必要な者及び要配慮者施設

b　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた土砂災害危険度情報のメッシュ図に応じた土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者施設

c　避難勧告等の発令基準等を定めていない場合にあっては、土砂災害危険度情報のメッシュ図とその周辺内の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者施設

d　土砂災害の前兆現象を発見した場合にあっては、該当する前兆現象の発見箇所の土砂災害警戒区域又は土砂災害危険箇所にある地域にある者及び要配慮者施設

e　発令に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、山崖側にある周辺の住家等を含めて発令を行う

エ　高潮災害に係る避難勧告等の参考情報

（ア）避難勧告等の発令

町は、高潮災害について、気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

（イ）避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高潮に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、町は、避難勧告等の発令に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸

等の状況を総合的に考慮して発令するものとする。

区　　分	発表される情報
高潮警報・注意報	高潮に警戒すべき時間帯、ピーク時の最大水位とその時刻
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

一次細分区域	市町村等	高潮警報基準	高潮注意報基準
中・西部	湯梨浜町	1.3m	0.9m

※　警報・注意報発表については、町の発表基準を用いて判断し発表される。

（ウ）発令の範囲

a　避難準備・高齢者等避難開始については、避難行動要支援者名簿に定められた避難行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち高潮により浸水するおそれのある地域にあるため早急の避難準備が必要な者

b　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高潮により浸水するおそれのある地域にある者

c　避難勧告等の発令基準等を定めていない場合にあっては、高潮により浸水するおそれのある地域にある者

d　発令に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発令を行う

オ　高波災害に係る避難勧告等の参考情報

（ア）避難勧告等の発令

町は、高波災害について、気象庁が発表する気象注意報及び警報等に応じて、あらかじめ定めた避難勧告等の基準に基づき、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

（イ）避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁が発表する高波に関する気象情報及び台風情報等の種類及び情報の内容は以下のとおりである。

なお、町は、避難勧告等の発令に当たっては、人家の状況、地形の状況、港湾・護岸等の状況を総合的に考慮して発令するものとする。

区　　分	発表される情報
波浪警報・注意報	波浪に警戒すべき時間帯、最大波高
台風情報	台風の状況に関する情報（台風の中心位置、気圧、最大風速、進路予想等）

（ウ）その他参考情報

町長は、その他、以下の情報についても勘案し、避難勧告等の発令を判断するものとする。

区　　分	項　　目
高波時の危険箇所	過去に高波による被害が生じた箇所、海岸沿いに施設が設置されている箇所、弱堤箇所（土地利用上、地質上）、堤標高箇所

（エ）発令の範囲

a　避難準備・高齢者等避難開始については、避難行動要支援者名簿に定められた避難

行動要支援者及び避難行動要支援者の支援者のほか、町が把握している避難行動要支援者のうち高波により被害がある地域にあるため早急の避難準備が必要な者

b　避難勧告等の判断・伝達マニュアルに定められた高波により被害がある地域にある者

c　避難勧告等の発令基準等を定めていない場合にあっては、高波により被害がある地域にある者

d　発令に当たっては、危険箇所にある住家に限らず、沿岸部にある周辺の住家等を含めて発令を行う

カ　その他避難勧告等の参考情報

（ア）避難勧告等の発令

a　町は、その他気象庁が発表する気象注意報・警報及び気象情報等並びに住民等からの異常情報の通報を参考として、住民への危険性を勘案し、避難勧告等を発令するものとする

b　特に、記録的短時間大雨情報については、数年に一度しか現れないような雨量が観測されたときであり、重大な災害に結びつく場合が多いことから、発表のあった地域内及び地域に隣接する場合は、より一層の警戒に努めるよう、体制を強化するものとする

（イ）避難勧告等の判断の基準となる情報等

気象庁等が発表する気象注意報・警報及び気象情報等の概要については、本章第５節「気象情報等の伝達計画」を参照。

（６）避難勧告等の伝達

ア　避難勧告等の伝達

（ア）避難勧告等を発令したときは、あらかじめ定めた方法により住民へ情報伝達を行う。

特に避難勧告・避難指示（緊急）に当たっては、事態の進捗に応じて、緊急性や危機感が住民に正しく伝わり、避難行動を起こすきっかけとなるよう、首長による呼びかけや命令口調での伝達を行うなど工夫するものとする。

避難勧告等の対象地域はできるだけ絞り込むこと。町内全ての河川洪水あるいは土砂災害の危険区域を対象とする場合においても、単に町全域としないで、少なくとも発生するおそれのある洪水浸水想定区域、土砂災害危険区域が対象であることが分かるように発令するよう努めること。

（イ）避難勧告等の伝達に当たっては、確実な情報伝達に基づく避難行動につなげるため、防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等の活用など複数の手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、受信確認の実施等を行うものとする。

区内での声かけ等が避難行動の契機として特に有効であるので、区内での周知の体制作りと、町から区への迅速的確な情報提供、共有の体制を整えること。

（ウ）こども園等、福祉施設、医療機関等の早期に避難の準備が必要な施設に対しては、早期の情報伝達に努めるものとする。

（エ）また、大規模事業所、私立学校等の多くの人間が集まる施設が区域内にある場合は、当該施設等への伝達についても留意する。

イ　放送機関への避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令した場合は、県防災危機管理局に災害情報システム（Ｌアラート）で報告することにより、各放送機関にはデータ放送等により、県防災危機管理局には県ホームページにより住民に避難情報を伝達するよう自動的に依頼されるようになっている。

○避難勧告等の伝達フロー

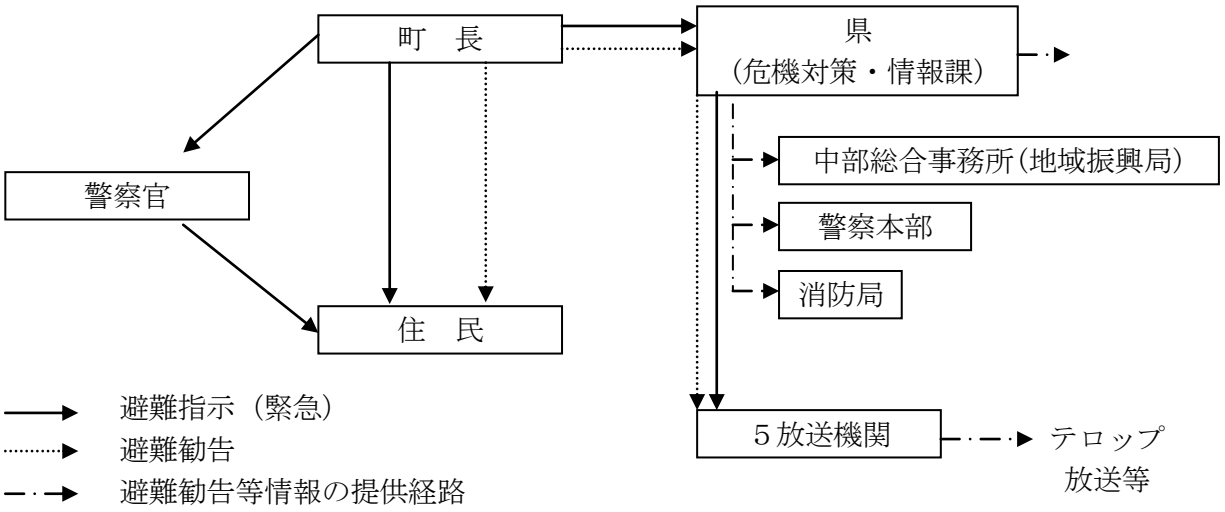

（７）避難勧告等の発令・伝達に当たっての留意事項

ア　避難勧告等の発令

（ア）町長は、あらかじめ作成した基準に基づき、避難勧告等を発令する。

（イ）基準に達しない場合にあっても、気象等の状況を勘案し、災害による危険が明白かつ切迫している場合は、直ちに避難勧告等を発令する。

（ウ）避難行動に要する時間（リードタイム）を考慮して早めに発令する。

イ　夜間の避難

夜間の避難は危険を伴うため、極力日没前に避難が完了できるよう早期の発令に努めるものとする。この場合、その時点で発令する理由（避難行動の必要性）についての説明を付け加えて住民の理解促進に努める。

ウ　ダム・ため池に係る避難勧告等の発令等

町は、災害の発生が予測されるときのダム・ため池の状況やダム・ため池に関する操作、措置等の情報について危害防止のために必要があるときは、住民に対して注意喚起や、避難勧告等を行う。この際、県から示されるそれぞれの「ハザードマップ（浸水想定区域図）」の活用に努める。

エ　立入制限等の措置

立入制限措置等の一覧は、次のとおりである。

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
立入制限退去命令	町　　長	災対法第63条第１項	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定したとき	災害応急対策従事者以外の者の立入制限、禁止、警戒区域からの退去命令
	警察官 海上保安官	災対法第63条第２項	災害全般	上記の場合において ①　町長、又は委任を受けた職員が現場にいないとき ②　町長が要求したとき	同　　上 （町長に通知）

指示等の区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	措置する場合	措置内容
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災対法第63条第３項	災害全般	町長その他災対法第63条第１項に規定する町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合	同　　上 （町長に通知）
	水防団長 水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条第１項	洪水・高潮	水防上緊急の必要があるため警戒区域を設定したとき	区域への立入禁止、制限又は区域からの退去命令
	警察官	水防法第21条第２項	洪水・高潮	上記の場合において水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき	同　　上
出入制限退去命令	消防吏員 消防団員	消防法第28条第１項	火　　災	火災について、消防警戒区域を設定したとき	区域からの退去命令又は区域への出入禁止若しくは制限
	警察官	消防法第28条第２項	火　　災	上記の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同　　上
出入制限退去命令火気使用禁止	消防長又は消防署長	消防法第23条の２第１項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	火災の発生のおそれ、かつ発生した場合に人命又は財産に対する被害を防止するため、火災警戒区域を設定したとき	区域内の火気使用禁止または区域からの退去命令若しくは区域への出入禁止し若しくは制限
	警察署長	消防法第23条の２第２項	ガス、火薬危険物の漏えい、飛散流出について	同上の場合において、消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき	同　　上

（８）その他の避難勧告等の基準

以上に定めるもののほか、町長が、避難勧告等を発令する場合は、一般的な例示としては次のような事態を考えることができる。

ア　気象台から暴風雪等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

イ　防災関係機関から暴風雪等の災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ　地すべりあるいは雪崩により著しい危険が切迫していると認められるとき

エ　大規模な火災で拡大するおそれがあるとき

オ　大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき

カ　有毒ガスの流失等突発的事故が発生したとき

４．避難勧告等の基準及び伝達

（１）避難勧告等については、発令者、避難を命ずる理由、避難の日時、指定避難所及び避難路を明確にし、指定避難所等はあらかじめ選定しておくものとする。

（2）町長は、町における災害の発生状況、危険箇所等の調査を行い、避難勧告等を発令する場合の基準の設定、伝達方法等をあらかじめ講じておくものとする。
（3）学校や保育所等、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の設置者又は管理者は、施設内にいる者の避難を迅速・確実かつ安全に行うため、具体的な避難計画を樹立し、町長、消防機関、警察機関等と緊密な連絡を取り、災害に対処する体制を常に確立し、関係者に周知させるとともに、出入者の避難活動が円滑、迅速に行われるよう措置しておくものとする。
（4）避難勧告等の伝達は、住民への周知が最も迅速・確実で効果的な方法により実施するものとする。
（5）町長は、危険地区ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地区の住民に周知徹底を図るものとする。

5．避難勧告等の解除

町長は避難勧告等のあった後、当該災害によるその地域の危険状態が完全に終了したと判断したとき、避難勧告等の解除を行うものとする。解除の伝達方法等については避難勧告等に準じて行う。

なお、町長以外の者が実施したものについては、避難勧告等の状況をあらかじめ察知するよう努めるとともに、その解除についてもよく協議するものとする。

6．住民による適切な避難行動の実施

住民は、災害が発生するまでに計画された指定避難所等への避難を終えることが原則であるが、自然災害においては不測の事態も想定されることから、計画された指定避難所等に避難すること（水平避難）が常に適切とは限らない。災害の状況等に応じて別の場所（自宅又は近隣家屋の上階、近くの高台など）に退避する方が適当な場合（垂直避難）もある。事態の進行や災害の状況に応じて適切な避難行動を取ることが必要となる。

このことについて、避難行動時には下記の点に留意するよう、住民に対してあらかじめ十分に周知を図るものとする。
（1）避難勧告等は、リードタイムを確保するため、また、夜間等状況悪化の中での避難行動を回避するために危険性が切迫する前に発令されることから、発令が早すぎると感じられることもある。このような避難勧告等の仕組みについての住民の理解を高めること。
（2）道路冠水、台風、夜間など、危険な状況下で避難を強行するようなことにならないよう、避難行動をとる際には、余裕を持って十分安全を確保すること。
（3）切迫した状況下では、無理をせず生命を守る最低限の行動（自宅や施設内の安全な部屋への移動、最寄りのより安全な場所への避難など）を選択すること。

7．住民への伝達及び報告

（1）関係住民への伝達

ア　伝達方法

町長の行う避難勧告等を迅速で確実な次の最も適当な方法により、関係住民に対しその旨伝達するものとする。

（ア）放送の利用

防災行政無線、音声告知機を通じ伝達する。

（イ）広報車の利用

町、警察署等の広報車により巡回を行う。

（ウ）伝達員による戸別訪問

緊急避難を要する異常事態の場合に避難勧告等の関係世帯に対して完全に周知徹底を

図るため、必要により消防団員等で戸別訪問により伝達するものとする。

イ　伝達事項

（ア）指定避難所

（イ）避難路（状況により）

（ウ）避難の理由（具体的で誰にもわかりやすい内容での発信のため）

①災害の状況、②対象者ごとのとるべき行動、③特定した対象地域の付加

（エ）避難に際しての注意事項

a　戸締まり及び火気の始末

b　家屋の補強、家財道具の安全場所への移動

c　食糧、日用品、簡単な着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最小限度の物品の携行

d　服装は軽装とし、帽子、頭布、雨合羽、防寒用具の携行

（2）県に対する報告

町長は避難勧告等を行ったときは、次の事項を直ちに県（危機管理局危機対策・情報課）に報告するものとする。

ア　避難勧告等の種別

イ　避難勧告等を行った者

ウ　避難勧告等を行った日時

エ　避難の理由

オ　避難の対象地区名・世帯数・人員

カ　指定避難所等

（3）関係機関への連絡

町長が避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通報を受けた時は、必要に応じ次の関係機関に連絡し、協力を求めるものとする。

ア　県の出先機関（中部総合事務所県土整備局、中部総合事務所農林局）

イ　警察署

ウ　消防署

エ　指定避難所等の管理者等

オ　隣接市町

カ　消防団

８．指定避難所等及び避難の方法

（1）指定避難所等及び避難路

災害危険予想箇所・立地条件等を勘案のうえ指定避難所を設置する。指定避難所等は資料編資料 35 及び 36 のとおりである。

なお、避難路については、災害時の道路状況・安全度等を確認のうえ、安全な経路を選び誘導するものとする。

（2）避難の誘導

避難の誘導は、区長(自主防災会長)等の協力を得て、職員、警察官及び消防団員が行う。

（3）指定避難所等及び避難路の表示

指定避難所等及び避難路を当該住民に徹底させるため、機会あるごとに広報するほか、要所ごとに標札等により標示するものとする。

（4）避難の順位及び移送の方法

ア　避難の順位

避難させる場合は、高齢者、幼児、身体障がい者、傷病者及び女性・子どもを優先する。

イ　移送の方法

自力で避難できない場合、又は避難途中の危険が予想される場合、あるいは病院等の患者、その他施設の高齢者、子供の避難については車両・舟艇等を利用する。

９．指定避難所の開設及び開設期間

（１）指定避難所の設置

指定避難所の開設に当たっては、その原因となる災害に災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。

（２）緊急避難場所及び避難所の指定

町は、災害時における地域条件等の状況を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な指定緊急避難場所、避難路等を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。なお、事態の切迫した状況下では、計画された指定緊急避難場所等に避難（水平避難）することが適切でなく、自宅や近隣建物の２階等に避難（垂直避難）することが適当な場合があることに留意する。

避難所の指定に当たっては、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるようにするものとする。なお、既存建物を利用する場合には、炊き出し施設その他の条件を考慮して、避難所として適切なものから順次指定するものとする。

避難所として、指定する主な施設及び一般的な指定順位は、おおむね次のとおりである。

ア　公立小中学校　　イ　その他の公立学校

ウ　公民館（公会堂）　　エ　寺院、神社

オ　その他の公共的施設　　カ　その他民間の施設

（３）指定避難所の開設及び収容保護

指定避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、町長が行う。

ア　町は、避難勧告等を発令したとき(自主避難の場合を含む。)は、指定避難所を開設し、避難者を収容保護するものとする。

イ　町は、夜間等に施錠されている施設を指定避難所として使用するときには、施設管理者とあらかじめ定めた手順により、速やかに指定避難所の開設を行う。

（４）収容者

指定避難所へは、次の者を収容するものとする。

ア　避難勧告等に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ、住家を立ち退き避難した者

イ　住家が、災害により全壊、全焼、流出又は半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受けて、日常生活する場所を失った者

（５）開設期間

災害救助法による指定避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、町は、知事に対し期間延長を申請するものとする。

（６）町長の報告

町長が指定避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告するものとする。なお、県警察、自衛隊、海上保安部等関係機関にもその旨連絡する。

ア　指定避難所開設の日時及び場所

イ　指定避難所開設数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

10. 避難所の運営

（１）避難所の実態把握

ア　連絡員の駐在

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、民生対策部は直ちに各避難所に連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。指定避難所の運営は民生対策部厚生班が自主防災会（区等）の協力を得て実施する。

また、必要と認めるときは連絡員として消防団員を充てることができる。

イ　避難状況及び本部との連絡

連絡員は、避難住民の実態を把握し、その保護に当たるとともに、絶えず災害対策本部と情報連絡を行うものとする。

ウ　自主防災組織の確立

指定避難所の開設が長期間になることが予想される場合、あるいは避難人員が多数にのぼる場合には、指定避難所の維持、管理あるいは運営等のための補助者として、避難住民からなる自主防災組織をつくり協力を得るように努めるものとする。

（2）避難所開設に伴う記録

指定避難所を開設した場合、連絡員はその維持・管理等のため災害救助法で定める資料編資料 37 の様式による正確な記録をするものとする。

（3）避難所の運営

ア　町は、自主防災組織の協力を得て指定避難所を運営する。その際、町は、指定避難所の運営に関し、役割を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

イ　指定避難所には、指定避難所の運営を行うために必要な職員を配置する。また、指定避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

ウ　自主防災組織は、指定避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

エ　町は、指定避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮した生活環境を確保するとともに、避難の長期化等が予想される場合には、避難者の心のケアやプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点から運営状況がチェックできるよう、指定避難所運営における女性の参画を推進し、男女共同による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、小児用トイレの設置、避難所における安全確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ　町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、ハワイアロハホールを指定避難所として収容を図るほか、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。そのため必要な資機材の整備に努めるものとする。

カ　指定避難所の運営に当たっては、避難者の心のケアやプライバシーの確保、避難行動要支援者に配慮した生活環境を念頭に置きつつ実施するものとする。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

キ　避難所生活で子どもの心の健康が損なわれないように、子どものためのプレイスペースを設置したり、親やボランテイアが子どもの遊び相手となりながら子どもをケアする。

ク　指定避難所における生活環境を改善し、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易(段ボール)ベッド等の配分・活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努

め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ケ　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用により、指定避難所の早期解消に努める。

（４）指定避難所での健康管理等

町は、指定避難所開設が長期間に及ぶ場合は、収容されている被災者に健康管理の指導を実施する。

（５）避難行動要支援者対策

町は、鳥取県避難所機能・運営基準（平成 19 年２月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、避難行動要支援者の避難生活の支援を的確に実施する。

ア　指定避難所での対策

町は、指定避難所において、次の事項について十分配慮。

（ア）避難行動要支援者用窓口の設置

（イ）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

（ウ）要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）

（エ）指定避難所等における要配慮者の把握と要望調査

（オ）指定避難所のバリアフリー化への配慮

（カ）おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

（キ）粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

（ク）手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による指定避難所での生活支援

イ　その他災害時に配慮すべき事項

（ア）巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

（イ）仮設住宅の構造、仕様についての配慮

（ウ）仮設住宅の優先的入居

（エ）仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

（オ）ケースワーカーの配置や継続的な精神面での支援

（カ）福祉相談窓口の設置

（キ）風邪等の感染症対策

（ク）指定避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）

（ケ）学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討

（コ）介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

（６）所要物資の確保

指定避難所の開設及び収容保護のための所要物資は、町長において確保するものとする。ただし、町において確保できないときは、町長は物資の確保について知事に要請するものとする。

11. 避難所外等での避難生活者への対応

（１）町は、指定避難所以外で避難生活を送っている者の把握に努め、必要な支援を行うとともに、指定避難所への移動を促すものとする。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県(本部事務局又は危機管理局）への報告を行うものとする。

（２）また、車中避難者に対しては、いわゆるエコノミークラス症候群の恐れがあるため、予防

用リーフレット等を配布するなどして、早急に指定避難所への移動を促すとともに、必要に応じて健康診断等を受診させるものとする。
（3）対応に当たっては、必要に応じて県・警察の協力を要請するものとする。

12. 避難順位及び携行品の制限

（1）避難の順位は、高齢者、障がい者、乳幼児、女性、子ども、病人等を優先し、一般青壮年男子はその次とする。
（2）災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するよう努めるものとする。
（3）携行品は、必要最小限度にとどめるものとする。
（4）自動車（自家用車）による避難は、極力自粛するものとする。

13. 避難者誘導方法

（1）避難、立退きは避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で避難、立退きが不可能な場合においては、町において車両、舟艇、ロープ等の資機材を利用して安全に行うものとする。
（2）また、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、町においてあらかじめ定めた責任者が、あらかじめ定めた方法によりそれぞれ避難させるものとする。
（3）指定避難所が比較的遠距離にある場合又は危険を伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するものとする。
（4）警察官は、迅速かつ安全に避難できるよう交通規制を行い、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制して避難路の通行確保に努め、消防吏員等はこれに協力するものとする。
（5）被災地が広域で大規模な立退き輸送を要し、町において処置できないときは、町長は、知事に避難者輸送の要請をするものとする。
　なお、事態が緊迫しているときは、町は隣接市町、警察本部等と連絡して実施するものとする。

14. 児童・生徒の集団避難

（1）避難実施の基準
ア　教育長は、管内児童・生徒の集団避難計画を作成するとともに、各学校長に対し、各学校の実情に適した具体的な避難計画を作成するよう指導するものとする。
イ　避難措置は、何よりも児童・生徒の生命、身体、心の安全に重点をおいて実施するものとする。
（2）実施要領
ア　教育長の避難措置は、町長等の避難勧告等によるほか、安全性や状況を勘案してできるだけ早期に実施するものとする。
イ　教育長の避難措置に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、危険のせまっている学校から順次指示するものとする。
ウ　児童・生徒の避難順位は、低学年、障がい者等を優先に行うものとする。
エ　非常時の登下校時には、登下校経路の主要な地点に教職員を派遣し、安全を確保する。
オ　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、町長等の避難勧告の段階において、児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。実施に当たっては、保護者に連絡を取り、迎えに来てもらい引き渡すこととなるが、迎えに来られない場合については、学校で保護を行うものとする。
カ　集団避難が必要なときは、町等と連携して速やかに避難行動を開始する。なお、町は、

児童・生徒が帰宅困難な場合に学校や指定避難所で待機させるときは、「教育関係機関の災害情報収集要領」により、県教育委員会へ報告を行う。

キ　夜間・休日等に災害が発生したときは、児童・生徒の安否確認を行うとともに、県教育委員会へ報告を行う。

（3）留意すべき事項

ア　教育長の各学校への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるよう連絡網を準備しておくものとする。

イ　学校長は、おおむね次の事項を計画しておくものとする。

（ア）災害の種別、程度、場所に応じた避難措置の伝達方法

（イ）指定緊急避難場所の選定

（ウ）誘導責任者、通報連絡責任者、救護責任者、搬出責任者、整備責任者等

（エ）災害種別に応じた児童・生徒の携行品

ウ　学校長は、災害が発生するおそれのある場合は、児童・生徒の安全確保の観点から、以下の点に留意するものとする。

（ア）予想される災害の種別、時期、程度等についての情報等を常に把握

（イ）必要に応じて臨時休校や授業打ち切り等の措置を講じる

ａ　「教育関係磯関の災害情報収集要領」により、直ちに県教育委員会へ報告

ｂ　措置の内容を速やかに児童・生徒及び保護者に連絡

ｃ　児童・生徒の下校を伴う場合には、安全確保に努める

なお、対応困難時は自主防災組織等の関係機関に応援要請を行う。また、帰宅困難な場合に学校で待機させる児童がいるときは、職員の待機等の措置を講じるものとする

ｄ　登下校と台風等の襲来が重ならないよう、適切な時期に判断を下す

エ　校舎については、特に非常口を確認し、いつでも使用できるよう整備しておくものとする。

オ　児童、生徒が家庭にある場合における連絡網を整備するものとする。

カ　学校長は、災害の種別に応じた避難訓練を毎年２回以上実施するとともに、応急処置の方法、連絡の体制につき平素から全教師へ理解を深めておくものとする。

（4）県立学校・私立学校等においても、上記に準じ避難措置を行う。

15. こども園等、社会福祉施設・病院、旅館等における避難対策

（1）園児の避難については、園児の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

（2）園児の避難順位は、未満児を優先に行うものとする。

（3）社会福祉施設等の各施設管理者は避難対策について常に検討して、安全かつ迅速な方法を考慮しておくものとする。

また、各施設において次の事項を定め、対策の万全を図るとともに最低年１回は避難訓練を実施するものとする。

ア　避難実施責任者

イ　避難措置の伝達方法

ウ　避難の順位

エ　避難誘導責任者及び補助者

オ　避難誘導の要領及び措置

カ　避難に際しての携行品

（4）旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難措置は、施設責任者及び補助者が宿泊者及び施設利用者の生命の安全、健康の保持に重点をおいて実施するものとする。

（5）旅館宿泊者及び観光施設利用者の避難順位は、高齢者・幼児・身体障がい者及び女性、子供を優先に行うものとする。

第 11 節　消防活動計画

（総務対策部、町消防団、鳥取中部ふるさと広域連合消防局）

1．目　　的

この計画は、消防施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を風水害その他の災害から保護するとともに、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2．消防活動

鳥取中部ふるさと広域連合消防局及び町は、災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を早期に保護するため、火災防御、救急、救助活動等を実施する。

（1）実施機関及び活動内容

ア　鳥取中部ふるさと広域連合消防局

消防局は、人員、装備を動員し、次の活動を行う。

（ア）情報収集伝達活動　　（イ）火災防御活動

（ウ）救助活動　　（エ）救急活動

（オ）水防活動　　（カ）住民の避難誘導

イ　町

（ア）町は、消防団を動員し、次の活動を行う。

a　情報収集伝達活動　　b　火災防御活動

c　救助活動　　d　水防活動

e　住民の避難誘導

（イ）消防団は、大規模な災害が発生し、常備消防の到着が遅れている等の場合、町と併せて県災害対策本部事務局（本部を設置していない場合、県危機管理局）及び消防局に対して被害情報の提供を行う。

（ウ）町は、自主防災組織と連携し、自主防災組織の実施する救助、救援活動を支援するものとする。

ウ　自主防災組織、事業所等地域の防災組織

自主防災組織及び事業所等地域の防災組織は、次により自主的に活動を行うものとする。

（ア）災害情報を収集し、地域住民や関係者への伝達を行う。

（イ）地域内の被害状況を調査し、被害の早期把握に努める。

（ウ）地域住民や関係者を、指定された避難所等の安全な場所へ誘導する。

（エ）保有資機材を活用し、被災者の救助活動を行う。

（オ）地域や事業所の被災状況、避難状況及び救助活動の状況等を町、消防局、警察等へ通報する。

（カ）活動を行うときは、可能な限り町、消防局、警察等の防災関係機関と連携を図る。

3．消防広域応援計画

本章第 13 節「広域応援計画」による。

4．惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるも

のとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 12 節　消防防災ヘリコプター活用計画

（総務対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、災害が発生した場合、消防防災ヘリコプターを有効に活用して被災状況調査、救援物資搬送等の災害応急対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２．運航体制

消防防災ヘリコプターは、「鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領」の定めるところにより運航する。

なお、消防防災ヘリコプターの主な活動内容は、次表のとおりである。

活動種別	内　　容
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送
消火活動	消火バケット等を活用した空中消火
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動

３．緊急運航の基準

消防防災ヘリコプターは、「公共性」「緊急性」及び「非代替性」の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する活動等で、ヘリコプターの特性を充分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

（１）被災状況等の調査及び情報収集活動
（２）生活関連及び救援物資並びに人員等の搬送
（３）災害に関する情報等の伝達広報活動
（４）その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と運航管理責任者（県危機管理局消防防災航空室）が認める場合

４．応援要請

町域に災害が発生した場合、町長又は鳥取中部ふるさと広域連合消防組合の消防長（以下この節において「町長等」という。）は、県に対して消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請することができる。

（１）応援要請の原則

町長等は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断する場合に応援を要請するものとする。

ア　災害が、町と隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ　災害が町及び消防局の消防力等によっては、防御が著しく困難な場合
ウ　その他災害応急対策活動において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）応援要請先

機　関　名	所　在　地	電 話 番 号	ＦＡＸ番号
鳥取県危機管理局消防防災航空室 （消防防災航空センター）	鳥取市湖山町北４丁目344-２	0857-38-8119	0857-38-8127

（3）受入体制

応援要請を行った場合、町長等は県消防防災航空センターと緊密な連絡をとるとともに、町長等の定める災害現場等の最高指揮者に消防防災ヘリコプターの運航指揮者と緊密な連絡をとらせるものとする。

また、町長等は、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

ア　離着陸場所の確保及び安全対策
イ　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ　その他必要な地上支援等

５．対空表示の整備

ヘリコプターによる災害対策活動を的確に実施するため、公共施設及び指定避難所施設の屋上又は屋根対空表示（ヘリサイン）を整備する。

第 13 節　広域応援計画

（総務対策部）

１．目　　的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合において、町のみの消防防災力をもってしてはこれに対処できない場合に、町内若しくは町外の防災関係機関の応援を求め、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

２．相互応援協力計画

（1）町は、災害応急措置実施のため必要があるときは、災害対策基本法第 67 条、第 68 条の規定及び「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、県及び被災地外の県内他市町村に応援を要請する。

（2）応援の種類は次のとおり。

ア　食糧、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
ウ　救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
エ　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
オ　被災者を一時収容するための施設の提供
カ　その他特に要請のあった事項

（3）応援の要請にあたっては、次に掲げる事項を明らかにして応援要請を行う。

ア　応援要請は電話、ＦＡＸその他迅速な方法で行うこととし、事後に必ず文書による要請を行うものとする。
イ　応援要請に当たっては次の事項に明確にし、応援が確実迅速にできるようにする。

（ア）被害の状況
（イ）応援を必要とする物資、資機材の品名、数量等
（ウ）応援を必要とする職種別人員
（エ）応援を要する一時収容するための施設の規模
（オ）応援場所及び応援場所への経路
（カ）応援の期間
（キ）その他必要な事項

（４）連携備蓄の応援

ア　発災当初、避難者等が多数発生し物資の供給が必要となることが予想される場合、県（本部事務局又は危機管理局）に必要となる物資の種類及び数量について報告するものとする。

イ　被災市町村を応援する市町村は、原則として県が調整して決定するものとする。

ウ　一定以上の大規模な被害が想定される場合は、連携備蓄物資が災害発生当初において必要となることに鑑み、町の被害が軽微なもの以下と判明した後、県の調整を待たずして、自主的に被災市町村を応援するよう努めるものとする。

（５）応援費用の負担

応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とするが、応援を受けた市町村が経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

第 14 節　自衛隊災害派遣要請計画

（総務対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、災害に際し、人命又は財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく自衛隊の部隊又は機関（以下「部隊等」という。）の派遣を要請する場合、その手続等を定め円滑なる実施を図ることを目的とする。

２．実施責任者

災害派遣の要請は町長が知事に対して行う。ただし、緊急時若しくは知事への連絡が不能な場合、本部長は直接部隊へ災害の状況を報告し、事後知事へ報告するものとする。

町長が不在等の場合には、次の順位で災害派遣の要請を行う。

第１位　副町長　　第２位　総務課長　　第３位　その場における最高責任者

３．災害派遣要請基準

部隊等の災害派遣要請にあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、おおむね次の基準によるものとする。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）町内で大規模の災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
（３）救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
（４）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
（５）応急措置のための医療、防疫、給水・給食、入浴及び通信支援などの応援を必要とするとき。

４．災害派遣の要請手続き

（１）知事への派遣要請

町長は、災害派遣を必要とするときは、資料編資料 85 に定める「部隊等の災害派遣要請申請書」に次の事項を記載し、知事（県危機管理局）に部隊等の派遣要請をするものとする。

ただし、事態が緊迫し、文書で申請することができないときは、電話等で通知し、事後速やかに申請書を提出しなければならない。

この際、要請事項が未定の場合であっても、時機を失することなく県に要請を求めるよう努めるものとする。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

（２）町は、（１）の要請ができない場合は、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

なお、町はその通知をした時は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

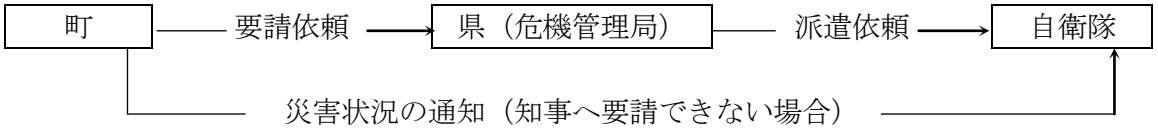

（３） 要請先（連絡窓口）については、次表のとおりである。

整理番号	機　関　名	所　在　地	ＮＴＴ回線 電話番号／ ＦＡＸ	地域衛星電話 電話番号／ ＦＡＸ
1	鳥取県危機管理局	鳥取県鳥取市 東町１-271	電話　0857-26-7878 FAX　0857-26-8137	
2	陸上自衛隊第８普通科連隊（第３科）	鳥取県米子市 両三柳 2603	0859-29-2161 内線 235　（当直 302 ）	17-5600-11 17-5600-12（当直） 17-5600-19
3	海上自衛隊舞鶴地方総監部 （防衛部第３幕僚室）	京都府舞鶴市 字余部下 1190	0773-62-2250/0773-62-3609 内線 2222 または 2223	
4	航空自衛隊第３輸送航空隊（防衛部運用班）	鳥取県境港市 小篠津町 2258	0859-45-0211 内線 231　（当直 225 ）	
5	自衛隊鳥取地方協力本部	鳥取県鳥取市 富安２丁目 89-４	電話　0857-23-2251 FAX　0857-23-2253	

（注意事項）

・派遣要請の連絡は、整理番号２「陸上自衛隊第８普通科連隊（第３科）」に対して行うことで足る。

・整理番号５「自衛隊鳥取地方協力本部」に対し、上記の連絡を依頼することができる。

・整理番号は、便宜上付したものである。

５．部隊等の活動内容

派遣された部隊等は、主として人命又は財産の保護のため町長等と緊密に連絡、協力して、支援にあたる。

○災害派遣時に実施する救援活動の一例

分類	救援活動区分	救援活動の内容
救急救助	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
応急対策	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
避難者支援	給食・給水及び入浴等	被災者に対し、給食・給水及び入浴等の支援を実施する。
	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸し付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
その他	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
	（予防派遣）	災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣する。

６．部隊等の受入れ措置

（１）受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア　宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所あるいは野営施設・車両・器材等の保管場所を準備する。

イ　連絡責任者の指名

町長は連絡責任者を指名し、派遣部隊及び県から派遣された職員との連絡にあたらせ、部隊等の活動に支障を来さないようにする。

ウ　作業計画の樹立

応援を求める作業の内容、所要人員、応急措置に必要な資器材の確保、その他について作業計画を立て、派遣部隊到着後速やかに作業開始ができ得る体制を整えておく。

（２）派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合、連絡責任者は派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

なお、作業に当たっては地元住民が積極的に協力するよう指導する。

また、部隊等は災害応急措置を行うものであって、本格的な災害復旧工事は行わないもの

であることに留意する。

７．費用の負担区分

災害派遣に際し要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めがたいものについては、町及び自衛隊、県等が協議して、その都度決定するものとする。

８．派遣部隊の撤収

町長は、派遣の必要がなくなったと認めるときは、資料編資料 86 に定める撤収要請申請書により、知事に部隊等の撤収要請を申請するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

９．部隊等に関する報告

町長は、派遣部隊等到着後、次の事項について知事あて報告するとともに、その後についても部隊等の活動状況を逐次知事に報告する。また、部隊等が撤収した後速やかに部隊等に関する報告書（資料編資料 87）により知事に報告するものとする。

（１）派遣部隊等の長の官職氏名
（２）隊員数
（３）到着日時
（４）従事している作業の内容及び進捗状況
（５）その他参考となる事項

10. 自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備

（１）被災地における空中偵察機に対する信号

記号を使用して信号を送る方法については種々にあるが、次の場合以外は状況により、その都度規制して航空機から通信筒（通信文を入れたもの）等を投下し、空対地の連絡を実施する。

要請者は、自衛隊航空隊が空中偵察をしていることを発見した場合には、１ｍ四方(基準)の旗を左右に振り連絡する。

ア　病人が発生し救助を必要とする場合　　赤旗
イ　食糧が欠乏し救助を必要とする場合　　黄旗
ウ　孤立・倒壊家屋のため救助を必要とする場合　　白旗

（２）ヘリコプター離着陸場の設定

ア　ヘリコプターの離着陸のための適地としては次のとおりである。

（ア）地盤が堅固で平坦地（勾配４°～５°以下）であること
（イ）無障害地帯（基準力項）
（ウ）回転翼の回転によってあまり砂じん等が舞い上がらない場所
（エ）大型（ＣＨ－47）離着陸場の設定地は、コンクリート、芝地で、250m以内に天幕等飛ばされる物がないこと
（オ）積雪のある場合は、無障害地帯（基準の倍）の除雪、踏固める等の準備が必要
（カ）単機着陸のために必要な広さ

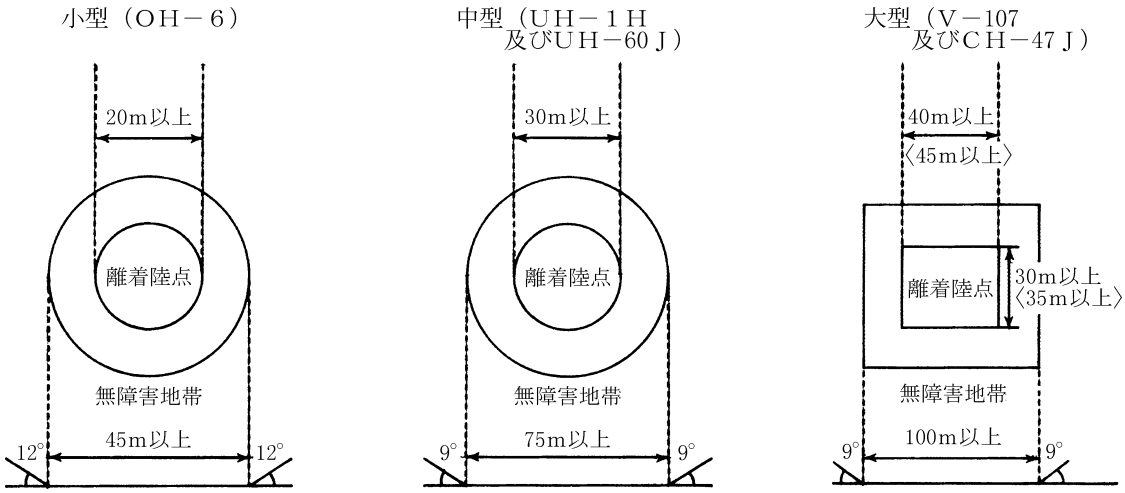

・離着陸点とは、安全容易に接地できるように準備された地点
・無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域

（キ）標　　識

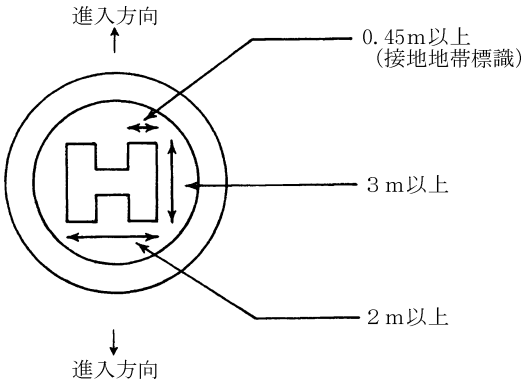

・半径２ｍ以上で石灰標示
・積雪時は墨等で明瞭に標示

（ク）吹き流し（風向指示器）

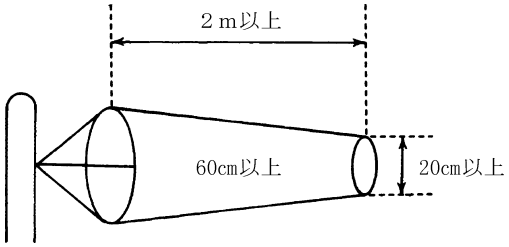

・色は背景と反対色
・大きさは基準であり緊急の場合は異なってもよい

イ　危険防止の留意事項

（ア）離着陸時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。

（イ）着陸点付近に物品等異物を放置しないこと。

（ウ）現地に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

ウ　ヘリコプター離着陸場

町内で基準に合致するヘリコプター離着陸適地の主なものは、資料編資料 48 のとおりである。

（3）飛行機による物料投下

ヘリコプター以外の航空機による空輸は技術的にも難点があるため、真にやむを得ない場合のみ、天候・地形等を考慮して行われる。

この方法による場合は、町は、自衛隊・県と協議し、その準備に当たるものとする。

第 15 節　海上保安庁への応援要請及び応援受入れ

（総務対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、大規模災害により著しい被害が発生した場合、海上での活動について鳥取県を通じて海上保安庁に協力を要請し、または県からの要請による同庁の協力を受入れ、災害応急対策の推進を図ることを目的とする。

２．応援の要請と受入れ

（1）応援要請

町長は、海上での活動について必要がある場合には、鳥取県を通じて海上保安庁に協力を要請する。

（2）受入体制

町長は、海上保安庁から協力について承諾を得たとき、または知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

ア　必要に応じて受入場所を指定し、土地及び施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ　必要に応じて関係部課職員を派遣して、町、県及び海上保安庁等相互間の連絡に当たらせる。

第 16 節　国土交通省への応援要請及び応援受入れ

（総務対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、大規模な自然災害等により著しい被害が発生した場合、又はその恐れがある場合には、県を通じて国土交通省に協力を要請し、災害情報等の交換（※１）や、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査、災害対応についての技術的助言、災害対策用機械による応急対策など、災害応急対策の推進を図る（※２）ことを目的とする。

（※１）　リエゾン（現地情報連絡員）による活動

（※２）　ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）による活動

２．応援の要請と受入れ

（1）応援要請

町長は､大規模災害により著しい被害が発生した場合､又はその恐れのある場合において、必要がある場合には、県を通じて国土交通省に要請する。

（2）受入体制

町長は、国土交通省から協力について承諾を得たとき、又は知事より救援協力決定の通知を受けたときは、以下のとおり受入体制を整備する。

ア　必要に応じて受入場所を指定し、土地および施設管理者と土地等の使用について調整する。

イ　必要に応じて関係課職員を派遣して、町、県及び国土交通省等相互間の連絡に当たらせる。

第 17 節　労働力供給計画

（総務対策部、商工対策部、民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害対策に必要な労務者及び技術者の動員を円滑に行い、もって災害対策の万全を図ることを目的とする。

２．実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者及び技術者等の動員、雇上げについては町長が行うが、町のみでは必要な労務者等を確保できない場合には、町の要請により、不足する人材については公共職業安定所に紹介を依頼し、技術者等については、関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で相互応援を実施するものとする。

３．労働者等の確保

災害対策を実施するために必要な労働者の確保については、災害時の状況に応じて適宜次の措置を講ずるものとする。

（１）災害対策実施機関の常傭労務者及び関係業者等の労務者の動員
（２）公共職業安定所への求人申込みによる人材の確保
（３）関係機関の応援派遣による技術者等の動員
（４）緊急時等による従事命令等による労務者等の強制動員

４．公共職業安定所への求人申込

（１）求人申込みの手続き

町は、必要とする人材の確保が困難な場合は、所轄公共職業安定所に次の要項を明らかにして、公共職業安定所が定めた求人申込票を提出し、紹介を依頼するものとする。

ア　採用職種　　イ　採用数
ウ　作業内容　　エ　作業場所
オ　雇用期間　　カ　勤務時間
キ　賃金額、賃金締切日・支払日　　ク　通勤・住込（宿舎の有無・維持費の負担・食事等）
ケ　残業の有無　　コ　その他必要資格等

（２）賃金の額及び負担

災害応急対策実施機関が労務者に支払う賃金の額は、原則として同地域における同種職種に支払われる額とし、その額及び負担については、関係機関と協議して定めるものとする。

５．労働者等の雇用

町関係者のみでは人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは労働者を雇用し、災害応急対策に当たるものとする。

（１）雇用手続

各対策部が労働者を必要とする場合、次の事項を明示し、農林水産商工観光対策部を通じて関係機関に依頼し雇用するものとする。

ア　雇用の理由　　イ　所要・職種別人員
ウ　作業内容　　エ　雇用期間

オ　就労場所　　カ　賃　　金
キ　その他必要な事項

（2）賃金の支払い

賃金は、原則として同地域における同種の職種に支払われる額を基準として、災害の特殊事情を考慮のうえ町長が決定し、支払うものとする。

6．労働者等の応援要請

町内での動員では労働者が不足する場合は次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に応援の要請を行うものとする。

（1）応援を要請する理由　　（2）所要職種別人員数
（3）作業内容　　（4）作業期間
（5）就労場所　　（6）賃　　金
（7）その他必要な事項

7．応援要請による技術者等の動員

町は、災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対し次の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいはあっせんの要請を行うものとする。

（1）県に対する職員派遣要請手続き

町長が、県に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

（2）内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

町長等が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣についてあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求するものとする。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

8．従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策の緊急実施のため必要がある場合には、各法律に基づき、応急業務を行う。

（1）命令の種類、執行者等

命令区分	執行者	根拠法律	対象作業	対　　象　　者

従事命令 〃 協力命令 〃 従事命令 協力命令	知　　事 町　　長 知　　事 町　　長 知　　事 〃	災対法第 71 条 第１項 〃　第２項 〃　第１項 〃　第２項 救助法第 7 条 〃　第 8 条	災害応急対策 事業 （救助法に基 づく救助を除 く応急措置） 災害救助作業 （救助法に基 づく救助）	１．災対法及び救助法による知事の従事命令（災害応急対策及び救助作業） （１）医師・歯科医師又は薬剤師 （２）保健師・助産師又は看護師 （３）土木技術者又は建築技術者 （４）大工・左官・とび職 （５）土木及び建設業者並びにこれらの従事者 （６）地方鉄道業者及び従事者 （７）軌道業者及びその従事者 （８）自動車運送業者及びその従事者 （９）船舶運送業者及びその従事者 ２．災対法及び救助法により知事の協力命令（災害応急対策及び救助作業） 救助を要する者及び近隣の者
従事命令 〃 〃	町　　長 警察官 海上保安官	災対法第 65 条 第１項 〃　第２項 〃　第２項	災害応急対策 作業 （全般）	町の区域内の住民、また当該応急措置を実施すべき現場にある者
従事命令 〃	消防吏員 消防団員	消防法第 29 条 第５項	消防作業	火災の現場付近にある者
従事命令 〃 〃	水防管理者 消防団長 消防機関の長	水防法第 24 条	水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

（注）災対法とは災害対策基本法、救助法とは災害救助法の略称である。

（２）従事命令等の執行

ア　従事命令等の執行に際しては、必要最少限度によるものとする。

イ　従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付するものとする。

（３）損害補償

従事命令又は協力命令によって災害応急対策に従事し、そのことによって死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、障がいの状態となった場合においてはその者又はその遺族等に対しては、県「災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例」により損害を補償する。

その他の損害補償は、次の法律に基づき行われる。

ア　消　防　法　　第 36 条の３

イ　災害救助法　　第 29 条

ウ　水　防　法　　第 34 条

エ　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律、海上保安官に協力した者等の災害給付に関する法律

９．労働力供給に伴う記録

労働者の動員、職員の派遣及び従事命令等により応急対策要員を確保したときは、資料編資料 79 により正確に記録するものとする。

第 18 節　水防計画

（総務対策部、産業対策部、建設対策部、町消防団）

１．目　　的

この計画は、町における洪水・津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減させるとともに人命及び財産の保護を図ることを目的とする。その内容及び実施は、水防法第７条に基づくものとする。

２．実施責任者

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たすものとする。

（１）水防管理団体

本町は、県知事により指定水防管理団体に指定されている。町区域における水防は、水防法第３条第１項の規定により、水防管理団体の水防管理者である町長が、町水防計画に基づき実施するものとする。

（２）水防機関の責任

水防管理団体（町）は、水防対策に当たり、町消防団と連携する。

（３）地元居住民の責任

水防法第 24 条の規定により水防管理者、水防団体又は消防団長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力する。

３．水防組織

（１）水防本部の設置

水防上必要と認められるときには、水防本部を設けることができる。

（２）組　　織

ア　水防本部長は町長をもって充て、事務局は総務課内におく。事務局長は総務課長とする。

イ　町における水防活動については消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもって充てる。

その組織等本編第２章第 11 節「消防計画」によるものとする。

４．重要水防区域

町における水防上重要な区域は、資料編資料 13 のとおりである。

５．水防警報

（１）警報の種別と対象河川

水防法第 16 条の規定により国土交通大臣及び県知事が経済上最も重大なる損害を生ずるおそれがあると認められる河川に対し、水防警報を発令する。

（２）水防警報の連絡系統

水防警報が発令された場合の連絡系統は次のとおりである。

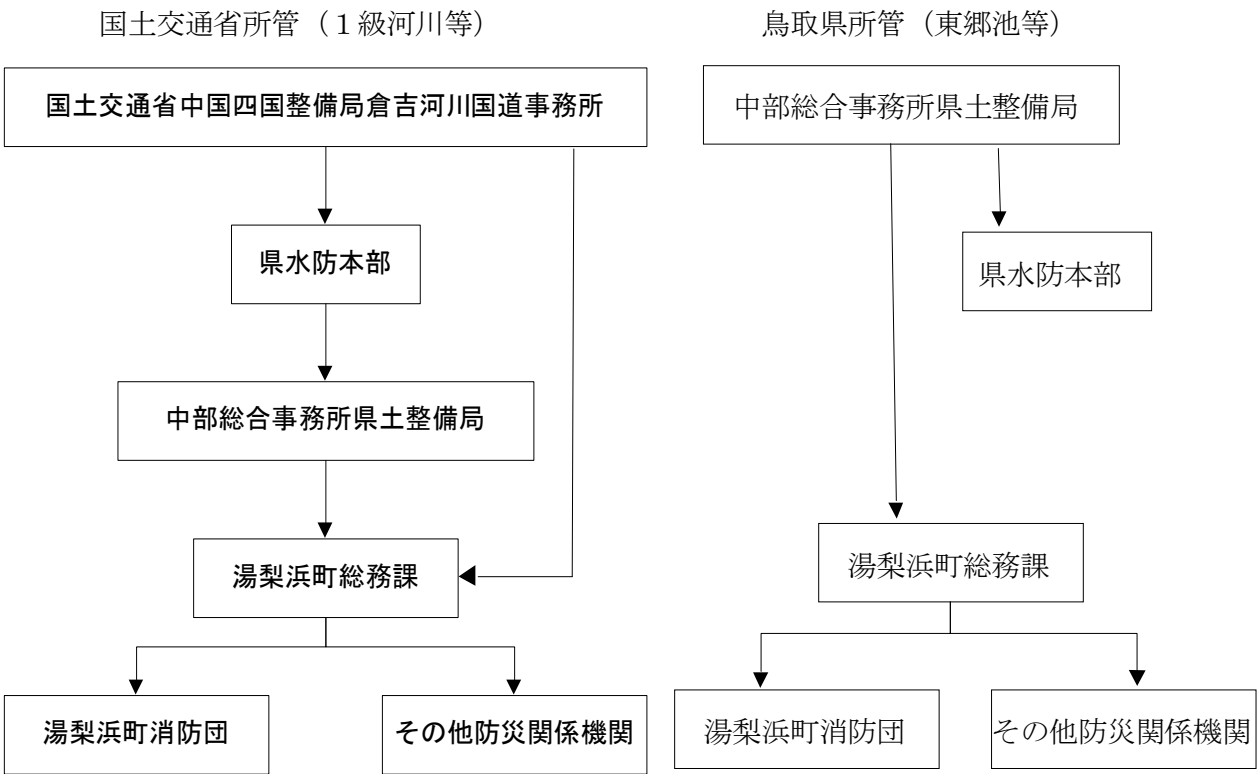

６．水こう門操作並びにダム・貯水池等の水防対策

（１）実施責任者

水こう門・ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

（２）水こう門・ため池等の現況

水こう門等の現況は、資料編資料 17 のとおりである。

（３）予防体制

水こう門・ため池等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ、水こう門を閉じ、ため池については下記のため池維持管理要領にしたがい、必要の措置をとるものとする。

７．水防用資材

（１）水防用資材の備蓄

水防用資材は災害時、この資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るように、水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設に常に備蓄しておくものとする。

（２）水防資材の整備

ア　倉庫内の資材について、総務課は随時調査し、緊急時に役立つよう整備しておく。

イ　補充資材確保のため水防区域の資材業者とも協議し、資材の不足を生じた場合は、速やかに補給できるよう準備をしておく。

（３）水防資材の取り扱い

ア　水防資材は、水防以外のいかなる工事にも使用することは許されない。

イ　資材の受払については、帳簿を備え常に正確に記入しておく。帳簿の様式は資料編資料 18 のとおりである。

ウ　資材を使用したときは５日以内に総務課に報告する。

（４）備蓄場所

水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設の設置場所、備蓄資材の状況は資料編第 19 表のとおりである。

８．水防信号

水防法第 20 条の規定により、水防団の水防信号は下記の二種とする。

（１）出動信号

水防団員及び消防団員全員出動。

（２）危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

〇水防信号

種　　別	打　　鍵　　信　　号	サイレン信号
出動信号	○－○－○　　○　　○－○－○　　○ ３　点　と　１　点　の　斑　打	○－　　○－ 10 秒　10 秒　10 秒
危険信号	○－○－○－○－○　　○－○－○－○－○ ５　　連　　打	○－　　○－ 30 秒　30 秒　30 秒

９．決壊後の通報並びに決壊後の処理

堤防、その他の施設が決壊したとき等で、地域住民の緊急避難を要するときは、水防法第 25 条の規定により、町長又は消防機関の長は、直ちにその旨本章第 10 節「避難計画」により地域住民に伝達するとともに、中部総合事務所県土整備局長並びに氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。

また、水防法第 26 条の規定により、決壊後といえども氾濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

10. 避難のための立退き

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条の規定により町長は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。町長が指示をする場合は、地元警察署長にその旨を通知しなければならない。

町長は、地元警察署長と協議の上事前に立退き計画を作成し、予定立退き先及び経路等を調査し万全の措置を講じておくものとする。

11. 水防解除

町長は、水位が通報水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、管轄県土整備局長に対しその旨を報告するものとする。

12. 水防てん末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す様式（水防活動実績表、水防活動による使用（消費）資材費内訳、資料編資料 20）により、遅滞なく県土整備局長に報告するものとする。

13. 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。

各水防管理団体においては、毎年１回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

14. ため池維持管理要領

（1）平常時の管理

ア　毎年１回以上草刈り及び草焼きを行い、草刈後はよく法面を踏みしめる。

イ　法面で滑った畑等を耕作させない。

ウ　漏水には特に注意し、ひ管部、余水吐尻を検査する。

エ　毎年１回堤の縦断測量を行い、天端の沈下を認めたときは速やかに盛土する。

オ　放水路が堤体を洗堀しないか検査する。

カ　余水吐には流水の妨げとなるものを置かない。

キ　地震、洪水等の変事の後は全体にわたり検査する。

ク　流域を踏査して山くずれのおそれがないか確かめておく。

（2）非常時の対策

ア　監視人を部署に配置する。

イ　時間雨量 30ｍｍ以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

（ア）樋管を抜くこと（取入口の樋を閉塞し得る場合は閉めること）。

（イ）流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

（ウ）流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は、流域に山くずれなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。更に水位上昇が予想される場合には関係住民、消防団に対して土嚢・むしろ等水防資材の準備を依頼する。

（エ）余水吐が計画溢流水深に達した場合には、町長に急報するとともに関係地区、消防団等に急報し、流心の方向に当たる地区は避難の準備をする。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれがある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難指示を伝達する。

（オ）計画溢水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合には町長に急報し、その指示により下流地区に避難指示を伝達するとともにその安全を確認のうえ仮余水吐を切開し、堤の安全を図るものとする。

（カ）放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

（キ）水位の上昇度を 15 分ごとに調べる。

（ク）その他急変の場合は早急に連絡する。

ウ　監視人からの急報を受けた場合関係地区、消防団は土嚢・むしろ・なわ・杭等あらかじめ用意した応急資材をもち現地に急行する。

エ　洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

水こう門、用排水樋門、ため池、貯水池等は「鳥取県水防体制」を参照のこと。

オ　中部総合事務所（農林局）は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

15. 樋門操作要領

（1）操作の方法

ア　排水樋門は、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

イ　用水等の樋門は、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

（2）警戒体制

洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

（3）警戒体制における措置

警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

ア　操作員の配置
イ　樋門の操作のための点検
ウ　その他樋門の管理上必要な措置

（4）警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第 19 節　機械資機材の調達計画

（建設対策部）

１．目　　的

この計画は、災害に際し、必要資機材の現況把握、緊急使用等について定め、応急対策を円滑に実施することを目的とする。

２．実施責任者

町及び町内の建設業者等が保有する建設機械等の現況把握は町長が行う。

３．緊急使用のための調達

一次的には町保有のものを利用するが、機械力が不足することが予想される場合は建設業者等の保存する建設機械等の借上げを行う。

このため、あらかじめ借上げ順位・手段及び費用負担等について建設業者と協議しておくものとする。

４．応援要請

町だけでは建設機械の充分な確保が不可能な場合は、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し、応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（第 14 節参照）も考慮する。

（1）応援を必要とする理由
（2）機械の種別、性能、台数
（3）作業内容
（4）就労予定期間
（5）運転操作員の有無
（6）その他必要なる事項

５．建設機械等の現況

建設機械を保有する町内の建設業者は、資料編資料 24 のとおりである。

第 20 節　災害救助法の適用

（民生対策部）

１．災害救助法の適用

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次に掲げる災害救助法の適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法の適用申請を県に対して行うものとする。

知事が救助に関する職権の一部を町長に委任したときは、町長が救助を実施する。

２．適用基準

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本町における適用基準はおおむね次のとおりである。

（１）規　　模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（町で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

（２）適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項（災害救助法施行令第１条第１項各号）	基　　準	具体例等（町の人口：15,000 人以上 30,000 未満）
第１号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	50 世帯
第２号	県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	25 世帯
第３号前段	県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数…５世帯以上
第３号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【厚生労働省令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること	多数の世帯…５世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合
第４号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として厚生労働省令で定める基準に該当するとき 【厚生労働省令で定める基準】 （１）災害が発生し、又は発生するおそれ	・交通事故により多数の者が死傷した場合 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した

	のある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること （２）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること 特殊の補給方法：ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食糧等の補給等	場合 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生） ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

（３）滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

① 全壊（又は全焼・流失）住家１世帯で、住宅滅失１世帯として換算
② 半壊（又は半焼）住家２世帯で、住家滅失１世帯として換算
③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家３世帯で、住宅滅失１世帯として換算

３．適用手続

（１）災害に際し、町域における災害が前記「２・（２）災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

（２）災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

○災害救助法の適用手続

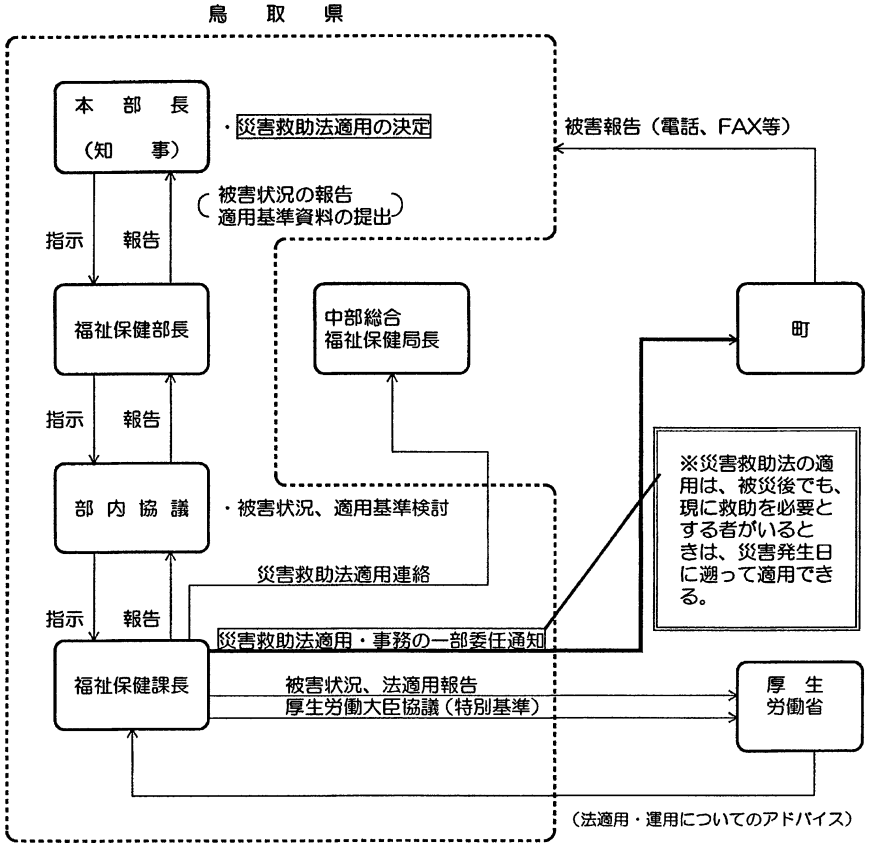

４．救助の実施

（１）実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県がこれを行い、町は県が行う救助を補助するものとする。

（２）救助の種類

ア　避難所、応急仮設住宅の設置
イ　食品、飲料水の給与
ウ　被服、寝具等の給与又は貸与
エ　医療、助産
オ　被災者の救出
カ　住宅の応急修理
キ　学用品の給与
ク　埋葬
ケ　遺体の捜索及び処理
コ　住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

第 21 節　食糧供給計画

（民生対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、被害地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な数量の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

２．実施責任者

食糧供給の実施は町長が行う。ただし、町で対処できないときは町長は、他市町村又は県に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、炊き出し又は食品の供与については知事が行う。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、発災直後から町の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

３．供給の実施及び供給にあたっての留意事項

（１）連携備蓄の供給

町は、災害時には、応急用米穀割当申請や食糧品の販売店からの調達のほか、連携備蓄等により自ら備蓄する食糧を供給、給食するものとする。

（２）不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア　供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、指定避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

イ　供給食糧の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから被災地の実情に応じ選定する。この際、粉ミルク及び離乳食、

お粥等のやわらかい食品、アレルギー対応の食糧など、避難行動要支援者等への配慮に努める。

ウ　供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

エ　供給食糧の調達

（ア）町内販売業者等から必要な食糧の調達を行う。

（イ）（ア）によっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して食糧の供給を依頼する。

ａ　町長は、中部総合事務所農林局を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

ｂ　町長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省生産局農産部貿易業務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

［生産局農産部貿易業務課の連絡先］

電話番号 03－6744－1354

オ　一時集積（保管）場所の決定

供給物資の輸送先は、基本的には指定避難所とするが、指定避難所とは別に食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

（3）輸　　送

ア　輸送実施者

食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

イ　引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

ウ　集積場所の確保

町は、食糧の引受のためのスペースを確保する。

エ　一時保管

食糧を指定避難所等に対し即時供給する場合がない場合又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

オ　他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的な輸送するために、食糧と生活必需物資等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

（4）配分、炊き出し

ア　配分に係る責任者の配置

町は、指定避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ定めておく。

イ　炊き出し要員の確保

町は、炊き出しにあたっては、民生対策部員のほか、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保して実施する。

ウ　配分、炊き出し等の住民への周知

町は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、あらかじめ対象住民に対して周知する。

食糧の供給に当たっては、指定避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意す

る。

エ　避難行動要支援者への優先配分

配分にあたっては、避難行動要支援者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

オ　自衛隊への支援要請

自衛隊への炊き出し支援を要請する場合には、本章第 14 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

（5）食糧の衛生管理体制

供給食糧については、その衛生状態に十分留意して管理するものとする。

4．災害救助法が適用された場合における食糧の給与

（1）給与を受ける者

炊き出しその他による食品の給与は、指定避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行う。

（2）実施期間の基準

災害発生の日から７日以内とする。被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限度の期間を延長することができる。

（3）費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 22 節　衣料生活必需物資供給計画

（民生対策部、商工対策部）

1．目　　的

この計画は、災害時において被災者に配給する衣料生活必需品の確保と供給を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

2．実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品（以下この章において「救助物資」という。）の給与又は貸与の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事がその救助の全部又は一部を実施する。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

3．救助物資の確保、調達及び配分の措置

（1）備蓄物資の供給

町は、災害時には、衣料生活必需品の販売店からの調達のほか、自ら備蓄する衣料生活必需品を供給するものとする。

（2）不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア　供給対象者数の確認

町は町内の被災者数、指定避難所への避難者数等に関する情報を収集、把握し供給対象者数を概算する。

イ　供給物資の品目及び数量の決定

町は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服、寝具、その他生活必需品の品目及び必要数を決定する。

ウ　供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ、決定するものとする。

エ　供給物資の調達

（ア）町内販売業者等から必要な物資の調達を行う。

（イ）（ア）によっても必要量が得られない場合には、災害対策基本法第 67 条、第 68 条及び相互応援協定により県あるいは県内市町村に対して物資の供給を依頼する。

オ　一時集積（保管）場所の決定

指定避難所とは別に物資の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的であると判断した場合には、一時集積場所を定め、関係機関に周知する。

（3）輸　　送

ア　輸送実施者

救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を送り出す者に依頼するものとし、輸送にあたっては、町は、輸送実施者に対して輸送日時、輸送先、輸送航路や交通規制に係る情報、引受責任者を連絡し、円滑な実施を図る。

イ　引受要員の確保

町は、物資の輸送先に引受要員を配備する。町が配備できないときは、県に要員の確保を要請する。

ウ　集積場所の確保

町は、物資の引受のためのスペースを確保する。

エ　他の輸送物資との関係

必要な物資を効率的に輸送するために、生活必需物資と食糧等をあわせて輸送することが適当と判断した場合には、合送を依頼するものとする。

（4）保　　管

ア　物資を指定避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、一時保管するものとする。

イ　町長は、救助物資の引継ぎを受け、配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

ウ　被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前記と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

（5）緊急調査及び監視

町は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するため、町内商工会等の協力を得て、呼びかけを行う。

〇災害時の物資ニーズの目安

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	風水害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		＊冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
２～３日目	高	食糧品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り、用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	＊冬季 暖房機器、燃料 ＊夏季 冷房機器、反射シート ＊出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
４日目以降	高	食糧品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

※　季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

※　避難行動要支援者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

※　地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

４．災害救助法が適用された場合における救助物資の供給の実施基準

（１）給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住

することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（2）救助物資給貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

（3）費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 23 節　給水計画

（水道対策部）

１．目　　的

この計画は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水の供給を図ることを目的とする。

２．実施責任者

被災者に対する飲料水の供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資器材の応援を要請する。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、知事がその救助の全部又は一部を実施する。知事から権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合にあっては町長が行う。また、災害発生直後から飲料水等の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

３．実施の方法

給水は県・保健所等の指示に基づき、消防機関・区長等の協力を求めて実施する。

（1）実施の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって供給し、又は確保するものとする。ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

ア　ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）

イ　災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）

ウ　被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。

エ　可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。

（2）不足分に係る供給要請、調達

町は、備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

ア　自衛隊への給水支援を要請する。

イ　ボトルウォーターの調達を行う。

ウ　応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町など各要請機関との調整を行う。

エ　給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関に要請する。

（3）留意点

ア　飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。

イ　飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤により適切に処理する。
ウ　住民に対して節水の励行を呼びかける。
エ　県と連携し、上水道の早期復旧を図る。
オ　水の供給は、可能な限り、避難行動要支援者、指定避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
カ　飲料水の供給に当たっては、指定避難所以外の住民についても留意する。

４．給水量等の基準

（１）供給対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

（２）供給量

１人１日３ℓ以上を目安とする。

なお、感染症法による場合は、１人１日 20ℓ（ただし、異常大災害の場合は３～５ℓ）とする。

５．給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難な場合には、次の事項を明示し、県又は隣接市町等に対して応援要請を行うものとする。

（１）給水対象地区・人口
（２）１日の必要量
（３）水源の要請
ア　水源からの給水・運搬について
イ　取水日時及び期間
（４）給水機材の要請
ア　品目別必要数量
イ　必要とする日時及び期間
ウ　機材の運搬について
エ　集積場所
（５）給水全般に対する要請
ア　給水日時
イ　給水場所
ウ　地区の給水受入体制について
エ　その他
（６）その他必要なる事項

６．給水用資機材の調達

給水のための必要な容器等については調達に努めるものとする。

７．給水実施に伴う記録

給水を実施した場合は、災害救助法に基づく資料編資料 45 の様式により正確に記録する。

８．災害救助法が適用された場合における飲料水の供給の実施基準

（１）供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

（２）救助物資給貸与の期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。

（3）費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 24 節　入浴計画

（民生対策部、水道対策部）

1．目　　的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

2．実施方法

（1）実施機関

町は、公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給を実施する。被害が甚大で町のみで対処できない場合は、県（中部総合事務所）に入浴対策の支援を要請する。

（2）実施の方法

町は以下の方法により、入浴支援を行う。

ア　自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。

イ　鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。

ウ　公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。

（ア）浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。

（イ）仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

（ウ）浴場用水が不足する場合は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保する。また町は、被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3．広　　報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、町、県及びその他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第 25 節　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

（民生対策部、建設対策部）

1．目　　的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住することができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設及び応急修理をほどこし、生活再建の場を確保することを目的とする。

２．実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

３．災害救助法による住宅の応急仮設

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

（１）実施者

知事が行うものとする。ただし、知事が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、町長に委任する。

（２）対象者

ア　住家が全壊、全焼又は流出した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

（３）入居者の決定

知事が町長の意見を聴いて決定する。なお、町長に権限を委任した場合は、町長が行う。

町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を決めて、知事に調査書を提出するものとする。

（４）建設戸数

災害の規模によりその都度決定する。ただし、災害救助法が適用された場合、救助費支弁の対象戸数は全壊（焼・流失）世帯の３割以内である。

なお、これにより難い場合は設置戸数の限度引上げを知事あて申請する。

（５）建設用地の選定

町長は、用地の選定・確保を行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等から優先する。

（６）建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間の延長を知事に対して申請する。

（７）応急仮設住宅の管理及び供与期間

管理は町長が、知事の委託を受けて行うものとする。被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から２か年以内とする。しかし特殊事情により存続する場合は、必要に応じ一般の低家賃住宅としての措置を講ずる。

入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

（８）応急仮設住宅の規模及び費用の限度

県が定める基準及び基準額に準ずる。

（９）応急仮設住宅建設に伴う記録

応急仮設住宅を建設した場合には、災害救助法に定める資料編資料 46 の様式によりその記録を正確に行う。

(10) 応急仮設住宅建設の留意事項

ア　被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。

イ　一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。

ウ　応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、

居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

エ　ウの施設の１施設当たりの規模及び設置のため支出することができる費用は、知事が別に定める。

オ　応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

４．災害公営住宅の建設

（１）町は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。

（２）なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の３割以内について、３分の２の国の補助を得ることができる（公営住宅法第８条）。

ア　地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）被災地全域で 500 戸以上

（イ）一市町村の区域内で 200 戸以上

（ウ）区域内の住宅戸数の１割以上

イ　火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき

（ア）被災地全域で 200 戸以上

（イ）一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上

５．災害救助法による住宅の応急修理

災害により住家が破損し居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対して行う。

（１）実施者

町長が現物をもって実施するものとする。

なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

（２）対象者

ア　住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者。

イ　自らの資力では応急修理ができない者。

（３）応急修理の実施方法

ア　修理家屋の選定は、知事が町長の意見を聴いて決定する。

町長は、民生児童委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を知事に提出するものとする。

イ　修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。

（４）応急修理の規模

応急修理の規模については、特に修理部分の面積の制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

（５）応急修理の期間

応急修理は、災害発生の日から１か月以内に完成するものとする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、期間延長を知事あて申請する。

（６）費用の限度

県の定める基準額に準ずる。

（７）住宅の応急修理に伴う記録

住宅の応急修理を行った場合、災害救助法に定める資料編資料 47 の様式により正確に記

録する。

（８）事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

６．鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用　※H29 改定内容に修正

町は、鳥取県被災者住宅再建等支援条例に基づく基金の積立に拠出を行うものとし、災害時には被災した町民に対し、制度の利用をあっせんするものとする。

（１）条例適用の要件

ア　対象となる自然災害

（ア）県内で 10 戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

（イ）１の市町村の区域において５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

（ウ）１の集落においてその世帯数の２分の１以上で、かつ、２以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

（エ）（ア）から（ウ）に掲げるもののほか、被災地域における地域社会の**維持が困難になる**おそれのある被害が発生した自然災害

※水害による被害に関しては、国制度に準拠し「3 の床上浸水世帯をもって、1 の世帯の住宅の全壊とみなす」旨を規定する。床下浸水については、本制度の対象としないことを規定する。

イ　被災者住宅再建等支援金支給対象

（ア）全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

（イ）全壊世帯の居宅の補修

（ウ）大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

（エ）大規模半壊世帯の居宅の補修

（オ）半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

（カ）半壊世帯の居宅の補修

（キ）一部損壊世帯の居宅の補修

（ク）住宅に重大な被害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

（ケ）その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※全壊世帯：指定自然災害により居住する住宅が全壊した世帯、又は半壊（居宅の敷地に被害が生じた場合を含む。）し、被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第２条第２号ロの事由により当該居宅を解体し、又は解体されるに至った世帯、若しくは法第２条第２号ハの事由により、当該住宅が長期にわたり居住不能となることが見込まれる世帯。

※大規模半壊世帯：指定自然災害により居宅が半壊し、法第２条第２号ニに規定する大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる世帯。

※半壊世帯：指定自然災害により居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は損壊割合が 20 パーセント以上のもの（全壊世帯及び大規模半壊世帯を除く。）

※一部損壊世帯:指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の被害割合が 10 パーセント以上 20 パーセント未満のもの

ウ　被災者住宅再建等支援金の対象となる住宅及び擁壁等

1)所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅

2)契約により借り主が補修することとされている賃貸住宅

3)長期間の借家であって借り主が補修することが慣例となっている賃貸住宅
4)中小事業者等が所有する賃貸住宅

エ　被災者住宅修繕促進支援金支給対象
（ア）小規模な損壊の居宅の補修の促進
指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者(被災者住宅再建等支援金の交付を受けるものを除く。)

（2）支給条件
下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額
住宅再建等支援金　支給対象アの場合	3年	2年	300万円
〃　イの場合			200万円
〃　ウの場合			250万円
〃　エの場合			150万円
〃　オの場合	2年	1年	100万円
〃　カの場合			100万円
〃　キの場合			30万円
〃　クの場合			100万円
住宅修繕促進支援金	1年	1年	2万円
その他	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

（3）鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務
ア　県
鳥取県被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
イ　町
住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

7．住宅関連施策

その他、災害により被災した町民のために町及び県等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の町民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給(※)	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 ＜融資限度額＞ 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）	県（住宅政策課）

名　　称	措置等の概要	窓口、問合せ先
	と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う。	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる。	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助＜補助限度額＞ 月額３万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助＜補助限度額＞ 月額３万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 350 万円（10 年以内に償還、６年間無利子）	県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、寡婦あるいは 40 歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 住宅改築等資金として 200 万円（６年間無利子）	県（青少年・家庭課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の当否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、１年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる。	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成 12 年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第 26 節　医療（助産）救護計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療（助産）の途を失った場合、町、県その他関係機関が医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

２．実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村、県

又は鳥取県中部医師会等にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

３．医療救護活動

（１）町はあらかじめ指定避難所等（学校、地区公民館、その他の指定避難所、災害現場等）に救護所を設置し、町内医療機関又は鳥取県中部医師会に対し救護班の派遣要請を行う。

（２）町は災害の程度により必要と認めたときは、県（医療救護対策支部）に対して救護班及び保健師の派遣等救護活動につき協力要請する。

（３）町は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織へ参加するものとする。

４．医療及び助産の実施

医療・助産の実施は町内の医院等の医療関係者をもって救護斑を編成し、医療及び助産の実施に当たる。

救護班の編成は次の基準によるものとし、町内で編成する救護班は資料編資料 49 のとおりである。

（１）救護班の業務内容

ア　診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）

イ　処置、手術、その他の治療及び施術

ウ　薬剤、又は治療材料の支給

エ　看　　護

オ　後方医療機関への患者の収容

（２）医療（助産）救護班の構成基準

ア　医　師：１人　　イ　看護師：２人

ウ　薬剤師：１人　　エ　業務調整員：１人

（３）薬剤師会による薬剤師の派遣

救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

５．医療品等の確保

医療・助産実施に必要な医薬品及び衛生資材の確保について、町内で調達不可能な場合には次の事項を明示し、中部総合事務所福祉保健局及び隣接市町に要請するものとする。

（１）品目別必要数量

（２）必要日時

（３）運搬方法について

（４）集積場所

６．傷病者等の搬送

町は、救護所における初期治療では対応しきれない中等傷患者及び重症患者を後方医療機関へ搬送する。

（１）搬送は原則として、鳥取中部ふるさと広域連合消防局が行うものとするが、消防局の救急車が確保できない場合は、町及び救護班等で確保した車両により行うものとする。

（２）次の場合には、ヘリコプター等を活用して搬送を行うほか、状況に応じて県に対して自衛隊の派遣要請依頼等を行う。輸送の方法等の詳細については、本章第 32 節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

ア　道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合

イ　傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合

ウ　病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合

エ　傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
オ　その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
（3）重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。

7．鳥取中部ふるさと広域連合消防局の救急隊の役割

救護班や医師等の到着に先立ち現場への到着が見込まれる消防局の救急隊(救急救命士)は、災害の規模や傷病者の状況、傷病者搬送との優先度等を勘案しつつ、救護班が到着するまでの間の応急的な措置として、必要かつ可能な範囲で現場での救命措置や、初期のトリアージを実施するものとする。

8．住民に対する健康相談等の活動内容

町は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。また、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当てが必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

（1）巡回健康相談等の実施
ア　町は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
イ　応援が必要と判断した場合には、県に対して巡回健康相談チームの派遣を要請する。
ウ　医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
エ　町は、巡回健康相談を行うにあたり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努める。
オ　インフルエンザ等の流行予防のため、指定避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

（2）こころのケアに関する情報提供
町は、県（精神保健福祉センター、中部総合事務所福祉保健局等）と連携してこころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。
また、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

（3）児童生徒への対応
町は災害時における児童生徒への対応として、次の措置をとるものとする。
ア　学校における健康相談活動の実施
イ　被災児童に対するメンタルケアの実施
ウ　状況に応じて専門家を派遣

（4）子どものこころのケアチームの派遣要請
町は、必要に応じ、県（児童相談所等）が編成する子どものこころのケアチームの派遣を要請し、指定避難所やこども園等の巡回、指定避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、指定避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

9．救護班等による医療活動ができない場合

救護班等による医療・助産活動ができない場合には、資料編資料 51 の医療機関に町長が交付する医療券若しくは助産券を持参して受診すること。

10．救護活動に伴う記録

救護活動を実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料 54 の様式により正確な記録を行うものとする。

11. 災害救助法が適用された場合における医療及び助産の実施基準

（1）対象者

ア　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ　災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者で助産の途を失った者

（2）医療及び助産の範囲

ア　医療の範囲

（ア）診　　察

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看　　護

イ　助産の範囲

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

（3）実施期間

医療については、災害発生の日から 14 日以内(助産にあっては災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者に対して、分べんした日から７日以内を原則とする。)

なお、災害救助法が適用され、この期間内に完了することができない場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

（4）費用の種別及び内容の基準

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 27 節　防疫計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

２．一般防疫

（1）実施責任者

ア　災害地における防疫は、町長が実施する。ただし、町長が実施できないか又は実施しても不充分であると認めるときは、感染症法又は予防接種法の規定による必要な措置は知事が行う。

イ　町の被害が甚大で町のみで実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

（2）防疫の実施

災害対策本部未設置の場合にあっては、町防疫対策本部を設置し、これに次の各係を設けるものとする。なお、災害対策本部が設けられた場合はこれを本部に吸収するものとするが、この場合にあっても未設置の場合に準じて実施する。

ア　総務記録係　　イ　情報連絡係

ウ　資材係　　エ　消毒係

オ　給水清掃係（検水調査）　　カ　検病調査係

（注）係の編成は、業務の重複を避けるため適宜兼務することができる。

（3）防疫業務

ア　物件に係る措置の方法

町は、知事の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域について物件に係る措置の方法を実施する。この場合道路、溝きょ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。

実施要領は、感染症法施行規則第 16 条に定めるところによるものとする。

イ　避難所の防疫指導

多数の者が避難した指定避難所は衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。

（ア）感染症等発生状況調査　　（イ）物件に係る措置の方法、消毒の実施

（ウ）集団給食の衛生管理　　（エ）飲料水の管理

（オ）その他施設内の衛生管理

ウ　患者等に対する措置

（ア）被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は病原体保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。

（イ）交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。

（ウ）やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

エ　消毒方法

（ア）町は、知事の指示に基づき、速やかに消毒方法を実施するものとし、実施要領は感染症法施行規則第 14 条に定めるところによるものとする。

（イ）消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、使用便利の良い場所に配置する。

オ　ねずみ属、昆虫等の駆除

（ア）町は、知事の定めた地域内で知事の命令に基づき、ねずみ属、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第 15 条に定めるところによるものとする。

（イ）ねずみ属・昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図るものとする。

カ　生活の用に供される水の供給

町は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示及びその期間中、生活の用に供される水の供給を県に要請する。

（4）防疫用薬剤及び器具の確保

消毒剤・薬剤散布用器材の調達先は、資料編資料 68～70 のとおりである。

3．食品衛生対策

災害時の伝染病発生及びその蔓延を防止するため、県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、その指導に当たり、事故発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

（1）指定避難所に対するもの

ア　手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起

イ　被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

（2）炊き出し施設に対するもの

ア　給食用施設の点検

イ　給食に用いる原材料、食品の検査

（3）営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実情を的確に把握するとともに在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、消失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

４．家畜防疫

（1）災害発生に伴う家畜伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号)の規定に基づき、倉吉家畜保健衛生所に協力し検査、注射、薬浴又は投薬等の処置を行う。

（2）町長は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しゃ断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

第 28 節　清掃及び死亡獣畜処理計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害発生時における廃棄物による環境汚染を防止し、２次的被害を防止するため、被災地のごみ等の効率的な収集処分の方法を定め、被災地の環境浄化を図ることを目的とする。

２．実施責任

（1）被災地の清掃は、町長が実施するものとする。

（2）町のみで処理することが困難な場合は、知事に連絡し、他の市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

（3）道路・河川等の施設内の障害物は、施設の管理者が実施するものとする。

○廃棄物別の整理表

廃棄物の種類	処理実施者	備　　考
生活ごみ	町	本節により処理 ・一般的な可燃ごみ、不燃ごみ等
災害廃棄物	町	本節により処理 ・損壊家屋、損壊家具等
災害廃棄物（土砂等）	町	第 31 節「障害物の除去計画」参照 ・家屋等に流入した土砂等
し　　尿	町	第 28 節「トイレ対策計画」参照 ・便槽に蓄積したし尿等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	第 31 節「障害物の除去計画」参照 ・道路上に転落した岩石等

３．障害物の除去

（1）清掃の実施組織

町は、廃棄物の処理を行うため清掃班を編成する。その編成はおおむね次の基準によるものとする。

ア　ごみ運搬車：１台　　イ　運転者：１名

ウ　作業員：５～８名　　エ　所用器具：フォーク、スコップ、鳶口等

（注）作業員については、奉仕団の活用又は人夫に雇い上げ等を考慮すること。

（２）応援を求める手続き

ア　町長は、町の能力のみで実施が困難と認められるときは、倉吉保健所長に対し応援を求め、又は他の市町村長に応援を求めて実施するものとする。

イ　前項の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

（ア）清掃業務の種別　　（イ）清掃所要地域

（ウ）清掃期間　　（エ）応援を求める人員、機材

（オ）その他参考事項

４．処理方法

（１）生活ごみの処理

ア　ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。このため、町長は、処理方法及び予定場所をあらかじめ定めておくものとする。

イ　町は、処理方法及び予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

自らの処理能力を超える状況となったときは、県又は他市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）
野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外とする。

（２）災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記（１）に準じて行う。

（参考）環境省においては、震災廃棄物対策指針と水害廃棄物対策指針を定めており、各指針では以下のとおり位置付けている。
水害廃棄物対策指針による「水害廃棄物の特徴」
（１）粗大ごみ等（水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ）
・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが大量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。
・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
（２）し尿等（水没したくみ取り層や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからのくみ取りし尿）
・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
（３）その他（流木等）
・洪水により流れてきた流木やビニール等、平常時は町で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

（３）災害廃棄物処理の留意事項

町及び鳥取中部ふるさと広域連合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

ア　災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業

イ　特に必要と認めた仮設トイレ、指定避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく指定避難所の開設期間内のもの。

５．死亡獣畜の処理計画

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

（１）実施責任者

ア　死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行うものとする。

イ　所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施するものとする。

（２）処理の方法

ア　移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却等の方法で処理する。

イ　移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理するものとする。

６．一般廃棄物処理業者の状況

町内における一般廃棄物処理業者の状況は、資料編資料 61 のとおりである。

第 29 節　トイレ対策計画

（民生対策部、水道対策部）

１．目　　的

この計画は、災害発生地における被災者のトイレを確保するため定めることを目的とする。

（１）仮設トイレの設置、維持
（２）携帯トイレの配付
（３）既存トイレの復旧、維持
（４）地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進

※以下、本節において、次のとおり記載する。
仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】
携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータプルトイレ】
又は携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】
既存トイレ：災害発生前から住居、公共用施設等に設置されているトイレ設備

２．実施責任

（１）被災地のし尿の収集及び処理は町長が実施するものとする。
（２）仮設トイレの設置は町が行う。
（３）携帯トイレの調達及び配付は、町が実施するものとする。
（４）町が実施する業務について、町のみで処理することが困難な場合は、県又は県外の市町村に応援を要請するものとする。

３．応援を要請する手続き

（１）し尿処理の応援

町がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

ア　処理が所要な地域　　イ　期　　間
ウ　応援を求める人員、機材　　エ　応援を求める業務の範囲
オ　その他参考事項

（２）仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

ア　町が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
（ア）設置予定地域　　（イ）設置予定期間
（ウ）必要な台数又は使用する人数　（エ）その他参考事項

イ　町が携帯トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。
（ア）設置予定地域　　（イ）設置予定期間
（ウ）必要な台数又は使用する人数　（エ）その他参考事項

４．し尿処理の実施方法

（１）実施組織

町は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

（２）収集及び処理の方法

ア　し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。
イ　し尿処理場が機能しない時、やむを得ない場合は、町は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。
ウ　町は、上のイの場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

エ　町は、水道や下水道の被害状況、指定避難所の開設状況及び仮設トイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

５．仮設トイレの設置及び維持管理の方法

仮設トイレの設置に当たっては、指定避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

設置後の、簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り指定避難所の生活者が自ら管理を行い、円滑なトイレの使用ができるよう、協力を求めるものとする。

（１）応急対応

ア　町は、指定避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、指定避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

イ　町は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

ウ　町は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを借り上げ、指定避難所に配置する。

エ　町は、仮設トイレに必要となる消耗品の配布を行う。

オ　町は、平素から仮設トイレの借上げルートを確保しておくものとする。

（２）設置の基準

ア　町は、指定避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道の普及率等に応じた仮設トイレの需要数量を平素から定め、把握しておくものとする。

イ　仮設トイレの設置の必要が生じた場合、町は、前項で定めた需要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

６．携帯トイレの配布及び調達の方法

（１）被災の状況に応じ、指定避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。

（２）被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。

（３）町は、携帯トイレに必要となる消耗品の配布を行う。

（４）町は、平素から携帯トイレの備蓄を行うとともに、非常時の調達ルートを確保しておくものとする。

（５）町は、必要に応じて指定避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。

（６）収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、町が処理する。

７．トイレ対策の留意点

町長はトイレ対策について、次の点に留意して対策を講じるものとする。

（１）迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対応を行うものとする。

（２）対応窓口の一本化

トイレの対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なる。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を水道対策部水道班に設けるものとする。

（３）予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講じるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震による被害想定等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、指定避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、し尿収集が計画的に行うことができるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要な応援要請を早期に講ずるものとする。

（4）複数手段の活用

特に初動の段階では、物資等が不足して充分な対応を取ることが困難であるので隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に実施するものとする。

（5）既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする（水引き後間もなくのくみ取り収集等)。

（6）利用者への配慮

ア　男女別及び小児用トイレの確保及び設置

イ　高齢者や障がいがある者等避難行動要支援者への対応や、夜間に安心して利用できる周辺整備等にもできる限り配慮するものとする。

ウ　地域内のトイレ設置状況のマップ化

８．し尿処理業者の状況

町内におけるし尿処理業者の状況は、資料編資料 65 のとおりである。

第 30 節　救出計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時において町内在住者で生命・身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索救助を実施し、必要な保護を図ることを目的とする。

２．実施責任者

災害救助法が適用された場合にあっては知事が行うが、権限を委任された場合、あるいは災害救助法が適用されない場合は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

３．救出の方法

救出活動は、消防機関を主体に救出班を編成し、救出に必要な車両、舟艇、その他資機材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を行う。

なお、必要な機材等の状況は、第 18 節「機械資器材の調達計画」のとおりである。

４．関係機関等への要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため、消防機関又は一般協力者の動員のみでは、救出困難な事態の場合は、県・警察・隣接市町に次の事項を明示し、協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の派遣について知事に要請するものとする。

（1）協力日時　　（2）集合場所

（3）協力人員　　（4）捜索範囲

（５）捜索予定時間　　（６）携行品
（７）その他必要なる事項

５．警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に警察に連絡し協力を要請するとともに、町・消防機関・警察機関の三者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

６．救出活動に伴う記録

救出活動を実施した場合、その要した費用等について災害救助法で定める資料編資料 88 の様式により正確に記録するものとする。

７．災害救助法が適用された場合における救出の実施

（１）救出を受ける者

災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

（２）救出の実施期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、災害の状況により、知事に申請し厚生労働大臣の承認を得て救出期間を延長することができる。（特別基準）

（３）救出のための費用

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 31 節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体の処理及び埋葬を行うことを目的とする。

２．行方不明者の捜索

（１）実施機関

行方不明者の捜索は町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資器材の応援を要請する。

遺体の捜索は、警察・消防機関等の協力を得て捜索班を編成し捜索に当たるものとするが、被災の程度、捜索の状況により地域住民の応援を得るものとする。

（２）実施の方法

実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。

ア　捜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。

イ　初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する。

（３）応援の要請

町の捜索のみでは捜索の実施が困難であり、かつ隣接市町の応援を必要とする場合、又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、次の事項を明示し、県及び関係市町に対し、捜索の応援を要請する。

ア　町内での捜索
（ア）応援のための人員・必要資材及び集合、集積場所
（イ）捜索予定地域
（ウ）応援を要する時間
（エ）その他必要な事項
イ　他市町での捜索
（ア）遺体が埋没又は漂着していると予想される場所
（イ）遺体数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・特徴・着衣等
（ウ）その他必要な事項

３．遺体の処理

（１）実施機関

遺体の処理は町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を要請することができる。

遺体の処理は、捜索班が実施することを原則とするが、必要に応じて町内の医師・住民等の協力を求めて実施する。

（２）遺体の処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、社会混乱期により、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に、応急救助としてこれらの処置を実施するものとする。

（３）遺体の届出

ア　遺体を発見した者は、直ちに町長に届け出るものとする。
イ　町長は、届出を受けた場合は、直ちに警察署に届け出るものとする。

（４）遺体の処理の内容

ア　検視・検案
（ア）遺体の検視・検案について、死因その他の医学的検査を行う（検視は警察が実施）。
（イ）遺体の検案は、救護班によって処理することを原則とする。
（ウ）救護班によって検案を行ういとまがないときは、一般開業の医師によることができるものとする。

イ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

ウ　遺体安置所の確保

町は、遺体の検案についてはあらかじめ遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。また、遺体安置所となる施設については、人目に触れず指定避難所と重複しないよう状況に応じて定めるものとする。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県災害対策本部を通じて調達を図る。

エ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

（５）遺体の引き渡し

災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の処理は、災害救助法適用地域が社会的混乱のため遺体の引取りができない場合に限り、次の措置を講ずるものとする。

ア　遺体の身元が判明している場合

（ア）遺体が県内の他の市町に漂着した場合は、町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
（イ）遺体が他の県内の市町に漂着した場合は、漂着地の市町において処理されるものとし、その費用については、災害救助法第 35 条の規定により求償を受けるものとする。

イ　遺体の身元が判明していない場合

（ア）遺体の身元が判明していない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取り扱うものとする。
（イ）遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の町長が「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

４．埋　　葬

（１）実施機関

埋葬は町長が行う。なお、災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を県に依頼するものとする。

（２）埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

ア　災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

イ　災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

（ア）緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。
（イ）墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。
（ウ）経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。
（エ）埋葬すべき遺族がいないか、又はいても老齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

（３）埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ　身元不明の遺体については警察機関と連絡し、その調査に当たるとともに、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

ウ　棺の調達

町は、葬祭業者等から棺の調達を行うものとするが、不足する場合には、県に対して県葬祭業協同組合との協定に基づく棺の調達を要請する。

棺の輸送にあたっては、事情の許す限り当該物資調達先に依頼するものとするが、依頼できないときは、本章第 32 節「輸送計画」に定めるところにより輸送する。

エ　被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理する。

オ　緊急火葬支援体制

（ア）町長は、遺体多数等のため鳥取中部ふるさと広域連合の火葬場のみで対応できないときは、知事に連絡し他市町に応援を要請する。
（イ）町長は、遺体の搬送について町のみで対応できないときは、知事の応援を要請する。
（ウ）「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は別図による。

（４）災害救助法適用地域の遺体が同法の適用されない地域に漂着した場合の埋葬

（３「遺体の処理」の（５）に掲げるところによる。）

５．海上漂流遺体の捜索

遺体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には県を通じ海上保安部・海上自衛隊等に捜索を要請するものとする。

６．遺体の安置・埋葬等のための施設の状況

遺体の安置・埋葬等に関わる施設及び業者の状況は、資料編資料 55～57 のとおりである。

７．埋葬及び遺体の処理の実施に伴う記録

遺体の埋葬及び実施した場合は、災害救助法に定める資料編資料 58 の様式により正確に記録するものとする。

８．災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、埋葬の基準

（１）遺体の捜索

ア　捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

イ　捜索期間

災害発生の日から 10 日以内

ウ　費　　用

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

（２）遺体の処理

ア　処理を行う場合

災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ　処理の方法

（ア）死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行う。

ａ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ｂ　死体の一時保存

ｃ　検　　案

（イ）検案は、原則として救護班によって行うものとする。

ウ　処理期間

災害発生の日から 10 日以内

エ　遺体処理に要する費用の限度

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

（３）遺体の埋葬

ア　遺体の埋葬を行うとき

埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

イ　埋葬の方法

埋葬は、次に掲げる事項及び品目の範囲内において原則として現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

（ア）棺（附属品を含む。）

（イ）埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む。）

（ウ）骨つぼ及び骨箱

ウ　埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内

エ　費用の限度額

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 32 節　障害物の除去計画

（建設対策部）

１．目　　的

この計画は、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

２．実施責任者

災害によって住居等に運びこまれた障害物の除去は、町長が行う。なお、知事は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。

３．障害物除去の方法

（１）除去は消防機関の協力を得て行うか、又は業者に請け負わせて実施するが、町長が行うことができない場合は、警察官の協力を得るものとする。

（２）除去は原状回復でなく応急的な除去に限る。

（３）道路上又は河川にある障害物については、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ除去するものとする。

４．除去に必要な機械器具の確保

障害物除去に必要なロープ、スコップその他機械器具について、常に必要数量は確保しておくものとする。

５．除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

（１）廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他に適当な場所

（２）保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

（３）除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

（４）広域避難地として指定された場所以外の場所

６．被災車両の撤去

道路上等に被災車両があり災害応急対策の実施に当たり妨げとなる場合には、「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）中国本部鳥取支部に対して被災車両の撤去、移動等の実施を要請するものとする。

７．障害物の売却及び処分方針

保管した工作物等が滅失、又は破損するおそれがあるとき、あるいはその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その工作物等を売却し代金を保管するものとする。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。

８．障害物除去に伴う記録

障害物の除去を行った場合は、災害救助法に定める資料編資料 74 の様式により正確に記録するものとする。

９．災害救助法が適用された場合における障害物の除去

（１）障害物除去の対象

障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

（２）障害物除去の期間及び費用

ア　期　　間

障害物除去の期間は、災害発生の日から 10 日以内を原則とする。

なお、災害救助法が適用され、この期間内に実施することが困難な場合には、この期間内に知事あて期間の延長を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

イ　費　　用

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 33 節　輸送計画

（総務対策部、建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、輸送体制の確立を図ることを目的とする。

２．実施責任者

災害時における輸送は、災害応急対策を実施する各対策部がそれぞれ行うものとする。災害が激甚等のため災害応急対策実施機関において輸送力を確保できないときは、関係機関の応援を求めて実施するものとする。ただし、配車等総合調整は総務対策部が行う。

また、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

３．輸送の方法

輸送の方法は、避難者数、傷病者数、応急対策実施要員数、物資の種類、数量その他緊急度等を勘案し、次の適当な方法によるものとする。

（１）自動車による輸送
（２）鉄道による輸送
（３）船舶による輸送
（４）航空機による輸送
（５）ボランティア等による輸送

４．人員・物資の優先輸送

（１）人員の輸送

災害時において優先輸送する人員は、災害対策本部員、消防機関の職・団員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員、救出された被災者等とする。

（２）物資の輸送

物資輸送については、災害の範囲・実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡・調整を行い決定するものとするが、緊急物資として優先輸送するものは食糧及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧資材、車両用燃料等とする。

５．輸送力の確保措置

（１）自動車による輸送

道路の通行不能の場合以外は自動車による迅速・確実な輸送を行う。そのため、自動車の確保を次のとおり行う。

ア　町有のもの

総務対策部が稼動可能数の掌握、配車を行う。

配車の要請については、各対策部が自動車を必要とするとき、総務対策部に配車の要請を行う。

イ　その他のもの

各対策部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総務対策部は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

ウ　応援の要請

町長は、災害輸送車両が不足し輸送が不能な場合は、次の条件を明示して知事に要請するものとする。

（ア）輸送区間及び借り上げ期間　　（イ）輸送人員又は輸送量

（ウ）自動車の種類及び台数　　（エ）集合場所及び日時

（オ）その他必要なる事項

（２）鉄道による輸送

道路の被害等により車両等による輸送ができないとき、又は遠隔地において物資・資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であるときは、総務対策部は西日本旅客鉄道株式会社米子支社に要請を行い、鉄道による輸送の確保を図る。

（３）船舶による輸送

陸上輸送が不可能な場合、又は海上による船舶輸送の方が効率的な場合においては、担当の総務対策部は町内の船舶を借上げる等の措置によりその確保を図る。

町内で確保できない場合は、県又は隣接市町に対し応援を要請するものとする。応援要請の際の明示事項は、車両によるものに準じて行う。

（４）航空機による輸送

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間へき地等へ緊急に人員・物資の輸送が必要となった場合は、航空機による輸送を行うものとするが、原則としては自衛隊の航空機によるものとする。その手続き等については、第 14 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるものとする。

なお、その要請に当たっては緊急度等を充分検討のうえ行うものとする。

（５）ボランティアによる輸送

車両等機動力による輸送が不可能な場合は、ボランティア等による人力輸送を行う。

（６）応援要請

ア　輸送区間及び借上げ期間　　イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数　　エ　集合場所及び日時
オ　その他必要事項

６．輸送路の確保

（１）陸上輸送
ア　道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
イ　災害対策本部は、選定された防災幹線道路ネットワークの確保に努め、輸送機能の充実を図る。

（２）海上輸送
ア　漁港管理者は、町、自衛隊、海上保安部等の協力を得て交通可能な航路等、港湾施設の被害、復旧見込等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
イ　災害対策本部は、漁港施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。
ウ　漁港管理者は、自衛隊、海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

７．輸送拠点の設置及び管理

（１）町及び県は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置する。
ア　上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、漁港、空港等）
イ　下流の拠点・・・町配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

（２）輸送拠点の管理
町及び県は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。
ア　輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請する。
イ　輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意する。
ウ　物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保する。

８．輸送実施に伴う記録

緊急輸送を行った場合には、災害救助法に定める資料編資料 78 の様式により正確に記録するものとする。

９．災害救助法による輸送基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送の基準は、次によるものとする。

（１）輸送の範囲
ア　被災者の避難
（ア）被災者自身を避難させるための輸送
（イ）被災者を誘導するための人員、資材等の輸送
イ　医療及び助産
（ア）救護班において処置できないもの等の移送
（イ）救護班の仮設する診療所への患者輸送
（ウ）救護班関係者の輸送等
ウ　被災者の救出
（ア）救出された被災者の輸送
（イ）救出のための必要な人員、資材等の輸送

エ　飲料水の供給

飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む。）

オ　救済用物資

（ア）被災者に支給する生活必需品、食糧の輸送

（イ）被災児童生徒に支給する学用品の輸送

（ウ）救助に必要な医薬品、義援物資等の輸送

カ　遺体等（行方不明者）の捜索

捜索のため必要な人員及び資材等の輸送

キ　遺体の処理

（ア）遺体の処理、検案のための人員の輸送

（イ）遺体の処置のための衛生材料等の輸送

（ウ）遺体の輸送

（エ）遺体を移送するための人員の輸送

（２）輸送期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とする。

（３）輸送費用

応急救助のために支出できる輸送費の限度は、当該地域における通常の実費とし、その範囲は輸送費（運賃）、借上費、燃料費、消耗器材費及び修繕料である。

（４）輸送の特例（特別基準）

輸送の範囲、輸送の期間に示す基準以外の輸送を必要と認めたときは、知事にその旨を申請し、厚生労働大臣の承認を得る。

第 34 節　交通確保対策計画

（総務対策部、建設対策部）

１．目　　的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

２．災害時における交通規制

町長は、災害時に町が管理する町道、林道、農道等の道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるときは、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。なお、この場合は、倉吉警察署長に通知するものとする。

緊急通行車両以外の車両通行禁止の標示は、資料編資料 77。

また、次の区分により、各実施責任者が区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限を行うこととなっているので、道路管理者と警察署等関係機関は密接な連携のもと、適切な処置をとるものとする。

（１）規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第 76 条

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	同　　上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第４条第１項
警察署長	通行の禁止及び制限	上掲の措置の場合、他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が１か月を超えないものについて実施する	歩行者 車両等	道路交通法 第５条第１項
警察官	同　　上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同　　上	道路交通法 第６条第４項
道路管理者	同　　上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同　　上	道路法第46条 第１項

（２）標識等の設置

ア　災害対策基本法第 76 条の規定に基づく規制（公安委員会実施）

同法施行規則第５条に定める標示を設置する。

イ　道路交通法第４条第１項の規定に基づく規制（公安委員会実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

ウ　道路交通法第５条第１項の規定に基づく規制（警察署長実施）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

エ　道路法第 46 条の規定に基づく規制（道路管理者実施）

同法第 47 条の４第１項及び第２項の規定による道路標識を設置する。

（３）車両の運転者の義務

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

イ　区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

ウ　ア及びイにかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

（４）警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ　アによる措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ　ア及びイの規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ　ア及びイの規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ　自衛官又は消防吏員は、ウ又はエの命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨の当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

カ　自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

３．緊急通行車両の確認

公安委員会は、県内又は隣接し、若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の応急対策を実施するための緊急通行を確保する必要があるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じることとなっている。

そのため、町においては、緊急通行を行う場合には次の手続きにより警察署から緊急通行車両を証明する標章（資料編資料 76、以下「緊急標章」という。）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料編資料 75）の交付を受けるものとする。

（１）明示事項

交付を受ける場合は、警察本部又は警察署に次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

ア　番号標に標示されている番号

イ　車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）

ウ　使用者住所、氏名

エ　通行日時

オ　通行経路（出発地、目的地）

カ　その他必要な事項

（２）掲示箇所

緊急通行車両の使用者は、「標章」を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備え付けるものとする。

（３）確認を行う車両の種類

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両。

４．交通路線の確保

「道路交通情報連絡活動要領」（平成 15 年６月）により道路管理者間において、迅速かつ的確に情報交換を行い、一般交通の安全確保に努める。

第 35 節　文教対策計画

（文教対策部）

１．目　　的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置することを目的とする。

２．実施責任者

文教施設の被災は、直接児童・生徒に重大な影響を及ぼすので、応急措置については第１次的には学校長が実施し、第２次的には町立の学校にあっては町教育委員会が、必要な援助協力を行うものとする。

（1）町立小中学校の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町長が行う。
（2）湯梨浜学園の応急教育並びに施設の応急復旧対策は、本計画に準じ学校管理者が必要な対策を講ずるものとする。
（3）文教施設の被災は直接児童・生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、各学校ごとの当面の応急措置については、学校長が具体的な計画を立て実施するとともに、町長に提出するものとする。

3．児童・生徒の安全措置

（1）休校措置

ア　授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される場合、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じ休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、必要な注意事項を充分徹底させるとともに、次の安全措置をとるものとする。

（ア）地区別の班編成等によって上級生の引率による集団下校を行う。

なお、必要に応じ教員がこれに付添うなどの措置をする。

（イ）危険箇所の明示及び下校路の指定等の措置

イ　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線・音声告知機・電話・広報車の利用等、確実な方法で各児童・生徒に徹底させるものとする。

（2）児童・生徒の避難措置

学校において定めた避難計画に基づき、児童・生徒の安全を図るものとする。避難計画については、本章第 10 節「避難計画」によるものとする。

4．応急教育対策

（1）文教施設の応負復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

ア　学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。

イ　町教育委員会は、災害の実情に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

（2）応急教育の実施場所

被災の状況を速やかに調査するとともに、次の計画の定めるところにより、応急措置を講ずるものとする。

ア　簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急処理を行う。

イ　被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。

ウ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮のうえ、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上を行う。

エ　広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

（3）教育施設の確保

授業実施のための校舎等の確保は、災害の規模・被害の程度によっておおむね次の方法によるものとする。

ア　校舎の一部が利用できない場合

簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行うとともに、一部が使用不能の場

合については特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用し、応急教育を行う。

イ　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合には、収容人員を考慮のうえ、公民館等公共施設を利用するほか、隣接校の利用又は民有施設の借上げを行う。

ウ　広範囲にわたる激甚な災害により前記の措置がとれない場合にあっては、応急仮校舎を建設するものとする。

エ　町に適当な施設がない場合は、次の事項を明示し、県あるいは隣接市町に対してあっせんを要請するものとする。

（ア）通学範囲　　（イ）生徒数　　（ウ）就学期間

（4）応急教育の方法

被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

（5）教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、その状況により児童・生徒の教育に障害を及ぼすおそれのあるときは、県教育委員会とも緊密な連絡をとり、近接学校からの応援あるいは臨時教員の採用等教員の確保に努める。

5．児童・生徒の災害援助に関する措置

（1）教科用図書の供給あっせん

ア　教科用図書被災状況の報告

（ア）小中学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、町教育委員会に報告するものとする。

（イ）町教育委員会は、町内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。

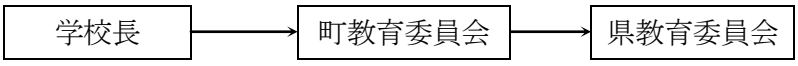

イ　教科用図書の調達

（ア）県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び町教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。

（イ）県教育委員会及び町教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。

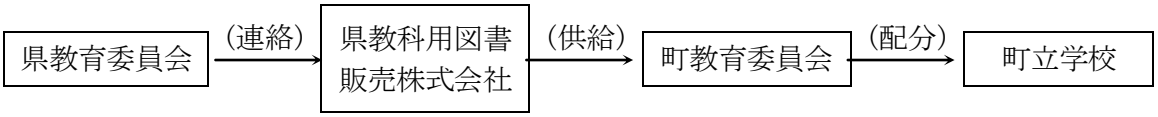

（2）学用品の給与に伴う記録

学用品の給与を行った場合には、災害救助法に定める資料編の様式により正確に記録するものとする。

6．教員確保措置

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

（1）臨時参集

教員は原則として各所属の学校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

ア　参集教員の確認

各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。

イ　参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。

ウ　児童・生徒への臨時的対応

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。

（2）退職職員の活用

災害により教職員の確保が困難で、平常授業に支障をきたす場合は、退職職員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7．学校給食対策

給食施設が被災したときは、次の事項に留意し適切な措置を行うとともに、早期の開始に努力するものとする。

（1）被害状況（調理関係職員・給食設備・給食物資等）を把握するとともに、その対策を行うこと。

（2）災害地に対する学校給食用物資の補給調整。

（3）衛生管理、特に食中毒・伝染病発生等の事故防止を厳重にする。

（4）状況によっては給食の一時中止の措置をとることも考慮する。

8．保健衛生の管理

学校の保健衛生については、次の事項に留意し、適切な措置を行う。

（1）校舎内外の清掃、消毒

（2）飲料水の使用

（3）児童・生徒の保健管理及び保健指導

（4）児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

9．災害救助法の適用の場合の学用品の給与

（1）支給対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により教科書及び学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して支給する。

（2）支給品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

（3）学用品給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、必要最小限度の期間を延長することができる。

（4）費用の限度

「鳥取県災害救助法施行細則」に定めるとおりとする。

第 36 節　民間団体、民間企業との防災協力体制の整備計画

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、ＮＰＯ及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

２．民間団体との防災協力体制の整備

（1）実施責任者

ア　民間団体の協力要請は町長が実施する。

イ　町が要請を実施できない場合にあっては、県に依頼する。

（2）対象団体

ア　青年団　　イ　婦人会　　ウ　自主防災会（自衛消防団、区等）

（3）協力要請等の順序

ア　町長は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。

イ　民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

（ア）応援を必要とする理由　　（イ）作業内容

（ウ）従事場所及び就労予定時間　　（エ）所要人員

（オ）集合場所　　（カ）その他必要事項

（4）協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、おおむね次のとおりとする。

ア　被災者及び応急対策作業員等に対する炊き出し

イ　被災幼児の託児・保育

ウ　被災者の救出

エ　救援物資の輸送、被災者に対する配給

オ　清掃・防疫活動の応援

カ　指定避難所の応援

キ　その他災害応急措置の応援

３．民間企業との防災協力体制の整備

（1）防災協力メニューの明確化によりる民間企業等の防災活動への参加推進

町は、地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮し、民間企業等の防災協力の具体的なメニューを検討・提示することにより、民間企業等の防災活動への参加を推進するものとする。

（2）防災協力事業所登録制度の推進

町は、登録制度導入の推進に努力する。

（3）防災協力協定の締結の推進

町は、様々な業種の民間企業等との応援協定の締結を推進し、多様な応急対策を確保するとともに、地域の防災の問題意識を共有する関係の構築を推進するものとする。

（4）民間企業等との連携強化

町は、民間企業等との連携を強化するため、情報共有のための交流の推進、災害時の積極的な情報共有などの取組みを推進するものとする。

（5）民間企業等との効率・効果的な防災協力の推進

町は、防災訓練などへの民間企業等の参加を推進し、平時から防災協力のための体制整備を推進するものとする。

（6）民間企業等との防災力向上のための各種支援

町は、民間企業等の防災力の向上を支援するものとする。

（7）民間企業等との防災協力活動に対するインセンティブの付与

町は、民間企業等の防災協力活動が十分に評価される気運の醸成に努めるとともに、防災協力を促進する仕組みを推進するものとする。

第 37 節　ボランティア受入計画

（民生対策部、町社会福祉協議会）

１．目　　的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

２．実施責任者

ボランティアの受入・派遣については、町社会福祉協議会が、県社協、町、県及び県医師会と協力して行う。

なお、ボランティアの受入、派遣に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

３．受入計画

（1）町

ア　町社会福祉協議会と連携し、町ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、派遣）を支援する。

イ　必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

ウ　赤十字奉仕団の協力を必要とする場合は、日赤鳥取県支部に次の事項を示して応援協力の要請を行う。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）作業内容

（ウ）従事場所及び就労予定時間

（エ）所要人員

（オ）集合場所

（カ）その他必要事項

○日赤鳥取県支部連絡先

連 絡 先	電 話 番 号	ＦＡＸ番号
日本赤十字社鳥取県支部 事業推進課	0857-22-4466 0857-22-8367 （夜間・休日）090-7998-9372（緊急携帯電話）	0857-29-3090

（2）町社会福祉協議会

ア　被災地となった場合

（ア）町及び県社会福祉協議会と連絡調整の上、町ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの募集、受付及び派遣を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、町内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

（イ）ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に派遣要請を行う。

イ　被災地外の場合

被災市町村の社会福祉協議会、あるいは県社会福祉協議会からの派遣要請を受け、ボランティアを募集、派遣する。

４．医療救護関係ボランティアの受入・活用

町は、町の医療救護活動の実施状況、救護所の設置状況等を速やかに中部総合事務所福祉保健局等関係機関に報告を行うとともに、医師等が不足する場合には、鳥取県中部医師会等に対してあらかじめ登録している医療救護関係ボランティア及び随時受付けたボランティアの派遣を要請するものとする。

第 38 節　避難行動要支援者対策の強化

（民生対策部、町社会福祉協議会）

１．目　　的

この計画は、高齢者や障がい者等自力避難が困難な、避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制を整備することを目的とする。

２．対策の強化内容

（１）避難行動要支援者に対する支援体制の確保・運用

町は、避難行動要支援者に関する情報（要配慮者、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等）を平時から管理する。また、町避難行動要支援者避難支援計画（平成 20 年 11 月策定）に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援体制を確保・運用する。

（２）避難支援体制確保に当たっての留意事項

ア　避難行動要支援者支援班を配置し、防災関係部局、福祉関係部局が横断的に連携した避難支援業務に取り組む。

イ　消防団、自主防災組織等、また、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者との連携を図り、既存のネットワークを活用する。

ウ　避難行動要支援者の個々の状態を踏まえ、的確に情報を伝達する。

エ　個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要配慮者情報を防災関係部局等と共有するとともに、更に避難支援者も平時から共有しておく。

オ　避難勧告、避難指示のほか、避難準備（要配慮者避難）情報を発令する判断基準（第 10 節避難計画）参考として、当該情報の発令時に避難行動要支援者及び支援者が避難行動を開始するよう、平時から周知を図る。

（３）情報提供

町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、ＦＡＸやインターネットによる情報提供及び手話通訳者やボランティアの派遣を行い、必要な情報を提供するものとする。

（４）社会福祉施設等における緊急保護

町は、災害弱者の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所等の措置を講じるものとする。

（５）災害時に特に配慮すべき事項

町は、町避難行動要支援者避難支援計画（平成 20 年 11 月策定）及び鳥取県避難所機能・運営基準（平成 19 年２月鳥取県災害対策研究会策定）等に基づき、避難行動要支援者の避難生活の支援を的確に実施する。

また、避難行動要支援者については、一般的な指定避難所では生活に支障を来たすため、福祉避難所への収容を行うものとする。

ア　避難所等での対策

町は、指定避難所において、次の事項について十分配慮する。

（ア）避難行動要支援者用窓口の設置

（イ）条件に適した指定避難所の提供や社会福祉施設への緊急入所等

（ウ）要配慮者に配慮したスペースの確保（畳等の設置、乳幼児専用居室の確保、高齢者・障がい者等はトイレに近い場所に専用居室を設定、専用居室が確保できない場合の間仕切り等によるプライバシーへの配慮、介護者を考慮して広くスペースを確保など）

（エ）指定避難所等における避難行動要支援者の把握と要望調査

（オ）指定避難所のバリアフリー化への配慮

（カ）おむつ、簡易トイレ、補装具等生活必需品の配慮

（キ）粉ミルク、やわらかい食品等食事内容の配慮

（ク）手話通訳者、外国語通訳者、ボランティア等の協力による避難所での生活支援

イ　その他災害時に配慮すべき事項

（ア）巡回健康相談や栄養指導等の重点実施

（イ）仮設住宅の構造、仕様についての配慮

（ウ）仮設住宅の優先的入居

（エ）仮設住宅入居者等からの相談、当該者への訪問、安否確認

（オ）ケースワーカーの配慮や継続的な精神面での支援

（カ）福祉相談窓口の設置

（キ）風邪等の感染症対策

（ク）指定避難所に要配慮者担当を配置（女性や乳幼児のニーズを的確に把握するため、女性の配置を検討）

（ケ）学校教室・保健室の活用、段差の解消、手すりの設置等を検討

（コ）介護者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位を付けて対応

第 39 節　義援金・義援物資の受入・配分計画

（総務対策部、民生対策部、町社会福祉協議会）

１．目　　的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

２．義援金の受入れ・配分

（１）義援金の募集

災害救助法が適用された場合または被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、ＮＨＫ鳥取放送局、県（福祉保健部）等関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

（２）義援金の配分

県は、県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、日赤鳥取県支部、

鳥取県共同募金会、県社会福祉協議会、ＮＨＫ鳥取放送局、県等関係機関で構成する災害義援金配分委員会を開催し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなど迅速な配分に努めるものとする。

ア　義援金の保管

イ　義援金の配分方法、配分基準、配分時期

ウ　義援金の使途

エ　その他必要な事項

（３）義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

３．義援物資の受入れ・配分

町は、本章第 20 節「食糧供給計画」及び第 21 節「衣料生活必需物資供給計画」の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。

なお、その際、次の事項に留意するものとする。

（１）物資受入れの基本方針

ア　原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

イ　腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

ウ　物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括してによる梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けないものとする。

（２）少量提供物資（個人提供等）の取扱い

ア　災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。

そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供か義援金としての協力を依頼する。

イ　なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

（３）受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア　必要としている物資とその数量

イ　義援物資の受付窓口

ウ　義援物資の送付先、送付方法

エ　個人からは、原則義援金として受付

オ　一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

（４）報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第 40 節　交通施設災害応急対策計画

（建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、災害により道路、道路施設、道路の付属物、鉄道等が被害を被り、食糧をはじめとする緊急物資の輸送、患者の移送時交通に著しい支障をきたす場合、速やかに応急対策を実施して交通確保に万全を期することを目的とする。

２．実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その主要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

３．実施要領

（１）町道における措置

町長は町道で破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障をおよぼすおそれがある場合、又はその通報を受けた場合は直ちに通行の禁止、制限等の規制措置をとるとともに、応急復旧に努め、更に適当な迂回路のある場合には、その指示を行う等交通の確保を図る。

（２）国及び県が管理する道路における措置

町長は、国及び県が管理する道路に発生した災害を発見した場合、又はその通報を受けた場合は直ちに中部総合事務所県土整備局長等に報告するものとする。

４．応急工事要領

（１）応急工事実施要領

ア　被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲内で処理できる場合は、建設水道課長の判断で工事実施を行うものとする。

イ　被害が中程度で、早急に対策を要すると認められるときは、建設水道課長は総務課長と協議のうえ財政措置の確認を得たうえ実施する。

ウ　被害の規模が復旧工事費 100 千円を超える場合であって「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が適用されない場合の応急対策は前記イにより実施し、適用される場合にあっては事前に知事を経て国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

（２）応急対策実施順位

ア　救助実施に緊急を要する路線

イ　定期バス路線又は定期自動車路線であるもの

ウ　官公署・学校・病院・郵便局・停車場等の公共的施設に通じているもの

エ　適当な迂回路のないもの

オ　その他民生の安定上必要があるもの

５．応急対策用資器材の確保

（１）実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者を通じて確保を図るものとする。

（２）災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。

（３）業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

６．応援の要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県あるいは他の市町村に次の事項を明示し応援の要請を行うものとする。

なお、その状況によっては自衛隊の災害派遣要請（本章第 14 節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）も考慮する。

（1）作業員について

ア　応援を必要とする理由　　イ　作業内容

ウ　従事場所　　エ　就労予定期間（時間）

オ　所要人員　　カ　集合場所

キ　携行品等　　ク　その他必要な事項

（2）機械等について

本章第 18 節「機械資機材の調達計画」を参照

7．応急対策用資器材の確保

（1）応急対策用資器材の確保は、建設対策部が行う。

（2）業者の負担に付して工事を行うときは、支給材料を除きすべて請負業者に確保させるものとする。

8．孤立状況の早期把握

（1）災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、町は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。

（2）その他、孤立集落発生時の応急対策については、本章第 47 節「孤立発生時の応急対策計画」による。

第 41 節　水道施設応急対策計画

（水道対策部）

1．目　　的

この計画は、災害により水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

2．実施責任者

水道管理者（町長）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また、町で対処できないときは、「災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定書」に基づき他市町村又は県等に応援を要請する。

3．応急対策

水道管理者（町長）は、速やかに次の措置をとるものとする。

（1）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。

（2）直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。

（3）応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。

（4）緊急度に応じ速やかな応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。

（5）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

第 42 節　下水道施設等応急対策計画

（水道対策部）

１．目　　的

この計画は、災害により下水道及び農業集落排水施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設等の早期復旧を図るとともに、２次災害の発生を防止することを目的とする。

２．実施責任者

町は下水道管理者等と連携して、災害により下水道施設等が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び２次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

３．応急対策

町は下水道管理者等と連携して、速やかに次の措置をとるものとする。

（１）あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により、要員を確保する。
（２）直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
（３）応急復旧に必要な資材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
（４）緊急度に応じ速やかに応急復旧工事を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者等に応援を要請する。
（５）施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
（６）施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努める。

第 43 節　電力施設応急対策計画

（中国電力）

１．目　　的

この計画は、災害時における電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

２．実施機関

電力施設の防護及び復旧は、中国電力株式会社倉吉営業所（以下「中電営業所」という。）が行うものとする。

３．防災体制の整備

中電営業所は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、電力施設の防護及び迅速な復旧に必要な体制を整えるものとする。

４．災害情報の収集及び連絡

（１）中電営業所は、電力施設に係る被害状況等の災害情報等の収集に努めるとともに、把握した災害情報のうち町民生活に支障を与える恐れのある情報については、町へ適宜連絡し、災害情報の共有化を図るものとする。
（２）中電営業所は、町へ災害情報を連絡する場合は、次の事項を明示するものとする。

ア　災害発生日時及び場所
イ　災害発生原因
ウ　災害発生の影響（停電発生区域、停電発生戸数等）
エ　災害復旧の見込み
オ　災害復旧日時
カ　その他必要な事項

（3）町は、電力施設に係る被害状況等の災害情報を把握した場合は、中電営業所へ速やかに報告するものとする。

５．応急送電

中電営業所は、災害復旧の実施に当たっては、原則として町庁舎、指定避難所、医療救護所、病院施設等の人命に関わる施設等を優先的に送電するものとする。

６．災害時における広報活動

（1）中電営業所は、送電被害による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、広報車を通じて広報するとともに、必要に応じて町に対しても速やかに情報提供するものとする。

（2）町は、中電営業所から情報提供を受けた場合は、速やかに防災行政無線、広報車等で広報するものとする。

第 44 節　ＬＰガス災害応急対策計画

（県ＬＰガス協会）

１．目　　的

この計画は、災害時におけるＬＰガスの供給確保及びＬＰガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

２．実施責任者

県ＬＰガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、ＬＰガス供給の確保を図る。

３．応急供給

町は、ＬＰガスの応急供給の必要性を認めたときは、県に対しＬＰガスのあっせん依頼を行うものとする。

第 45 節　電信電話施設

（ＮＴＴ西日本）

１．目　　的

この計画は、災害発生時に町、県及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

２．実施責任者

ＮＴＴ西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、

広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施する。

３．通信の確保と措置

ＮＴＴ西日本は、災害規模の状況により、下記の措置を取り通信の確保に努める。

（１）臨時公衆電話の設置

（２）一般通信の利用制限と輻輳緩和

（３）非常通話、非常電報の優先

（４）公衆電話の無料化

４．設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

５．応急復旧等に関する広報

（１）ＮＴＴ西日本における措置

ア　電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、広報車又は報道機関を通じ、広報を行う。

イ　町、県に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。

（２）町における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、ＣＡＴＶ等を用いて広報する。

６．災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関、ライフライン関係機関及び対策本部と連携し実施する。

第 46 節　携帯電話施設

（ＫＤＤＩ、ソフトバンク、ＮＴＴドコモ中国）

１．目　　的

この計画は、災害発生時に町、県及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

２．災害対策の体制

（１）ＫＤＤＩ（ａｕ）及びソフトバンク

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施する。

ア　被災状況等の情報連絡

イ　通信の利用制限、重要通信の確保

ウ　被害設備の復旧

エ　広報活動

（２）ＮＴＴドコモ中国支社

被災規模状況に応じて本社および支社災害対策室を設置するほか、鳥取支店に支店へ現地災害対策本部を設置し、以下の対策を実施する。

ア　被災状況等の情報連絡

イ　通信の利用制限、重要通信の確保
ウ　被害設備の復旧
エ　広報活動

（3）県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

3．応急対策

（1）最小限の通信確保

ア　災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保する。
イ　移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

（2）通信コントロール等の実施

ア　携帯電話用災害用伝言板サービスの提供
イ　音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール
ウ　災害用音声トーキガイダンス

4．応急復旧等に関する広報

（1）ＫＤＤＩ、ソフトバンク及びＮＴＴドコモ中国支社における措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報する。

（2）県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

5．災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、町、県、指定公共機関、ライフライン関係機関及び対策本部と連携し実施する。

第 47 節　損害補償

（総務対策部）

1．目　　的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

2．災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。公用負担等に依らない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等によるものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第 65 条第１項、同条第２項､同条第３項	町長ほか	町民又は現場にある者（自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第 84 条第１項	町
災害対策基本法	県知事	土木技術者、土	従事命令、協力	災害対策基	県

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
第 71 条		木業者及びこれらの者の従業者ほか	命令、保管命令による応急措置に従事	本法第 84 条第２項	
消防法第 29 条第５項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第 36 条の３	町
消防法第 25 条第２項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第 35 条の 10 第１項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第 24 条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第 45 条	水防管理団体
災害救助法第 24 条第１項	県知事	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第 29 条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第 24 条第２項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第 25 条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

３．民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、町は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第 48 節　孤立発生時の応急対策計画

（総務対策部、民生対策部）

１．目　　的

この計画は、水害や地震による土砂崩落や積雪等により孤立が発生した場合の支援及び復旧対策等について定めることを目的とする。

２．孤立状況の把握

（１）交通状況の把握

水害等による土砂崩落等や、積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、食糧、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想されるため、町は、次に掲げる災害等が発生した場合、当該災害により孤立集落が発生していないか点検するものとする。

ア　道路の崩壊

イ　道路への土砂崩れや雪崩の流入
ウ　大雨、大雪に伴う事前通行止め等

（２）通信設備の状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域との通信設備の状況を確認する。（電話、携帯電話、防災行政無線等）

（３）電気、水道等ライフラインの状況の把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域のライフライン等の状況について確認する。（電気、水道、食糧の有無等）

（４）孤立集落に所在する者の状況把握

町は、交通の途絶による孤立が発生した場合、当該孤立地域にある者の状況について確認する。（傷病者の有無、要通院患者の有無、定期的な通院の必要な者の有無等）

（５）孤立状況の共有

町は、孤立集落の発生について把握した場合、中部総合事務所（地域振興局又は県土整備局）に報告するものとする。

３．物理的な孤立の解消

（１）交通の復旧

道路等の途絶により孤立が発生した場合、各施設の管理者は、早急の復旧に努める。

（２）代替交通の確保

孤立が発生した場合、町は、ヘリコプターの手配・林道等の代替道路の確保等、代替手段となる交通を確保する。

（３）物資の供給

町は、物理的に孤立した場合、物資の供給体制について調整を図り、物資の供給体制を確立するものとする。

（４）帰宅困難者の支援

町は、通勤者、通学者等で自宅に帰ることができない人達について、情報の提供、避難所の開設等により支援を行うものとする。

（５）ヘリコプターによる緊急輸送

孤立時に急病人が発生し、緊急な医療が必要となる等、緊急の輸送が必要な場合、町及び消防局は、県（防災危機管理局）にヘリコプターによる緊急輸送の要請、調整及び実施を依頼する。この際、ヘリコプター離着陸場一覧を参考に、当該集落付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

４．情報孤立の解消

町は、孤立集落との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。

（１）災害により、通信手段が使用できなくなった地域が発生した場合には、町は、外部との通信を確保するためにあらかじめ配備した災害に強い情報通信設備（衛星携帯電話、移動系防災行政無線等）を用いて、孤立している集落と連絡をとるものとする。

（２）集落にあらかじめ災害に強い情報通信設備が配備されていない場合、町は当該地域の住民と協力して衛星携帯電話等の確保・配備により、情報の孤立の解消に努める。

第 49 節　動物の管理

（民生対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

ペ ッ ト：愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。
特定動物：ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

２．危険動物等の管理対策

（１）特定動物の実態把握

町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。

（２）危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

（３）収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

３．ペットの管理対策

（１）ペットの管理指導

町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

（２）動物の引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

（３）収容施設の確保

中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。

（４）避難に伴うペット対策

指定避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。

ア　町は、避難するにあたり下記の飼い主の準備がなされ、ペットの同伴が可能と判断された場合には、ペットを下記の指定避難所等において受入れるものとする。

○　避難する飼い主の準備事項

①　持参したケージやキャリーに入れて飼育することでき、ペットのフード・水及び排泄物処理用具などの避難用品が携行されているものとする。

②　トイレや無駄吠えしないようなしつけがなされ他の避難者に迷惑をかけないことができる。

③　予防注射や寄生虫駆除を行うとともに抜け毛を取るなどペットの清潔を保つことができるものとする。

④　犬には鑑札や注射済票、猫には迷子札を装着するものとする。

○　受け入れ可能な指定避難所・福祉避難所

①　泊小学校　②　文化会館　③　東郷小学校　④　湯梨浜中学校

⑤　ハワイアロハホール（福祉避難所）

イ　指定避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。

ウ　町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。

（5）その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第 50 節　被害認定及び罹災証明の発行

（総務対策部）

1．目　　的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法の適用の可否及び被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明の発行を、迅速確実に実施することを目的とする。

2．被害認定の実施

（1）実施主体

被害認定に係る現地調査及び罹災証明の交付は、町が実施する。

（2）実施体制

ア　住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県生活環境部に派遣要請を行う。

イ　建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。

ウ　現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明として交付する。

（3）調査基準等

ア　罹災証明により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成 26 年６月内閣府通知）」等に従って判断することとする。（「災害救助法による被害状況認定基準」のとおり）

イ　被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。

○災害救助法による被害状況認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負　　傷（重傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは、１月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、１月未満

被害区分		認定基準
	（軽傷者）	で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	全壊 全焼 流出	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再生することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

（注）１.「一部破損」とは、住家の破損程度が半壊に達しない程度のものとする。
２.「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
３.「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所棟は母屋に含め１棟とするが、二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には２棟とする。
４.「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。
５.「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

３．罹災証明の発行

罹災証明は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、町が被害状況を調査・確認の上、発行する。

（１）罹災証明の発行根拠等

罹災証明書は、災害救助法による各種施策や税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第２条に定める自治事務として、被災者支援制度に幅広く活用されることを目的に、町長又は消防署長が証明を行う。

（２）罹災証明発行の効率的実施

罹災証明発行の業務を行う要員を確保し、迅速に申請受付を開始する。この際、罹災証明発行書の交付等を支援するシステムの活用を検討する。

第 51 節　農林業災害応急対策

（産業対策部）

１．目　　的

この計画は、災害時に農作物等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

２．農作物等の一般的な応急対策

（１）事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。

（２）被害状況の把握

農作物等に災害が発生したおそれがある場合、産業対策部は速やかに被害情報の収集及び

状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする（被害情報の収集については、本章第６節「災害情報収集計画」を参照）。

（３）資機材の確保

農作物等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

３．再作付対策

町は、被害によって再作付を必要とする場合には、県に種子の配布等応急対策の実施を要請する。

４．耕地等災害

町、県、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

５．病害虫防除対策

災害によって病害虫の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

（１）実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病害虫の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病害虫防除所）に緊急報告するものとする。

（２）防除の指示及び実施

町は、県から具体的な防除の実施方法の指示を受け、緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

（３）防除の指導

町は、特に必要と認める場合には、県に現地の特別指導・救援防除を要請する。

（４）農薬の確保

町は、必要に応じ、県に農薬の確保を要請する。

（５）防除機具の確保

町及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

第 52 節　ため池・樋門の応急対策

（建設対策部、産業対策部）

１．目　　的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

２．情報収集及び情報伝達

（１）ため池の情報収集

ため池管理者設 ⟶ 産業対策部 ⟶ 総務対策部情報班 ⟶ 中部総合事務所(農林局)

（２）ため池管理の連絡体制

ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

ア　災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき

イ　余水吐が計画溢流水深に達したとき

ウ　計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

（3）樋門の情報収集

樋門操作人 ⟷ 建設対策部 ⟷ 総務対策部情報班 ⟷ 中部総合事務所(県土整備部)

連絡は電話連絡とする。

3．非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む）は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い必要な措置をとるものとする。

（1）非常時のため池の管理

ア　ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。

イ　時間雨量30ｍｍ以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

（ア）ひ管を抜くこと。（取水口のひを閉塞し得る場合は閉めること）

（イ）流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

（ウ）流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は流域に山崩れなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。

（エ）監視人は余水吐が計画溢流水深に達した場合には関係集落、消防団等に急報し、流心の方向に当たる集落に避難の準備をさせる。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれのある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難指示を伝達する。

（オ）放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

（カ）水位の上昇度を15分ごとに調べる。

（キ）その他急変の場合は早急に連絡する。

ウ　監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土ひょう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

エ　洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

水こう門、用排水ひ門、ため池、貯水池等は資料編一覧表を参照のこと。

オ　中部総合事務所（農林局）は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

（2）非常時の樋門の管理

ア　警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

イ　警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

（ア）操作員の配置

（イ）樋門の操作のための点検

（ウ）その他樋門の管理上必要な措置

ウ　操作の方法

（ア）操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

（イ）操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

エ　警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第　４　章　　災害復旧計画

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度の災害発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を早期に実施し、将来に備えることを目的とする。

第１節　災害復旧事業の実施

１．公共施設災害復旧計画

災害復旧対策として町で実施するものは、おおむね次の計画によるものとする。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

ア　河　　川　　イ　海　　岸
ウ　砂防設備　　エ　林地荒廃防止施設
オ　地すべり防止施設　　カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道　　路　　ク　港　　湾
ケ　漁　　港　　コ　下 水 道
サ　公　　園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

（３）都市災害復旧事業計画

（都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

（４）水道並びに清掃施設等災害復旧事業計画

（水道法・清掃法）

（５）社会福祉施設災害復旧事業計画

（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・老人福祉法・売春防止法）

（６）公立学校施設災害復旧事業計画

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

（７）公営住宅災害復旧事業計画

（公営住宅法）

（８）公立医療施設災害復旧事業計画

（医療法・感染症法）

（９）その他の災害復旧事業計画

２．公共事業に対する資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切で効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

その措置の概要は次のとおりである。

（１）災害関係経費にかかる資金需要を迅速かつ的確に把握する。

（２）一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

（３）地方交付税の繰り上げ交付を国へ要請する。

（４）歳入欠陥債・災害対策債・災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

（５）激甚災害が発生した場合、災害状況を速やかに把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害にかかる財政援助措置」による激甚災害に指定さ

れるよう資料の整備・関係機関への要望等その措置を行う。

第２節　激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に基づく激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、町及び県において災害状況を速やかに調査、把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

１．激甚災害制度の概要

（１） 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区　　分	概　　要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	・中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 ・当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） ・事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種　　類	・「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） ・「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定）：県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 ・激甚災害指定基準（本激の基準） ・局地激甚災害指定基準（局激の基準）

（２）激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

（３）激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区　　分	条	号	対象事業	関係法令
１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第３条	１	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
		２	公共土木施設災害関連事業	
		３	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		４	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		５	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		６	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		６の２	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		７	身体障者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		８	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者自立支援法
		９	婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法

区　　分	条	号	対象事業	関係法令
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		12	堆積土砂排除事業(公共的施設の区域内)	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
		13	堆積土砂排除事業(公共的施設の区域外)	
		14	湛水排除事業	
2　農林水産業に関する特別の助成	第5条	・農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 ・農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業		
	第6条	・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
	第7条	・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助		
	第8条	・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例		天災融資法
	第9条	・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助		
	第10条	・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助		
	第11条	・共同利用小型漁船の建造費の補助		
	第11条の2	・森林災害復旧事業に対する補助		
3　中小企業に関する特別の助成	第12条	・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		中小企業信用保険法
	第13条	・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例		小規模企業者等設備導入資金助成法
	第14条	・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		
4　その他特別の財政援助及び助成	第16条	・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助		
	第17条	・私立学校施設災害復旧事業に対する補助		
	第19条	・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例		
	第20条	・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例		母子及び寡婦福祉法
	第21条	・水防資材費の補助の特例		
	第22条	・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
	第24条	・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等		
	第25条	・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例		雇用保険法

2．激甚災害の指定に係る手続き

（1）調査の実施

町は、県が実施する、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業についての被害状況等調査に協力する。

（2）指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

（3）特別財政援助額の交付手続

ア　町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

イ　県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する（年度末に精算）。

第３節　資金融資計画

災害により被災した住民のために町、県等が行う生活確保対策、及び事業経営安定のための措置の概要は、次のとおりである。

町、県及び関係機関は、これらの措置・制度の住民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。なお、被災者生活支援に関する情報については、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

１．生活支援対策

（1）生活支援対策

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給 ＜見舞金上限額＞　５万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞　生計維持者が死亡した場合 500 万円 その他の者が死亡した場合 250 万円 ＜対象災害＞自然災害 ・１市町村で住居が５世帯以上滅失 ・３以上の市町村で住居が５世帯以上滅失 ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・２以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給者＞　重度の障がいを受けた者(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断等) ＜支給額＞　生計維持者 250 万円その他の者 125 万円 ＜対象災害＞自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付）	住所地の市町村 県（福祉保健課）

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	＜受給者＞ 災害により負傷又は住居､家財に被害を受けた者 ＜限度額＞ 350 万円 ＜対象災害＞県内で災害救助法が適用された災害	
生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸付	被災された低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者世帯、知的障がい者世帯、精神障がい者世帯）あるいは高齢者世帯の方が、住宅の改築あるいは補修等を行われる場合に必要な資金を貸与 ＜対象事業＞ 住宅の改築、補修 ＜貸付限度額＞災害援護資金 150 万円住宅資金 250 万円	市町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅 での生活が可能となるよう支援 ＜上限助成額＞ １世帯あたり 10 万円	県（長寿社会課）
生活福祉資金の特例貸付（小口貸付）	住宅が被災したため、避難所等に避難していた世帯で、当面の生活費を必要とされる世帯に資金貸与 ＜貸付限度額＞ 10 万円（１回限り）	市町村社会福祉協議会 県社会福祉協議会 県（福祉保健課）
母子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母（母子家庭となって７年未満）に生活資金として貸与 ＜生活資金＞ 月額 10.3 万円（貸付期間２年間限度、償還期限８年以内）	県（青少年・家庭課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話・訪問で児童心理司、臨床心理士等が相談実施	県（青少年・家庭課） 県教委（小中学校課・体育保 健課）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（２）授業料などの負担の軽減

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 ＜全壊・半壊＞ 全額免除 ＜上記以外の被害＞ 半額免除	県教委（高等学校課） 県（教育・学術振興課） 県（子育て応援課・医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、福祉保健課、医療政策

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
		課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	罹災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

（3）農林水産業金融

ア　農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あっせん

イ　天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ　株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あっせん

エ　株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

オ　その他（平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置）

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後６年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 ＜貸付限度額＞ 120 万円／ｈａ（貸付期間５年）	県（林政課森林・林業総室）

エ　商工業金融

（ア）中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

（イ）金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

（ウ）市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

（エ）金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図る。

（オ）鳥取県特別金融対策資金による長期低利の資金を貸付ける。

（カ）鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的に行う。

（キ）平成 12 年鳥取県西部地震における主な措置

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。(利子及び信用保証料を６年間０％とする） ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限 10 年）	県（経済通商総室）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、	

名　　称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
	必要に応じて償還猶予を実施	
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限７年）	
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸与 ＜貸付限度額＞ 5,000 万円（償還期限 12 年）	
小口無担保保証融資	従業員 20 名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500 万円（信用保証 0.6%）	
同和地区中小企業特別融資	従業員 20 名以下の企業を対象に融資を実施 ＜貸付限度額＞ 1,500 万円（信用保証 0.5%）	県（経済・雇用政策資総室経済通商総室）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員 20 名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸与 ＜貸付限度額＞ 4,000 万円（償還期限７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）
小規模企業者等設備貸与	従業員 20 名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 ＜貸付限度額＞ 6,000 万円（割賦払期間７年、リースは３～７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 ＜貸付限度額＞ 8,000 万円（割賦払期間７年）	県（経済・雇用政策総室経済通商総室）

２．その他の生活確保対策

町、県及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

（１）被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）

（２）簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）

（３）小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）

（４）大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発する場合に、必要に応じて法律・土地家屋の専門家による調停について専門家団体に要請（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、不動産鑑定士、建築士等）

（５）被災児童、災害等への援護

ア　県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の養護施設、乳児院等の児童施設への入所措置を実施

イ　県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施

ウ　市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第４節　被災者生活再建支援法の適用

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援する。

１．法適用の要件

（１）対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①ア又はイの市町村を含む県内で５世帯以上の全壊が発生した人口 10 万人未満の市町村、②アからイに隣接している人口 10 万人未満で全壊５世帯以上の市町村については適用がある。

エ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の全壊が発生した人口 10 万人未満の市町村、及び２世帯以上の全壊が発生した５万人未満の市町村

（２）支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ　災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

（３）大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上 70%未満のもの	50%以上 70%未満
損害割合（経済的被害）が 20%以上 50%未満のもの	40%以上 50%未満

（４）浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する場合が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成 16 年 10 月内閣府通知に基づくもの）

ア　畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊または全壊に該当することになるものと考えられる。

イ　半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第２条第２号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

２．支給条件

（１）対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

（単位：万円）	世帯人員	支援金			
		①基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補　　修	賃　　貸
全壊世帯	複　　数	100	200	100	50
	単　　数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複　　数	50	200	100	50
	単　　数	37.5	150	75	37.5

（２）対象経費

使途の限定なし

３．被災者生活再建支援法の適用事務

（１）県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

（２）町

住宅の被害認定、罹災証明等被災者の申請に必要となる書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

（３）申請期間

ア　住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記「２.支給条件」（１）の表②）　・・・災害発生後 37 月以内

イ　その他の経費（上記「２.支給条件」（１）の表①）　・・・災害発生後 13 月以内

※ ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは申請期間を延長することができる。

第５節　災害復興計画

１．目　　的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

２．災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、町民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となる。

これを迅速かつ効果的に実施するために、おおむね次の手順で行うものとする。

（１）復興対策組織・体制の整備

ア　被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、町は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。

イ　災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとす

る。

ウ　災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

（2）復興基本方針の決定

町は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

（3）復興計画の策定

ア　町は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。

イ　計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

ウ　復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。

（ア）被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集

（イ）有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

（ウ）様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

（4）復興事業の実施

町は、復興事業の実施に当たっては、町民の合意を得つつ、国・県等との密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

（5）復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、町は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に住民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

（6）分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

3．留意事項

町は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

（1）事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

（2）住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置する等、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業、施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配意する必要がある。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

（3）技術的、財政的支援の要請

町は、復興対策を進めるにあたり、必要に応じて県に対して技術的、財政的支援等を要請

するものとする。

４．資金計画

町は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

（１）災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
（２）一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
（３）地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
（４）歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

５．暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

町は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第　５　章　　事故災害対策計画

第１節　大規模事故対策計画

１．大規模事故予防対策

（１）目　　的

この計画は、大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

（２）想定される大規模事故

ア　想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定しあらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおりとする。

（ア）道路災害

（イ）鉄道災害

（ウ）海上災害

（エ）危険物等の災害

イ　想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

（３）防災体制の整備

ア　各機関の防災体制

町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努めるものとする。

イ　応急対策体制の研究・点検・整備

（ア）人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、平時から大規模事故等の事例の分析等を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

（イ）災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速な対策実施のため、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を行う必要があることから、町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

（ウ）訓練を通じた検証

町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備するものとする。

（４）地域の協力体制の構築

鉄道事故等に見られるような局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、町及び県は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努めるものとする。

２．大規模事故応急対策

（１）目　　的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

（２）各機関の体制及び対策

ア　各機関の体制

（ア）道路管理者・鉄道事業者（ＪＲ西日本）・危険物取扱事業者・海上運送事業者等

第一義的に責務を有する各事業者は、大規模事故の発生について、あらかじめ定めた伝達経路により関係機関に伝達すると共に、あらかじめ定めている初動体制を確立し、初動対応を実施する。

（イ）町

事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

（ウ）県

ａ　事故発生の情報を受け、災害対策本部・現地災害対策本部等の設置の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し、体制を確立する。

ｂ　また、災害対策地方支部等から連絡要員を町対策本部等へ派遣する等、主導的な情報収集に努め、町等で対応できない場合の支援及び支援体制を構築すると共に、自衛隊の派遣要請について検討する。

（エ）消防局

町対策本部・県対策本部（災害対策地方支部）への連絡要員派遣による連絡調整を実施する。また、所管する救急隊では要員・資機材不足が見込まれる場合の広域消防応援の要請について早期に判断する。（本編第３章第 13 節「広域応援計画」のとおり。）

（オ）警察本部

ａ　事故発生の情報を受け、速やかに体制を確立する。

ｂ　広域緊急援助隊の派遣要請について検討する。

（カ）医療機関

ａ　テレビ等からの情報の覚知又は消防局等からの情報の入手があった場合、災害の規模を考慮して、医療体制を整える。

ｂ　また、現場の混乱による要請の遅延も考えられるため、現地への救急医療班の自主的な出動に努める。

イ　防災関係機関間の情報伝達及び共有

（ア）町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図るものとする。

（イ）特に、多数の負傷者が発生した場合、救急医療機関のみでは対応が困難であり、一般病院への協力要請が必要となることが想定されることから、消防局は早い段階での医療機関に対する現地の傷病者の状況等に係る情報提供に努めるものとする。

（ウ）他機関との連携等が必要となる場合については、その対応に必要となる情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開するものとする。

ウ　避難誘導

（ア）大規模事故が発生した場合、応急対策に当たる防災関係機関は、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、旅客、道路利用者、住民等の安全確保のため、速やかに避

難誘導を行うものとする。

（イ）応急対策に当たる防災関係機関は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行うものとする。

（ウ）警察官は、必要に応じて、交通規制、障害物の除去等を行い、避難者の安全を確保するものとする。

エ　危険区域等への立入の制限

警察官等は、付近の住民等の生命・身体の危険を防止するため必要がある場合等には、立入制限等の措置を執るものとする。

オ　二次災害の発生防止

（ア）応急対策に当たる防災関係機関は、大規模事故現場における応急対策実施に当たっては、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を執るものとする。

（イ）応急対策に当たる防災関係機関は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けることがないよう、安全確保に努めるものとする。

カ　各防災関係機関の連絡調整

（ア）町、県、消防局及び警察本部等の防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し、必要な連絡調整を行うものとする。

（イ）特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図るものとする。

（3）大規模事故現場における救命救出及び医療救護

大規模事故発生時においては、自然災害等の場合における体制を基本としながら、下記の点についてより大規模事故に特化した対策を講じるものとする。

ア　大規模事故の場合、局地集中的に多くの負傷者が発生し、その程度も重篤であるおそれが高いため、救命救出及び応急的な医療救護に当たる救助隊や救護班等をより迅速に集結させるものとする。

イ　広域応援を待ついとまがないことも想定されるため、被災地（事故現場）の人的・物的資源をより有効に投入する体制を講じるものとする。

ウ　事故現場におけるトリアージを迅速に実施するものとする。事故の規模等に応じて、事故現場、緊急的に負傷者を収容した施設、医療機関等で段階的にトリアージを実施し、必要な医療行為を受けるまでの優先順位をできる限り明確にするよう努めるものとする。

エ　救出救助と応急的な医療救護を一体的に行う事例の発生が見込まれるため、必要に応じて実施にあたる各防災関係機関等が連携してこれを実施するものとする。

オ　大規模事故の状況に応じ、訓練された医師等が事故現場において「瓦礫の下の医療（ＣＳＭ：Confined Space Medicine：進入路あるいは救出路が制限されているあるいは狭隘である空間の医療）」を実施するとともに、クラッシュ症候群を想定した治療を実施し、「救出直後の予防し得る死」の回避に努める。

（ア）生存者への輸液、呼吸管理、水分投与、鎮痛剤投与等の医療管理及び精神的援助

（イ）生存者の四肢切断等、必要となる外科手術

（ウ）生存者へより早く接触するため、迅速な遺体搬出に資する死亡診断を適宜実施

（エ）生存者の搬出を妨げる遺体の切断

カ　事故現場におけるトリアージの結果に従い、必要に応じて事故現場近辺の民間企業等の輸送力の支援を受けつつ、迅速に後方医療機関等に傷病者の搬送を行うものとする。

キ　大規模事故における傷病者の搬送に当たっては、事故現場の最寄りの特定医療機関へ集中することがないよう、県が消防局・医療機関等と必要な調整を行い、適切な搬送先を確

保し、決定するものとする。

ク　消防局及び県は後方医療機関との連絡を密にし、医療救護活動が円滑に行われるよう、事故の概況等の必要な情報を随時医療機関へ提供するものとする。

第２節　道路災害対策計画

１．道路災害予防対策

（１）目　　的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等の道路構造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

（２）災害予防対策の推進

町長及び各道路管理者はそれぞれ管理下の道路について次の災害予防対策を進めるものとする。

ア　道路管理者の措置

道路管理者は、次の事項に留意し道路交通の安全のための情報の充実に努めるものとする。

（ア）気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて事前通行規制を行う。

（イ）道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。

（ウ）道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。

（エ）道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

イ　落石対策

（ア）道路管理者は落石危険箇所の把握及び整備に努め、落石による事故の防止に努めるものとする。

（イ）また、消防局及び警察本部等の防災関係機関及び道路管理者は、平素から落石の発見及び情報伝達の体制について整備しておくものとする。特に道路に平行して鉄道が敷設されている場合の鉄道事業者（ＪＲ西日本）への連絡体制に留意する。

２．道路災害応急対策

（１）目　　的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

（２）想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア　道路構造物（トンネル、橋りょう等）の損壊等

イ　道路上での重大事故（交通事故等）

ウ　車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

（３）応急対策

ア　被害情報の収集・連絡

町、消防局及び警察署及び道路管理者は、相互に連携して巡視等により被害情報等を収集し、収集した情報を順次県及び警察本部等に連絡するものとする。

【情報伝達経路】

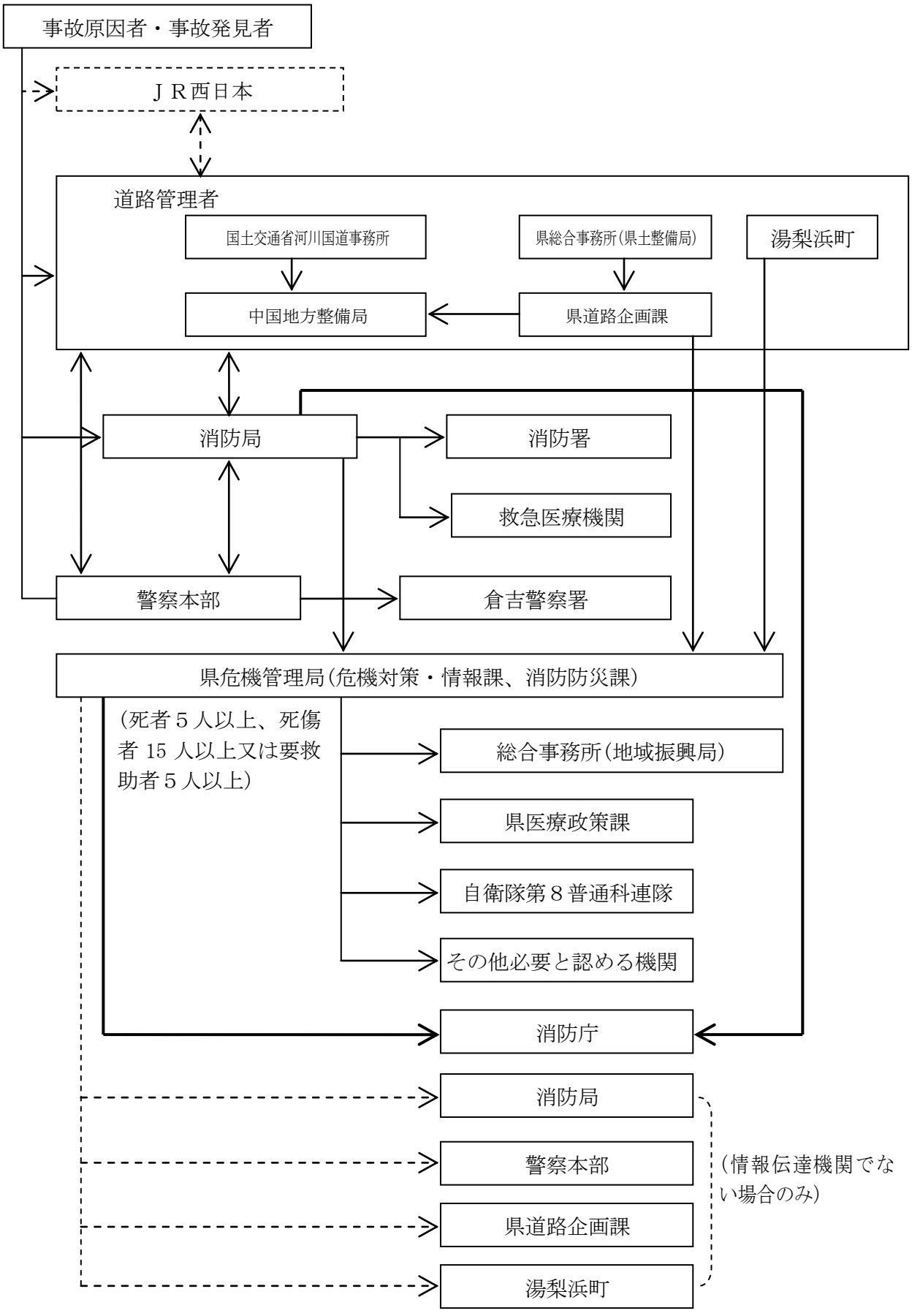
事故原因者・事故発見者
ＪＲ西日本
道路管理者
国土交通省河川国道事務所
県総合事務所(県土整備局)
湯梨浜町
中国地方整備局
県道路企画課
消防局
消防署
救急医療機関
警察本部
倉吉警察署
県危機管理局(危機対策・情報課、消防防災課)
(死者５人以上、死傷者 15 人以上又は要救助者５人以上)
総合事務所(地域振興局)
県医療政策課
自衛隊第８普通科連隊
その他必要と認める機関
消防庁
消防局
警察本部
県道路企画課
湯梨浜町
(情報伝達機関でない場合のみ)

イ　落石に係る応急対策

（ア）町、消防局、警察署及び道路管理者等は、住民等から道路上の落石情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに連絡するものとする。

（イ）道路管理者は、（ア）の連絡を受けた場合又は道路上の落石の情報を入手した場合、アの連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者（ＪＲ西日本）への情報伝達に留意するものとする。

（ウ）道路管理者は、落石の情報を受け、道路上の落石の状況を確認し、通行の禁止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

（エ）道路管理者は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、アの連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

ウ　その他の応急対策

（ア）危険物の流出等への対応

ａ　道路管理者は、危険物の流出等が認められた場合は、消防局及び警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。

ｂ　また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図るものとする。

（イ）道路通行規制の実施

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じるものとする。

（ウ）応急復旧

ａ　道路管理者は、早急に被害状況等を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

ｂ　また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保するものとする。

（エ）広報活動

道路管理者は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報をインターネット等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保するものとする。（本編第３章第８節「災害広報・広聴計画」参照。）

（オ）その他、各関係機関は、本章第１節「大規模事故対策計画」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第３節　鉄道災害対策計画

１．鉄道災害予防対策

（１）目　　的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するための体制を整備することを目的とする。

（２）災害予防対策の推進

ア　鉄道事業者（ＪＲ西日本）の災害予防対策

鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、関係機関の協力のもとに次の諸対策を行うものとし、鉄道事故を防止する観点から、現状の体制で安全性が十分に確保できているか常時点検を行い、必要に応じて随時安全対策の強化を図るものとする。

（ア）共通的な対策

ａ　鉄道施設の保守整備に努める。（線路斜面の落石の防止等）

b　鉄道交通の安全に係る気象現象、予警報等の情報を適切に入手し、活用に努める。
c　迅速かつ的確な運行指令体制の整備や、乗務員に対する科学的な適性検査の定期的な実施等、鉄道の安全な運行の確保に努める。
d　町、県、警察本部、消防局、防災関係機関等との情報連絡や情報共有体制の整備に努める。特に、軌道内における消防局の救助活動等の安全確保や、傷病者の搬送体制確保のため、消防局との緊密な連携・協力体制の確保に努める。
e　鉄道車両の技術上の基準への適合性を維持する等、車両の安全性の確保に努める。
f　踏切事故に関する知識を広く一般に普及し、踏切保安設備の整備等を計画的に推進する等、踏切道における交通の安全確保に努める。
g　強風対策のため、警報機能を付加した風速計を適切な位置に設置し、風速に応じた適切な運行の確保に努める。
h　過去の鉄道事故を踏まえた再発防止対策を実施し、安全性の向上に努める。
i　乗務員及び保安要員に対する教育訓練に努める。
j　異常時における関係列車の停止手配の確実な実施ができる体制の整備に努める。
k　担架、医薬品等の救急用資材の整備に努める。
l　緊急時における車両内や駅構内の乗客等の避難誘導体制の整備に努める。
m　列車事故の発生防止又は列車事故に係る被害の拡大防止に関する訓練を定期的に実施し、災害対応能力の向上に努める。必要に応じ、町、県、警察、消防局、その他防災関係機関と合同で訓練を実施し、災害発生時の連携・協力体制の確保に努める。

（イ）ＪＲ西日本

平成17年５月にＪＲ西日本が取りまとめた「安全性向上計画」を遵守し、鉄道事故の発生防止や安全性向上に取り組むものとし、具体的な行動計画の進ちょくを図るものとする。

なお、当該計画に定める基本理念は、以下に掲げるとおりである。

a　安全が何よりも優先すべきであることを、会社として徹底する。
b　現場と本社との一体感を強化すべく、トップ自らが現場に出向き、双方向のコミュニケーションに努め、風通しの良い職場づくりに努める。
c　安全を支える現場において、上司・部下のコミュニケーションにより、信頼関係を構築する。
d　安全対策・事故防止策の推進に当たっては、原因並びに背景を根本に遡って分析した上で、対策を確立していく。
e　ハード面における安全対策について、全力を挙げて推進する。

イ　除雪・雪害対策

（ア）除雪体制

a　列車の円滑な運行を図るため、除雪機械の整備強化に努めるとともに、ＪＲ西日本米子支社が中心となり、各地区に除雪協力員を設け、これによる除雪体制を確立していく。
b　また、豪雪時には自衛隊、消防団の協力を得るなど、会社保有の除雪機械との共同作業により、除雪対策に万全を期する。

（イ）防雪設備事業

突発的災害の防止及び除雪事業の円滑化を図るため、主要区間に防雪林の造成、雪崩防止柵の設置等の事業を行うとともに、列車運行の円滑化を図るため、ポイントの電気融雪器の取り付け等の事業を長期計画に基づき行う。

ウ　落石・倒木対策

（ア）線路斜面の落石・倒木は脱線等の原因となるので、鉄道事業者（ＪＲ西日本）は落石・倒木危険箇所の把握及び整備に努め、落石・倒木による事故の防止に努めるものと

する。

（イ）また、町、県、消防局及び警察本部等の関係機関及び鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、平素から落石・倒木の発見及び情報伝達の体制を整備しておくものとする。特に鉄道に平行する道路がある場合の道路管理者への連絡体制に留意する。

エ　鉄道災害の安全管理体制の整備

消防局及び鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、鉄道災害が発生した場合に迅速かつ効果的な救助活動を実施するため、協定の締結等により次に掲げる事項について体制を整備するものとする。

（ア）消防局への連絡
（イ）鉄道事業者（ＪＲ西日本）から消防局への事故通報
（ウ）二次災害の防止
（エ）救助隊の現場誘導
（オ）乗客の避難誘導
（カ）電源等の安全管理
（キ）救助活動における車両の一部破損、ジャッキアップ等
（ク）特殊な場所への進入
（ケ）救助資機材の調達
（コ）大規模災害時の対応
（サ）訓練の実施

２．鉄道災害応急対策

（１）目　　的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

（２）想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア　鉄道車両の衝突、脱線、転覆等
イ　鉄道施設（トンネル、橋りょう等）の損壊等による列車への被害
ウ　鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等
エ　鉄道車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

（３）応急対策

ア　災害情報の連絡

鉄道災害が発生した場合の関係機関への通信連絡系統は、次のとおりとする。

イ　落石に係る応急対策

（ア）町、消防局、警察署等は、住民等から鉄道上の落石情報を入手した場合は、鉄道事業者（ＪＲ西日本）に対し速やかに連絡するものとする。

（イ）鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、（ア）の連絡を受けた場合又は線路上の落石の情報を入手した場合、アの連絡経路により、関係機関に連絡するものとする。特に平行する道路がある場合は、道路管理者への情報伝達に留意するものとする。

（ウ）鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、落石の情報を受け、鉄道上の落石の状況を確認し、運行の停止、落石の除去等の必要な対策をとるものとする。

【情報伝達経路】

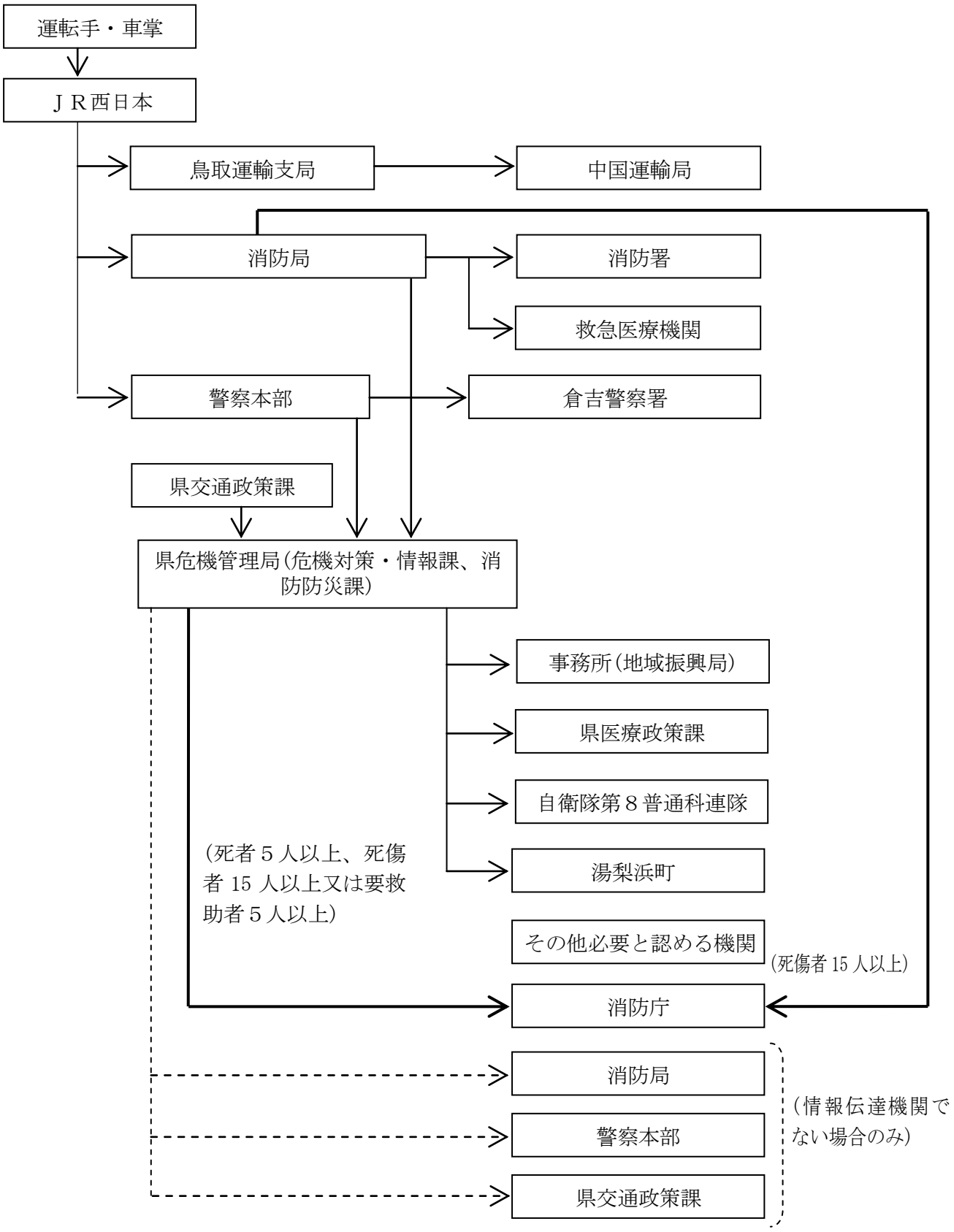

（エ）鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、落石に係る対策をとった場合、当該対策の状況及び開通の見込み等の情報について、アの連絡経路により関係機関に連絡するものとする。

ウ　その他の応急対策

（ア）関係列車の非常停止等

鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者(ＪＲ西日本)は速やかに関係列車の非常停止、乗客の避難等の必要な措置を講じるものとする。

（イ）交通規制及び立入禁止区域の設定

a　道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

b　道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

（ウ）広報活動

鉄道事業者（ＪＲ西日本）は、鉄道施設の被害状況及び復旧見込みに係る情報を、速やかに町、県及び関係機関に対して提供するとともに、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

（エ）その他、各関係機関は、本章第１節「大規模事故対策計画」に基づき、応急対策を実施するものとする。

第４節　海上災害対策計画

１．海上災害予防対策

（１）目　　的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

（２）災害予防対策の推進

ア　海上事故等の予防

海上運送事業者、第八管区海上保安本部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

（ア）海上交通の安全のための情報の充実（情報提供）

a　各機関は、気象警報、危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。

b　漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じ漁業無線を活用して行う。

（イ）船舶の安全な運航

（ウ）船舶の安全性の確保

（エ）海上交通環境の整備

（オ）海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

イ　海上等流出油災害予防

（ア）防除資機材の整備

大規模な流出油による海上災害に備え、防災関係機関、町、関係企業、漁業団体等は、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理機材を整備する。なお、海上等流出油防除資機材の備蓄状況等については、資料編のとおりである。

（イ）防災関係機関との連携

町は，県、近隣市町や第八管区海上保安本部、山陰沖排出油等防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努めるものとする。

（ウ）防災訓練の実施

町は、県が実施する油防除に係る防災訓練に適宜参加するものとする。

（エ）補償対策の充実強化

県は、船舶油濁損害賠償保障法などの油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続、補償対象となる費用など）を収集・整理し、関係機関への周知に努めるものとする。

（オ）海上流出油等を発見時の通報窓口の周知

町、県及び関係機関は、海上流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓口について、住民にあらかじめ周知を図る。（通報窓口：海上保安庁（118）、町）

ウ　危険物質等の流出予防

町、県、沿岸市町、第八管区海上保安本部及び防災関係機関は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

エ　日本海西部における危機管理体制の構築

県（危機管理局）は、日本海西部における危機等に対する備えと適切かつ円滑な対応に万全を期すため、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議を通じ、日本海西部沿岸５府県（福井県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県）、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部と相互連携体制を構築する。

２．海上災害応急対策

（１）目　　的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

（２）想定される海上災害

この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

ア　船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難

イ　船舶からの海域への油、危険物質等の流出

ウ　船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

（３）応急対策

ア　災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおりとする。

【情報伝達経路】

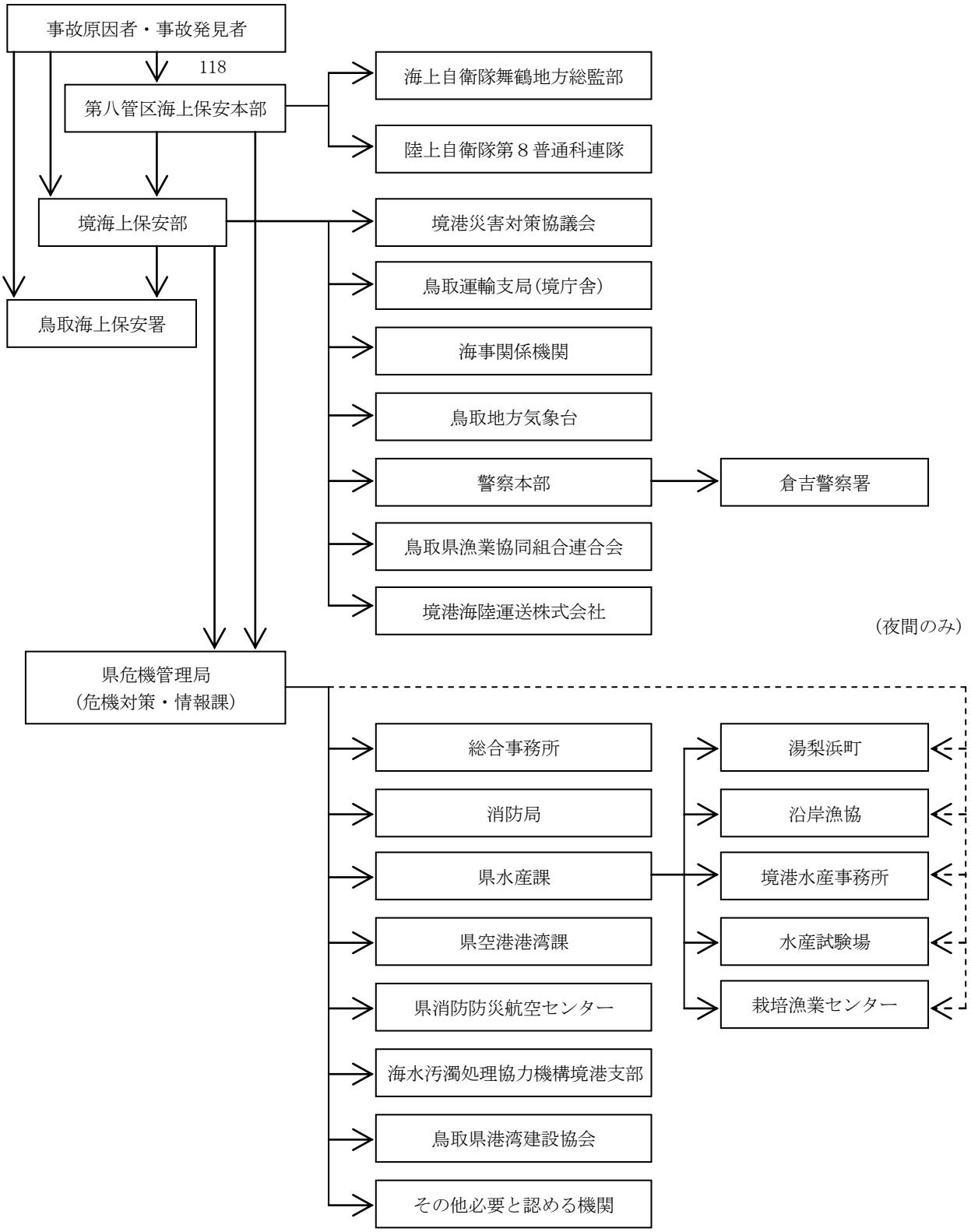

イ　活動体制の確立

機関	実施項目
1　第八管区海上保安本部	海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、管区海上保安本部においては次の対策を講ずるものとする。

機関	実施項目
	（１）情報の収集及び関係機関への伝達 （２）危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 （３）海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 （４）航行船舶への事故情報の周知連絡 （５）船舶火災発生時における消火活動 （６）応援医師並びに緊急物資等の海上輸送
２　県	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等
３　町	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知
４　警察本部	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）県警ヘリでの情報収集・救助救出活動等（沿岸部のみ）
５　消防局	（１）活動体制（情報収集体制）の確立 （２）的確な情報の収集 （３）速やかな関係機関への情報伝達 （４）住民への広報・周知 （５）多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） （６）湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等
６　その他防災関係機関	その他関係団体及び事業者等においては、現場において活動機関への積極的な協力の実施に努めるものとする。

ウ　大規模油流出時の応急対策

（ア）大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動については、第一義的には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条第１項、第２項に規定する防除措置義務者（船長、施設管理者、船舶所有者）が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行うものとする。

（イ）流出油の除去については海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努めるものとする。

（ウ）関係機関の応急対策

機関	実施項目
１　山陰沖排出油等防除協議会	（１）連絡調整本部の設置及び調整員の参集 （２）会員が行う防除活動の連携協力についての調整 （３）排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供 （４）排出油の防除に関する必要な事項の協議
２　第八管区海上保安本部（境海上保安部、鳥取海上保安署、美保航空基地）	（１）防除措置義務者に対する防除措置等の指導 （２）的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 （３）一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 （４）一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制 （５）海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等

機関	実施項目
	の要請
3　県	（1）的確な情報の収集 （2）関係機関へ災害状況の伝達 （3）漂着油等の防除活動 （4）水質、底質などの環境影響評価の実施 （5）必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
4　町	（1）住民に対する災害状況の周知 （2）漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 （3）沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動依頼 （4）漂着油等の防除活動 （5）災害状況の関係機関への報告
5　警察本部	（1）被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 （2）周辺の交通規制及び交通整理 （3）その他必要な措置
6　消防局	（1）船舶等の火災発生時における消火活動 （2）被害状況の情報収集 （3）火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 （4）その他必要な措置
7　関係団体、企業等（施設管理者、船舶所有者等）	（1）自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 （2）協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

（エ）ボランティアの受入れ（漂着油回収作業）

海岸への漂着油の回収作業の実施については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。町及び県は、町社会福祉協議会及び県社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの希望者の活用を検討する。（本編第3章第35節「民間団体、民間企業との協働計画」参照。）

（オ）回収油の処分

a　海上及び海岸で回収された油については、原則、事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処分業者と契約を締結する等により処分を行う。

b　少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

（カ）事後の監視体制の確立

防災関係機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間の時間を要するため、大気、水質、動植物等への影響調査を密に実施し、講じた措置の効果について確認するものとする。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

エ　危険物質等の流出時の応急対策

（ア）町、県、沿岸市町、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずるものとする。

（イ）危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので、留意するものとする。

オ　広報活動

（ア）関係機関の広報活動

町、県、県警察本部及び関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。

（イ）広報項目

a　町、県の措置状況

b　流出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区別別）

c　応急対策の実施状況（出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程等）

d　回収した油の搬出作業状況

e　環境影響等に関する調査した実施結果

f　その他必要と認められる事項

第５節　危険物等災害対策計画

１．危険物等災害予防対策

（１）目　　的

この計画は、危険物等による人命、建造物等の災害を予防するため、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

（２）危険物事故災害予防対策

ア　施設の現況

町内における危険物施設の現況は、資料編資料 25 のとおりである。

なお、この節において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

イ　危険物規制法令遵守の指導

町は消防局と連携して、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

（ア）危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る技術上の基準の適合・維持の遵守

（イ）危険物保安監督者の選任の励行

（ウ）危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

（エ）危険物取扱者等による施設点検の励行

（オ）消火、警報設備の維持及び点検

（カ）危険物運搬の安全確保

a　危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

b　危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

c　消火設備の設置について指導するものとする。

（キ）保安教育の実施

a　危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

b　一定規模以上の製造所等にあっては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

ウ　危険物の災害予防対策

町、消防局、県及び関係団体は連携して、消防庁が作成した危険物事故防止基本指針・アクションプランに基づき危険物の事故防止を推進していくものとする。また、事故防止

連絡会を開催し、各消防局及び関係団体における情報の共有化、共通の認識に基づく事故防止対策の推進を実施するものとする。

町は消防局と連携して、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なもの指導事項は次のとおりである。

（ア）施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるように指導すること。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導すること。

（イ）地震防災教育・地震防災訓練の実施

（ウ）自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組織を確立するとともに、集団的に危険物施設のある区域にあっては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導すること。

（エ）化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集団的に危険物施設のある区域にあっては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

（オ）防災資機材の整備

（3）高圧ガス事故災害予防対策

ア　施設の現況

町内における高圧ガス事業者の現況は、資料編資料 25 のとおりである。

イ　災害予防対策

町は県と連携して、高圧ガスによる災害を防止するため、関係保安法規に基づき次の措置を講ずるものとする。

（ア）立入検査等の実施

a　高圧ガス施設の完成時における完成検査の厳正を期する。

b　高圧ガス施設の定期的保安検査を実施する。

c　高圧ガス施設及び容器製造業者、消費者について必要に応じ立入検査を実施し、不良容器の排除、取扱いの適正化を指導する。

d　危害予防規程の遵守状況を把握し、その適正運営を指導する。

（イ）定期的自主検査等の実施

a　高圧ガス製造業者等に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

b　関係保安法規の遵守徹底について、講習会、研修会等を開催し、又は高圧ガス保安協会を通じ、関係者に周知徹底させる。

c　製造業者等に保安教育計画を作成させ、これに基づく従業員に対する保安教育を徹底し、高圧ガス関係者の保安意識の高揚を図る。

（4）火薬類事故災害予防対策

火薬庫所有者に対し自主検査実施の徹底、及び火薬類の販売業者及び消費者等に対し自主保安教育の徹底を図る。

（5）毒物・劇物事故災害予防対策

ア　施設の現況

町内における毒物・劇物営業者の現況は、資料編資料 25 のとおりである。

イ　災害予防対策

毒物・劇物営業者に対し、災害発生に伴う毒劇物取扱施設等からの漏えい、飛散、流出

等を防止するための災害発生時の初動体制及び組織について整備させるものとする。

２．危険物等災害応急対策

（１）目　　的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

（２）想定される危険物等災害

この計画で想定する危険物等災害は、以下のとおりとする。

ア　危険物（消防法第２条第１項）の漏えい・流出、火災及び爆発

イ　高圧ガス（高圧ガス保安法第２条）、液化石油ガス（液石法第２条）の漏えい・流出、火災及び爆発

ウ　火薬類（火薬類取締法第２条第１項）の火災及び爆発

エ　毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第２条第１項、第２項）の漏えい、飛散、流出等

（３）危険物事故災害応急対策

ア　事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

（ア）被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】

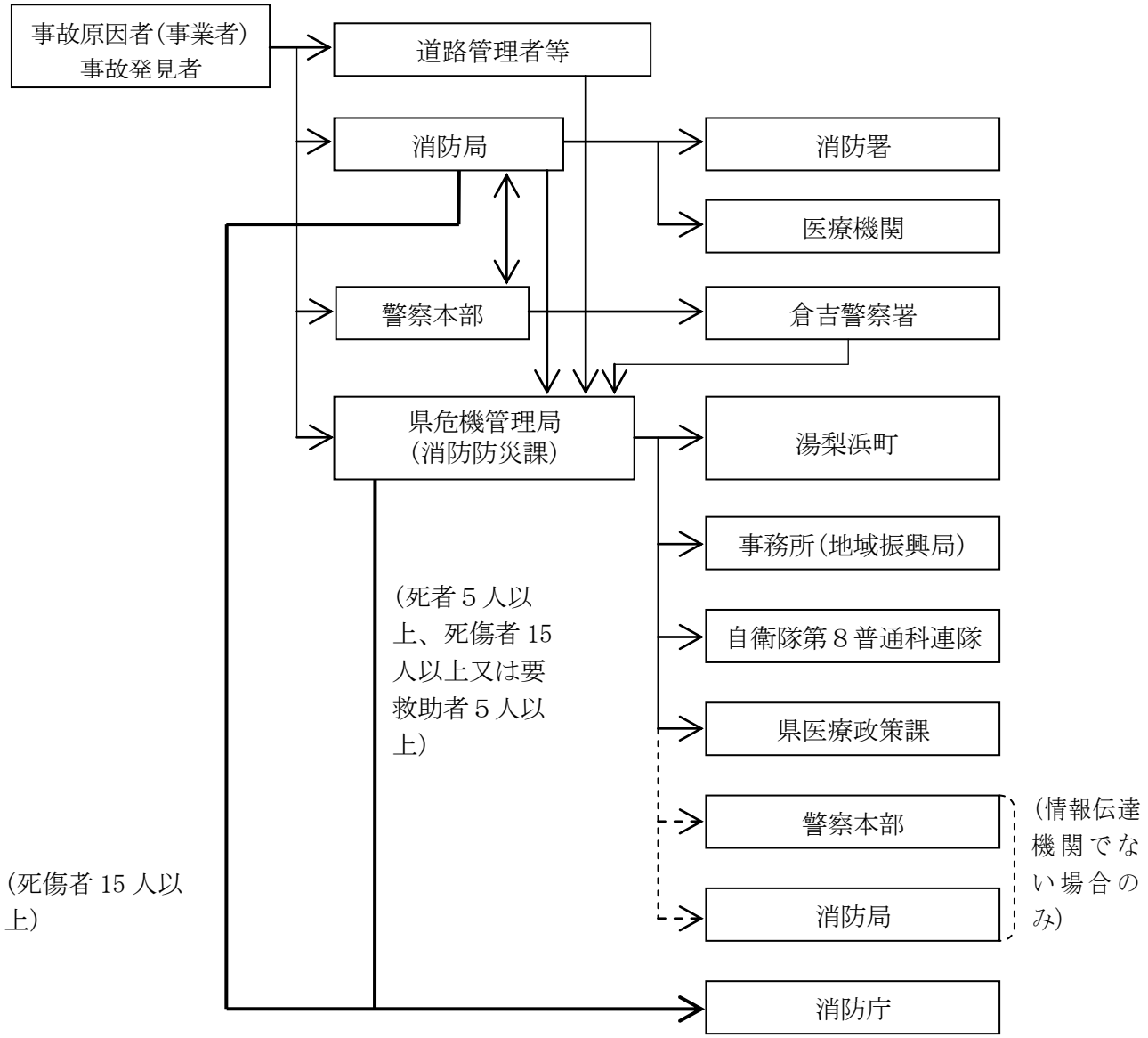

（イ）施設の所有者及び管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときは、速やかに、消防局、警察本部、関係機関へ通報し、緊密な連携の確保に努める。

（ウ）消防局は、災害発生について、火災・災害等即報要領に基づき、町及び県へ速やかに通報する。

（エ）町、県、消防局、警察本部、危険物取扱事業者及び関係団体は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

（オ）河川に係るものにあっては、各河川水質汚濁防止協議会の連絡系統図を参照する。

（カ）町、県、消防局、警察本部及び危険物取扱事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。
（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

イ　災害応急措置

（ア）施設の所有者及び管理者又は占有者の措置

発生した事故、災害に対し、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずるものとする。

（イ）町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

（ウ）消防局の措置

a　事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

b　危険物取扱事業者が応急の措置を講じない場合、当該事業者に対し緊急措置を講ずることを命ずるものとする。

c　前項の緊急措置の内容及び期間が十分でない場合において、行政代執行法の定めるところに従い、当該緊急措置を消防局又は第三者に当該措置をとらせるものとする。

d　事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとし、その結果を消防庁危険物保安室へ報告するものとする。

（エ）警察の措置

a　速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害拡大の防止等の措置を講ずる。

b　町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

c　町長からの要求があった場合には、災害対策基本法第 59 条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められる設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件、保安その他必要な措置をとることを指示する。

（4）高圧ガス事故災害応急対策

ア　高圧ガスに係る応急対策

（ア）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

a　被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】

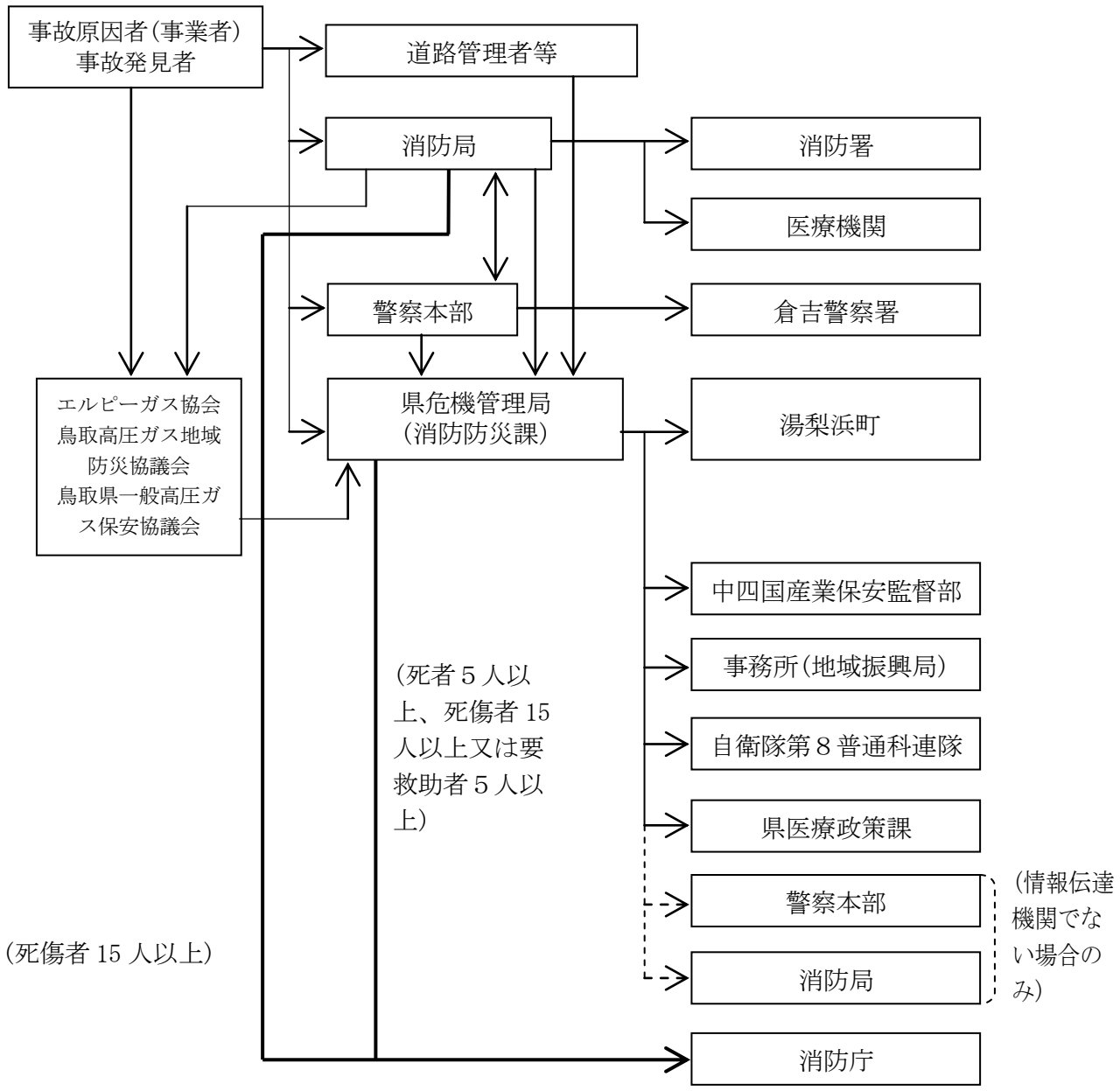

b　高圧ガスに係る事故、災害を起こした者又は発見者は、すみやかに道路管理者等又は町、県、消防機関、警察に通報する。

c　町、県、消防局、警察本部及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

d　町、県、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

（イ）災害応急措置

a　事業者の措置

（ａ）製造、消費施設が危険な状態になったときは、製造又は消費作業を中止し、製造又は消費のための設備内にあるガスについて、危険因子の排除を行う。

（ｂ）貯蔵施設、販売所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガス

について、危険因子の排除を行う。

（ｃ）その他、（３）イ（エ）の措置に準ずる。

ｂ　町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ｃ　県の措置

県は、次の場合で災害の発生の防止又は災害の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法に基づく緊急措置を命ずるものとする。

（ａ）事故により、火災、ガスの大量漏えい等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測されるとき。

（ｂ）事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測されるとき。

（ｃ）事故の原因となった状況が、当該事業所内の他の設備にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きいとき。

ｄ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会、鳥取県一般高圧ガス保安協議会の措置

（ａ）事業者より災害の通報を受けたときは、速やかに県、消防局、警察及び関係団体へ連絡し、緊密な連携に努めるものとする。

（ｂ）関係機関、防災事業所と連携し、ガスの性状にあわせた応急措置に努めるものとする。

ｅ　消防局の措置

事故の規模に応じ、速やかに事故現場に出場し、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ｆ　警察の措置

（３）イ（エ）の措置に準ずる。

イ　液化石油ガスに係る応急対策

（ア）事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

ａ　被害情報の系統は以下のとおり。

【情報伝達経路】

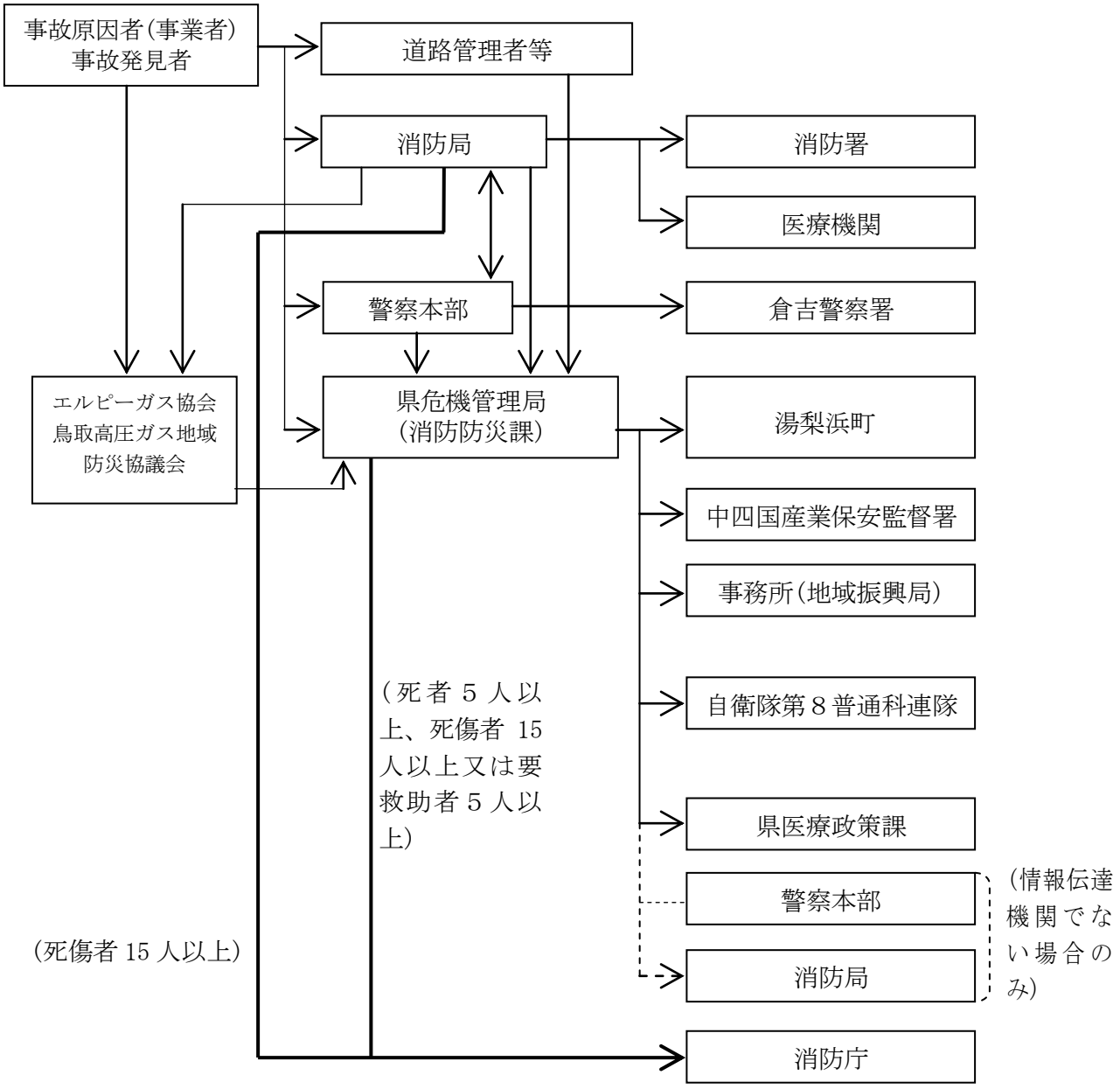

b　保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を県又は警察官に届け出なければならない。

c　町、県、消防局、警察本部、液化石油ガス取扱事業者及び関係協会等は相互に連携し被害情報等を収集し、収集した情報を災害の拡大防止等に役立てるものとする。

d　なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（本章において、以下「液化石油ガス法」という）に関する事故か不明な場合についても、液化石油ガス法に関するものでないと確認されるまでは、液化石油ガス法に関する事故として対応するものとする。

e　町、県、消防局、警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

（イ）災害応急措置

ａ　ガス消費者の措置

（ａ）ガス漏れ事故等を覚知したときは、ガスの消費を中止するなどし、ガス販売事業者、保安機関又は消防機関に通報する。

（ｂ）ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス販売事業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

ｂ　ガス販売事業者の措置

（ａ）ガス消費者等から通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

（ｂ）ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

ｃ　保安機関の措置

ガス漏れ事故等を覚知したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、液化石油ガス法に定める災害拡大防止等の緊急時対応を行うものとする。

ｄ　鳥取県ＬＰガス協会、鳥取県高圧ガス地域防災協議会の措置

（ａ）ガス漏れ事故等を覚知したときは、関係団体と緊密な連携に努めるものとする。

（ｂ）必要に応じ、応急措置を講ずべき傘下会員、防災事業所へ連絡し、応急対応を要請するものとする。

（ｃ）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

ｅ　町の措置

県及び関係機関との連絡調整を行うとともに、消防局から応援の要請を受けた時は、積極的に応援協力を行う。

ｆ　県の措置

（ａ）必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（ｂ）県は、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するための対策を検討し、実施するものとする。

（ｃ）県は、法令違反の有無及び自己の責任の所在を調査するものとする。

ｇ　消防局の措置

（ａ）ガス漏れ事故等が発生したときは、必要に応じ、速やかに事故現場に赴き、事故拡大防止及び必要な現状維持義務のための措置を講ずるものとする。

（ｂ）状況に応じ、関係機関と連絡をとりながら、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気制限等を講じ被害の拡大防止に努めるものとする。

（ｃ）共同住宅における事故の場合には、同じ住宅の入居者に対し注意喚起等の必要な指導を行うものとする。

ｈ　警察の措置

（ａ）速やかに事態の把握に努めるとともに、被害者の救出、被害の拡大の防止等の措置を講ずる。

（ｂ）町、県、消防等他機関の行う活動に協力し、応急対策の円滑な実施に努める。

（５）その他住民等の安全の確保に係る応急対策

ア　避難誘導等

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行うものとする。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

イ　交通規制及び立入禁止区域の設定

（ア）道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

（イ）道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

ウ　消火活動

消火に当たっては保管物質の特質に留意しつつ、消防機関は、速やかに消火活動を実施するものとする。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

エ　救出救助活動

警察本部は、事故発生地を管轄する警察署員、状況により広域緊急援助隊等を直ちに出動させ、救出救助活動を迅速に行うものとする。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

オ　医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置に当たるものとする。（本章第１節「大規模事故対策計画」参照。）

カ　広報活動

（ア）関係機関の広報活動

町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜報道機関やホームページ等を通じて広報に努めるものとする。（本編第３章第８節「災害広報・広聴計画」参照。）

（イ）広報項目

ａ　町、県、消防局、警察本部及び防災関係機関の措置状況

ｂ　保管物質の種類・周辺への危険性

ｃ　応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）

ｄ　環境影響等に関する調査した実施結果

ｅ　その他必要と認められる事項

キ　調査検討

町は県と連携して、事故の直接的・間接的な発生原因及び被害拡大の原因等について、究明するための調査検討を行うものとする。また、事故の再発を防止するため、事故当事者及び関係業界に対する対策を検討し、確立するものとする。

第６節　大規模火事対策計画

１．大規模火事予防対策

（１）目　　的

建築物や住宅が密集しやすい市街地における火災は大規模化する危険性がある。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民、建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

（２）大規模な火事災害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しながら、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

ア　防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

イ　町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街

路整備に努める。

ウ　木造住宅密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、土地区画整理事業等、都市計画事業を推進する。

（２）火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

ア　学校、病院等で消防法第８条の規定に基づき、定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し、防火に努める。

イ　防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

ウ　文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行うとともに、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

２．大規模火事応急対策

大規模な火事災害が発生したときの対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

（１）消火活動

ア　出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ　情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ　応援要請等

（ア）速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、本編第３章第 13 節「広域応援計画」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

（イ）住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、火災が発生したときは、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

（２）救助・救急活動

ア　大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

イ　住民、事業所・企業及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

（３）避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

ア　役場庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。
イ　その他の建築物の管理者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

第７節　林野火災対策計画

１．林野火災予防対策

（１）目　　的

森林は、ひとたび林野火災が発生すると、地形、水利等から消火活動は困難を極め、大規模な火災となるおそれがあり、また、林野火災の発生原因の大半が人為的なものであることから、防火意識の高揚や啓発を図るなど、林野火災に強い地域づくりを推進する。

（２）林野火災に強い地域づくり

ア　防火林道、防火森林の整備に努める。
イ　林産物の採取、森林レクリエーション等の森林利用者、森林所有者、林業労働者、児童・生徒等を重点に、林野火災予防思想の普及、啓発を図る。
ウ　森林所有者、地域の林業関係団体等による自主的な森林保全活動を推進する。

（３）予防体制の強化

ア　森林レクリエーション施設等の設置者及び管理者は、休憩所及び炊飯場所等における消火用具等の設置に努める。
イ　異常乾燥、強風等の気象条件に留意し、火入れの規制を適正に行う。
ウ　林業関係者、消防機関等は、林野火災予防のために密接な連携を図る。

２．林野火災応急対策

（１）消火活動

消防部は、林野火災の消火活動に当たっては次の事項を検討し、現地の状況及びその変化に応じた措置を執る。

ア　部隊等の出動区域、順路等
イ　携行する消防資機材
ウ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
エ　応援部隊の集結場所及び誘導方法
オ　応急防火線の設定
カ　消防資機材の確保と補給方法

（２）応援要請・空中消火活動要請

林野火災が発生し、又は拡大に伴い、自らの消防力のみでは対処できないときは、県内の他の消防機関、相互応援協定市、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、広域航空消防応援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

（３）二次災害の防止

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

第８節　雪害対策計画

１．雪害予防対策

（１）目　　的

本町は豪雪地帯に指定されており、積雪期間には多様な雪害の発生が想定され、なかでも人命や財産に直接的な影響を及ぼす豪雪時の雪圧や雪崩、更に交通の麻痺や農林業をはじめ、各種の産業に及ぼす積雪被害なども挙げられる。

これらの雪害から住民の生命、身体及び財産を守るための予防対策を一層推進する。

（２）雪崩災害の防止

冬期間の雪崩発生による危険を未然に防止し、生活の安全を確保するために雪崩防止対策を実施する。

（３）都市基盤等の耐雪化

雪害の軽減を図り、安定した日常生活、社会経済活動のために、雪に強いまちづくりを進めるとともに、建築物、ライフライン施設、廃棄物処理施設、危険物施設等の耐雪化を進める。

ア　建築物の安全確保

公共建築物や防災上重要な建築物については、必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図る。

（ア）公共建築物

役場庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、学校等については、公共サービスを提供する施設であり、また、災害時の応急活動の拠点となることから、これらの施設の耐雪性能の確保を図る。

施設管理者は、毎年降雪期前に施設の点検を行うとともに、予測される雪害に対し、事前に十分な雪害対策を講じておく。また、新築や改修に際しては、耐雪性能を確保したものになるように努める。

（イ）一般建築物

建築物の規模、用途、敷地の状況等に応じた耐雪構造化、消融雪施設の整備や自然落下方式による雪下ろしの省力化等の指導を積極的に推進し、また、市街地においては、自治会・町内会との連絡を密にし、一斉除排雪の実施に努める。

また、町は、一人暮らし高齢者等の屋根及び住宅周辺の除雪支援に努める。

イ　ライフライン施設の耐雪化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を推進するとともに、ライフライン関係機関や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

ウ　支援体制の確立

豪雪時には、人力、装備、資機材等すべてにわたり、現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、町は、平常時から支援体制を整備する。

エ　交通対策

（ア）町、県及び関係機関等は、冬期の交通事故や交通渋滞の発生を防止するため、スノータイヤ、チェーンの装着、路上駐車の禁止等、交通の安全確保をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発する。

（イ）マイカーの使用自粛と公共交通の利用促進の啓発

町、県及び関係機関等は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及びバス等公共交通機関の利用促進をラジオ、テレビ、新聞、広報誌等を利用し啓発するとともに、事業所・企業等に対し協力を呼び掛ける。

（ウ）除雪計画の策定・推進

a　除雪計画及び安全対策の策定

町は、次の点に留意し、降積雪期前に道路除雪実施計画を策定する。

（ａ）適切な冬期道路交通が確保されるよう、他の道路管理者とも十分連携し、策定する。特に隣接市町及び他管内との境界にある道路の除雪分担及び交差点除雪の受持ち等について十分調整する。

（ｂ）除雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

（ｃ）計画全般について、関係機関と十分連絡協議し、調整を図る。

b　除雪用施設及び資機材の整備

各路線や地域の実情に応じ除雪用施設及び資機材の整備を図る。

c　除雪機械の整備

除雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう事業所・企業等における除雪機械の保有状況を把握し、協力体制を確立する。

d　排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、関係機関と連携し、運搬排雪時の雪捨場の確保を図る。

e　凍結防止剤の整備

勾配の急な区間等における車両スリップ防止のため、凍結防止剤の配備を行う。

２．雪害応急対策

（１）目　　的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、雪崩等による家屋、住家の被災、更には孤立集落の発生など、長期化、広範化が予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

（２）除雪対策

ア　実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町が行う。実務に当たっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

イ　除雪計画にもとづく除雪

町域内の国道及び主要な県道については、国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道については、路面上の積雪が概ね 15cm 以上に達したときに、路線の優先順位を次の基準により定め、通勤・通学時等の除雪に努めるものとする。

（ア）町道の除雪優先基準

a　通勤、物資輸送路の確保

b　学校、公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保

c　通学路の確保

d　その他緊急に必要とする路線

（イ）除雪路線

a　町道について

建設水道課で定める区間

b　国、県道について

町域内の国道及び主要な県道についての優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

（ウ）除雪要領

除雪優先町道については、毎年路線を指定して町及び除雪機械所有業者等に除雪委託契約を行い実施するものとする。豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、本編第３章第 13 節「広域応援計画」により実施するものとする。

（３）関係機関との連携

除雪対策をはじめ、積雪による被害等の拡大防止のため、町は国（鳥取地方気象台、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所等）、県、ライフライン関係機関等との緊密な連携による、各機関の対策の把握、情報共有を図るものとする。

（４）交通麻痺対策

これまでの大雪による交通麻痺の経験を踏まえ、国土交通省倉吉河川国道事務所等の道路等を管理する関係機関での情報共有体制の強化、除雪機械の増強、道の駅等での冬用タイヤ・タイヤチェーンの装着指導等により、交通障害の防止を図っているが、大規模な交通麻痺が発生した場合、次の項目等の対策を実施するものとする。

ア　道路の交通障害

（ア）渋滞等により走行不能となった車両の運転者・同乗者に対する、毛布・食糧・飲料水等の提供。

（イ）交通障害発生箇所周辺の避難所の一時開設。開設した避難所での、毛布・食糧・飲料水、情報入手（伝達）手段としての携帯電話充電のための電源提供。

（ウ）交通障害発生道路沿線のコンビニエンスストア等への協力依頼。

（エ）ＦＭ鳥取、あんしんトリピーメール、緊急速報メール等による避難所開設等の情報提供。

イ　鉄道運行の障害

運行中の列車が大雪で長時間の停車を強いられる場合、ＪＲ西日本と連携の上、停車中の駅周辺の公共施設等を乗客の避難所として一時開設する。

（５）停電への対応

積雪時は、送電設備が雪の重みによる倒木等により破損し、停電が発生しやすくなる。このため、町は中国電力株式会社倉吉営業所と協力体制を確立し、停電の情報提供を受けるとともに、住民周知等について協力するものとする。周知に当たっては、防災無線、あんしんトリピーメール等多元的な手段を用いて行うものとする。また、町は中国電力からの①土砂崩れ、倒木等による道路復旧②除雪対応状況の情報提供に関し、連携をとり、対応するものとする。

（６）大雪への対応

地域や家庭周辺の雪への対応は、個人または自主防災会（自衛消防団、区）等の自助・共助の対応を基本として、次のような項目を実施する。

ア　住民の対応

（ア）家庭及び周辺の除雪及び早期の雪下ろし

（イ）火災等の災害に備え、消火栓など消防水利の除雪

（ウ）一人暮らし高齢者など、避難行動要支援者への声掛けや、周辺及び屋根の雪下ろし

イ　地域の対応

（ア）集落等の生活道路の除雪や、相互の屋根の雪下ろし

（イ）自主防災会（自衛消防団、区）長、民生児童委員等による地域巡回及び相互の連絡

（ウ）一人暮らし高齢者など、避難行動要支援者への声掛け、周辺や屋根の雪下ろし

（エ）指定避難所等となる施設に至る道路等の除雪

（オ）大雪による被害が予想される空き家、老朽家屋の把握

（カ）避難体制の取り決め

（キ）自主防災会（自衛消防団、区）、消防団など、地域組織による助け合い

ウ　町の取組み

（ア）災害時「支え愛」活動が円滑に行えるよう必要な支援を行う。

（イ）防災行政無線等による住民への情報伝達及び注意喚起

（ウ）大雪に対する困りごと相談への対応

（エ）雪下ろし業者の紹介

（オ）ボランティアとの連携

（カ）小型除雪機貸与等による支援

（キ）町職員による除雪応援隊の派遣

高齢者や地域で除雪が行えない場合に、町職員除雪応援隊を派遣し除雪の支援を行うものとする。

（ク）必要に応じ、自衛隊の災害派遣及びドクターヘリ等空路搬送の要請を検討する。

エ　配備体制等

大雪警報の発表等雪に対する警戒が必要な場合は警戒配備体制をとり、管内パトロールや大雪に対する備えを啓発する。

なお、平野部の屋根の積雪が１ｍを越えるなど、大雪による被害が発生または発生の恐れがある場合は、対策本部を設置して、避難路の確保や指定避難所等の対応など全庁的な取組みとする。さらに、降雪や積雪状況の規模が町民の対応能力をはるかに上回り、地域住民などの対応が困難な状況が発生した場合には町の職員を動員して除雪を実施するとともに、規模によっては消防局及び消防団の出動を要請する。

また、一人暮らし高齢者など要配慮者の大雪による被害防止のため、自主防災会を通じて家屋等の所在や状況なども把握しながら、必要な個別支援体制を地域の対応とともに推進する。

オ　孤立予想集落への対策

町は、孤立原因解消のための道路啓開について、緊急性が高い場合は必要に応じ自衛隊の派遣要請を検討する。また、必要に応じて避難所を開設して住民に避難を促す。

第９節　放射性物質及び原子力災害対策

１．総　　則

（１）計画の目的

本町は、中国電力株式会社（島根原子力発電所）から約 79㎞（町役場庁舎）の位置にある。

原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、原子力災害（島根原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

（２）計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針（改訂原案：平成 24 年 12 月改訂）」（以下、「原子力災害対策指針」という。）を十分に尊重する。

また、原子力災害対策指針において、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）が定めら

れたことから、鳥取県においては、県内の原子力防災体制を再構築するとともに、島根県地域防災計画との整合を図りながら県計画を全面修正するため、本町においても、県原子力災害対策編との整合を図るものとする。

（3）計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策指針の緊急時防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）の考え方を踏まえ、島根原子力発電所において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、原子力施設から概ね 30 ㎞となっている。

本町においては、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：原子力施設から概ね半径５ｋｍ圏）や緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね 30ｋｍ圏）には含まれていない。

島根原子力発電所から概ね 30ｋｍ圏（ＵＰＺ）内に位置する鳥取県内の区域は、境港市の全域ならびに米子市の一部（概ね 30ｋｍ圏内で米子市地域防災計画に定める区域）となっている。

事業者名	中国電力株式会社		
発電所名	島根原子力発電所		
所在地	島根県松江市鹿島町片句 654－１		
発電機出力及び原子炉形式	１号機	46 万ｋＷ	沸とう水型軽水炉
	２号機	82 万ｋＷ	沸とう水型軽水炉

（4）計画の前提となる緊急事態が想定される人形峠環境技術センター

鳥取県と隣接する岡山県鏡野町に、(独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターが所在しており、本町（役場庁舎）からは約 25ｋｍの距離に位置している。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策指針の実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域の考え方を踏まえ、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、施設から概ね 500ｍとなっている。対象となる区域は、三朝町竹田地区において人形峠環境技術センターから概ね 500ｍで三朝町地域防災計画（原子力災害対策編）に定める区域となっている。

２．原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

（1）防災体制の整備

ア　通信連絡体制の整備

町は、鳥取県災害対策本部、島根県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備するとともに、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における町防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

イ　防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

（2）防災知識の普及等

ア　放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

（ア）放射性物質及び放射線の特性に関すること

（イ）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（ウ）その他必要と認める事項に関すること

イ　原子力災害に関する防災知識の普及

（ア）防災広報

町は、国、島根県、鳥取県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

a　全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

b　原子力災害とその特性に関すること

c　緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

d　緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

e　その他必要と認める事項に関すること

（イ）防災教育

町及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

ウ　住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、総合的な相談窓口を設置するため、県と連携し体制整備を図る。

３．原子力災害応急計画

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、原子力災害による被害を軽減するため、町及び県等が実施する緊急時における原子力災害応急・復旧対策について定める。

（１）活動体制

原子力発電所における事故を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 15 条の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合、または知事が必要と認めた場合は、県災害対策本部が設置されることになっている。

町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

（２）特定事象等発生情報等の連絡

ア　島根原子力発電所に関し、特定事象の基準に達しない異常情報、特定事象発生情報、県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合の連絡、原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報・被害情報等の連絡は、県が特に必要と認めた場合に、本町に連絡が入ることになっている。

イ　人形峠環境技術センターに関し、特定事象の基準に達しない異常情報、特定事象発生情報は、日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターより本町に連絡が入ることになっている。また、県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値を発見した場合は、県より本町に連絡が入ることになっている。

ウ　人形峠環境技術センターに関し、原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報・被害情報等の連絡は、原子力規制委員会及び県より本町に連絡が入ることになっている。

（３）屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うこととなっている。

本町（役場庁舎）から島根原子力発電所までの距離は約 79ｋｍとなっており、緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね 30ｋｍ圏）には含まれていないが、国から鳥取県ならびに本町に対して原災法第 15 条の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して必要な指示を行う。

ア　住民への注意喚起

町は県と協力して、原子力災害の鳥取県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

イ　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

（ア）原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は内閣総理大臣の指示に従い、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うこととなっている。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

ａ　報道機関に対する緊急放送等の要請

ｂ　町防災行政無線による広報

ｃ　広報車などによる広報

ｄ　学校、こども園、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する指示

ｅ　バス事業者の社内放送等による乗客へ周知

（イ）町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

（ウ）町及び県は、避難誘導が的確かつ迅速に実施されるよう、避難指示、情報伝達方法、避難の手段、避難誘導等の実施方法等を、関係市町村と連携して策定する広域避難計画において定めておくものとする。

（４）ＰＡＺ圏内避難者・ＵＰＺ圏内避難者の受入れ

ア　県広域住民避難計画による避難の形態

鳥取県広域住民避難計画では、ＰＡＺ（原子力施設から概ね半径５ｋｍ圏）避難に続いて、あるいはＰＡＺ避難と同時に、国のＵＰＺ（原子力施設から概ね30ｋｍ圏）避難指示が出された場合、ＵＰＺ避難を開始することになっている。

県広域住民避難計画による避難の形態は以下の通りとなっている。本町を含む東伯郡及び鳥取市、倉吉市の避難受入数は、米子市の一部住民の避難者約3.7万人となっている。

避難元	鳥取県内避難先	避難受入数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.6万人
米子市の一部	鳥取市、倉吉市、**東伯郡**	約3.7万人
島根県（緊急受入れ）［島根県のＵＰＺ圏内の住民が対象］	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町	約1.0万人
	若桜町、智頭町	約0.5万人

資料：鳥取県広域住民避難計画

イ　避難実施の考え方

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護対策として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）を実施する。避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難の停滞が発生することによる住民の被ばくの危険性を防止する。

本町における避難者の受入れについては、島根原子力発電所からＵＰＺ圏内の米子市の一部住民の避難を、国原子力災害対策本部の決定による避難指示ならびに鳥取県からの要請により、町内のより以遠の地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行うものとする。

ウ　避難誘導

乳幼児など18歳未満の者及び妊婦は、優先的に避難する。また、避難行動要支援者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。避難誘導の詳細については、関係市町村と調整の上、別途定める広域避難計画によるものとする。

エ　町及び県の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、避難に関する役割は以下の通り。

機関名	事務又は業務
鳥取県	１．県内における原子力災害に関する総合調整 ２．避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等） ３．一時集結所から避難所までの住民の輸送 ４．広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整） ５．一時集結所から避難所までのルート決定 ６．広域避難所運営の統轄 ７．広域避難所（県営）の指定 ８．広域避難所（県営）の開設、運営 ９．住民の避難（広域輸送） 10．緊急時モニタリング（放射線の監視測定） 11．安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備 12．避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13．広報、情報伝達 14．その他必要な措置
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受入市町村）	１．米子市、境港市への支援 ２．広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営 ３．境港市役所の移転への支援 ４．避難手段（市町村バス等）の提供協力 ５．避難誘導等に対する職員の動員 ６．緊急時モニタリングの支援 ７．安定ヨウ素剤の予防的投与の支援 ８．避難住民のスクリーニング、除染の支援 ９．避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供

（５）緊急医療活動の実施

町は、必要に応じて、県が行う避難者の健康相談、身体汚染検査及び除染等に協力する。

（６）住民への情報伝達等

ア　住民に対する広報及び指示伝達

町は、住民に対して、町防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

（ア）事故の概要

（イ）災害の現況

（ウ）町、県及び防災関係機関の対策状況

（エ）住民のとるべき措置及び注意事項

（オ）その他必要と認める事項

イ　住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

（７）風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又

は影響を軽減するために、町内産農林水産物や町内事業所が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

４．災害復旧対策

住民の生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

（１）モニタリング情報の周知等

ア　モニタリング情報の周知

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し町防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

イ　放射性物質による汚染の除去等

町は、県、国、原子力事業者その他防災関係機関が実施する放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業に協力する。

（２）風評被害の軽減及び損害賠償請求等

ア　風評被害等の影響の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き必要な対策を行う。

イ　損害賠償の請求等に必要な資料の作成・保存

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。